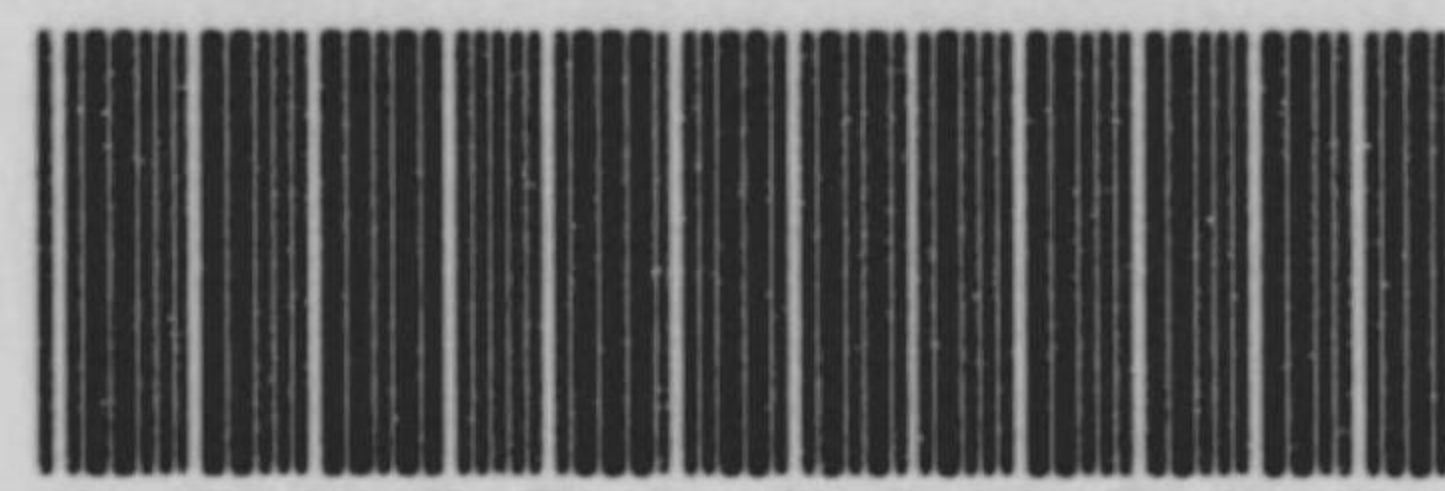


14.4

1039

本邦労働者及農民事情 昭和十五年度

大原社会問題研究所編



* 0037188000 *

0037188-000

14.4-1039

本邦労働者及農民事情

大原社会問題研究所・編

栗田書店

昭和15年度

昭和16

AGF

14. 4
103

本邦労働者及農民事情

(昭和十五年度)

大原社會問題研究所

緒

言

〔昭和十四年（一九三九年）度大観〕

昭和十四年における我國の政治的經濟的思想的性格は「戰時體制の本格化へ」を以て特徴づけられる。すなはち昭和十二年以來日支事變と共に益々明らかとなり前年度を通じて次第に強世されて来た諸傾向が形式的にも實質的にも愈々本腰のものたらしとする態勢を示すに至つた。事實を指すのである。

かきつに戰時體制を本格化に向けた推進力は主として國際情勢の新展開すなはち日支事變の發展とならんで特に第二次歐洲戰爭の勃發に求められる。周知のやうに前年度末に行はれた近衛三原則に基づき日支國交調整の提唱は和平を結實せず却つて戰爭は長期化擴大化深刻化の一路を辿つた。海南島の占領とそれにまつはる外交問題天津租界の封鎖ノモンハン事件はその象徴と見られる。これらの事件特に後の二つは、いづれも局地的の出來事であり幸に平和的解決を見るに至つたけれども、しかしそれが北方及南方二面における援蔣諸國家との關係の緊迫を物語るものであることは争はれない。

まさにこのとき日支事變の國際戰爭化への可能性に向つて一層の拍車をかけたものは第二次

歐洲戦争の勃發であつた。四元首のミュンヘン協定による脆弱なる補綴によつて僅かに破綻を免れた歐洲平和は其後獨逸のチェコ進出、メーメルの獨逸復歸、伊太利のアルベニヤ進駐、獨伊軍事同盟の締結等によつて漸次蝕まれて來たのであるが、遂にダンテッヒ問題をめぐる獨波戦争を契機とした英佛側の對獨宣戦によつて破られたのである。なほ戦争の誘因となつた獨波戦争の直前、突如として發表された獨蘇不侵略條約は、洋の東西を問はず、多くの人々にとつてはまことに晴天の霹靂であつたのはもちろん、國際政局への影響も亦深刻であつた。さうしてこの「複雑怪奇なる出來事は、後段に述べるやうに、我國政局にも重大な影響を持つたのである。それはともあれ、獨波戦争は獨軍の壓倒的な勝利と獨蘇兩國間の波蘭分割協定の成立によつて短期間を以て終熄するに至つた。けれどもこの既成事態を基礎とするヒットラー總統の和平提案は英佛側の拒否するところとなつて、英佛の對獨戦争は繼續され、さらに、バルト三國を事實上保護國化した蘇聯が勢に乗じて爲した強硬要求をめぐつて發生した蘇芬戦争によつて、北歐の風雲亦急を告ぐるに至つた。

ところで英佛の對獨戦争はやがて全歐の戦争に轉化し、さらに第二次世界戦争にまで發展する危険を包蔵してゐる。然る場合、東亞における日支兩國とその事變はいつまでも孤立の状態に留まることはできまい、かくて、日支事變も亦新しき世界戦争の一環たらんとする可能性は益々濃化して行つた。さうして之に應じてわが戦時體制も亦本格化的身構へにまで進展せざるをえなくなつたのである。

二

世界の情勢は政治の優位を確立し、政治の優位はそれに照應する政治の強化を要請する。然るに、客觀的情勢によつて形式上に、優位を確保された政治も、我國においてはその強化が絶えず要請され、探求されつつも、いまだ主體的には到達されなかつた。之に加へて、謂ゆる「複雑怪奇なる世界政治は、全體主義國家群と民主主義國家群と蘇聯との鼎立状態に處する我が外交方針が當時いまだ確立されてゐなかつた事實と相俟つて、わが國內政治を甚しく不安定ならしめた。かくて舊職近衛内閣は突如として辭職し、對外對内とも形勢觀望と足踏状態に留まつた平沼内閣も亦半歳にして退場したのである。

この氣迷状態に、ともかく或種の「活」を入れたものこそ、かの獨蘇不侵略條約であつて、この不慮の衝擊によつて平沼内閣は倒れ、阿部内閣が登場したのであつた。ところで、新内閣はその成立事情を反映して、當面政治の根本方針を「外交第一主義」に求め、不介入の自主外交と日支事變の急速解決への傾倒とにその重點を置いた。すなはち、前者については、獨蘇不侵略條約の締結により帝國の國際的環境が一新し、従來の樞軸外交が白紙に還元された事情の上に立ち、歐洲の戦争に介入せず帝國獨自の立場を嚴守して、自主的所信に邁進する謂ゆる「自主外交」を樹立せんとし、後者については、抗日政權の實力減退の事實にかんがみ、汪氏を首班とする親日新中央政權を育成し之れとの協

力によつて事變處理の達成を期せんとしたのであつた。さうしてこの二方針は在來の低迷的狀態に比して、ともあれ、わが外交方針の一大轉換又は飛躍とよぶことができよう。

他方、阿部内閣は内政については、(一)綜合經濟力の擴充運用(二)國家總動員體制の整備強化(三)「諸制度の刷新並に運用」を掲げたのであるが、このうち特に注意に値するものは、後に内閣の壽命にも影響した貿易省の新設を含む(一)における「貿易體制の強化整備」と、權力集中の觀點から重視すべき(二)の「國家總動員體制の整備強化」が、就中、總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務需給調整の速なる實現を期した點とである。かくて阿部内閣は歐洲戰爭を契機として總動員法の全面的發動、首相權限の擴大、失敗には終つたが組閣における少數閣僚制を通して、戰時體制の本格化にふさはしい權力の集中化を企圖したのであつた。だが、大物内閣でも逸材内閣でもなく、政黨との連絡も終始不十分であつた阿部内閣は、所詮弱體内閣たるを免れず、その標榜したる權力集中化の方策さへも全部的には貫徹されなかつたのである。

權力の集中は立法府にたいする行政府の勢威の増大を意味し、それに照應して議會政治の主體をなす政黨がその勢力を失墜することは周知のごとくである。事實、政黨は事變の進展と共に益益時局擔當の自信を喪失して行つたのであるが、今や漸くその自壞の兆候をすら露呈するに至つた。すなはち、既成政黨の側にあつては、政友會における久原派、中島派の本家争ひがその一つであり、革新政黨の側にあつては、社大、東方農革協の合同失敗に基づく各團體の内紛がその二である。

尤も、本年末には、一方では漸く顯著となつた阿部内閣の弱體性に乘じ、他方では生活物資の問題をきつかけに表面化された謂ゆる官僚統制における缺陷を利用して、一時政黨勢力の再擡頭を想はしめるものがあつたけれども、もちろん政治の本質的動向はその逆に向つて急ぎつあつたのである。かくて權力的政治體制は、阿部内閣の弱體性にも拘らず、時局の要請に促されて消極的にも積極的に本本格化へと進み行つたのであつた。

三

歐洲戰爭が世界戰爭の危機を孕み、日支事變が後者の一環となる可能性を濃化するに至つたことは、經濟の世界においても亦、さなくともすでに強度を加へつつあつた戰時體制本格化への動向に一段の拍車をかけた。

事變勃發以來ここに三年、長期化深刻化建設化への経過をとり來つた日支事變は、戰爭遂行軍備擴張生産力擴充大陸開發のために物資の需要を益々増大した一方、資財勞力の供給は次第に窮屈となり、加ふるに統制の不徹底、不統一、不手際等も手傳つて、經濟界の前途は、之を其儘に放任するに於いては、決して樂觀を許さぬ事態にあつた。恰もこのとき、歐洲戰爭と早魃といふ二大事件が附け加はつて、この事態を一段と眞劍化せしめた。すなはち、まづ歐洲戰爭の勃發は、たとへ第一次世界戰爭當時の戰爭景氣を夢想して、少時空景氣を沸き立たせたとはいへ、その本質的影響は、むしろ消極的たらざるをえなかつた。なぜなら、戰爭に伴ふ諸國の輸出入の制限、通商路の閉塞、磅貨の

下落等々は、それぞれの作用において、豫期の如き輸出振興をもたらさないのみか、工業原料生産資材の入手を妨げて物動計畫に著しき齟齬を生ぜしめ、生産力の増大率を鈍化し、國內物價の上騰を促進する傾向にあつたからである。次に、西日本及朝鮮を襲うた稀有の旱魃は、一方では水力電氣の供給減と石炭の需要激増を通して産業界に少からぬ影響を及ぼし、他面では農作物の作柄に影響する等によつて國民を生活問題に當面せしめた。茲に始めて全國民は屢々口にした事變の臥薪嘗膽性の一部を身近く體驗するに至つたのである。生産資材消費手段における供給關係がかくの如き状況にある一方において、遞増する國家需要に應じて本年度の豫算總額は百三十億に上り、加ふるに歐洲戰亂による世界物價水準の上昇もあつてみれば、悪性インフレの憂はないとしても、物價上騰の機運は不可避免的に迫進し來つたのである。

此の如き内外の危局に當面しては、たとへわが國民經濟が如何に強靱であるにもせよ、自由主義的施策を以てしては、もちろん、在來のままの腰の据らない統制によつては、この重大難關の突破の困難なることが明らかとなつた。かくて好むと好まざるとに拘らず、經濟的戰時體制の本格化は避け難い運命であつた。そして、經濟的戰時體制の本格化は、即ち統制經濟の本格化にほかならない。前年度においてすでに認められた流通部面の統制より生産部面の統制へ、資金の統制より物及人の統制へ間接的な自治統制より直接的な國家統制へ、對症的な部分統制より計畫的な全體統制への轉換が一層踏込んで行はれた。かくて統制はその對象と領域とを廣めて益々量的に増大

され、その深度と強度とを加へて益々質的に強化され、その喰違ひ凸凹を克服して益々全體的に統一整備されるに至つたのである。

統制本格化へのこれらの途上において、本年度特に注意に値する諸點を指摘すれば次の如くである。

一、戰時經濟體制の確立を目的とする指導的法律としての總動員法の全面的發動があり、經濟統制の多くは本法に基づくものとなり、かくて、國民職業能力申告令より土地工作物管理使用收用令に至る二十七の勅令が公布された。

二、一方では國民職業能力申告雇入制限國民徵用職業紹介所の機能改革等の勞働行政の擴充により、他方では勞働組合の解體傾向と産業報國運動の進展によつて、勞働統制は本格化するに至つた。

三、本年度における對外經濟關係の混亂は、重要資材輸入確保と輸入力増強の方策としての輸出貿易振興の必要を緊迫化せしめたので、之に對處するため、貿易省の設立、流産に終つた、リンク制を中軸とする貿易機構の改革、輸出貿易及輸出産業の損失補償等によつて、第三國輸出貿易振興を主目標とする貿易統制が強化された。

四、インフレ對策、物價問題が官私の注意を集め、政府は中央物價委員會答申物價要綱の主旨に従ひ低物價政策の方針を確持し、價格等統制令、地代家賃統制令の制定公布と共に、適正物價制度の

實施の準備的前提として、謂ゆる九一八價格釘付が措置せられた。

五、生活物資に關聯して統後生活問題の擡頭した爲、統制は工業原料生産資材のみならず、生活必需品に迄及ばざるをえない状態となり、これらの配給消費の統制を必至ならしめるに至つた。

六、最後に、特に第二次歐洲戦争による生産資材の不足は在來の併進主義より謂ゆる重點主義への轉換をよぎなくし、それと共に大事業の優位は確立され、中小工業問題は一段の重要性を加ふるに至つた。

四

戰時體制の本格化への態勢は、最後に、思想の領域にあつては思想統制の本格化の動向を意味する。しかも本來無形にして捉へるに難き思想において、統制は最も徹底的に行はれていつた。それは一つには精神を本として諸惡の根源を惡思想に求める精神主義的世界觀にもよるのであるが、主として思想の統制が消極的な形においては、技術的に最も簡易に行はれ、それが生活利益の直接的侵害として現はれず、且つそれを代表する社會層の柔軟性が最も顯着であることに基づくのである。

ところで、この思想統制は積極的には國體の本義を明徴にし、日本精神を發揚すると共に、時艱の克服に最も有効適切なる思想を建設、昂揚普及することに存し、消極的にはこれと對立する諸思想を抑制、禁遏するにある。しかしてかやうな消極的統制の對象をなす思想が反國體的外來思想で

あり、また戦争の勝利的遂行の障碍となる反戰的國際主義的階級闘争的乃至國內平和攪亂的色彩を帯ぶる一切の思想であるのは、云ふ迄もない。統制はまづ消極的に作用した。それは積極的に日本主義的諸思想の建設を一朝一夕に成就することが、到底不可能であるに反して、言論研究教育の抑制は内容的には無政府主義、マルタス主義より人民戰線思想を経て自由主義にまで下降し、對象においてはジャーナリズムよりアカデミズムへ向つた。東大經濟學部を混亂に陥れた謂ゆる平賀肅學はその象徴である。けだし學内政争的諸問題を除いたその思想的核は自由主義思想を確持し來りし河合教授が慣例的手續を経ず、思想の表現形式に缺格ありとの理由によつて休職處分に處せられた事實に存するから。従つてそれは(一)自由主義教授が自由主義思想のために大學から追放せられたこと、(二)その追放を行ふにあつて大學が在來重んじて來た自治の手續をみづから遵守しなかつたこと、(三)さらにそれが諸大學中最大の堅壘と自他の認めて來た東京帝大であつたことを内包することによつて、思想統制上における劃期的一標識をなすものといへよう。

思想統制の強化はその消極面においては益々本格化の方向を辿りつつあるにも拘らず、その積極面においての實績は、その標榜するところに及ばず、かの日本諸學の振興も内容上では決して捗捗しいとはいへないものがある。ただ、昨年末來國內及東亞再建の理念として協同體觀が時局の線に沿ひつつ清新な力を以て登場したことが注意される。特に東亞協同體論は一時内外の視聽

を集めたのである。しかしそれはそのイデオロギー的特質に累せられて、東亞新秩序の標語に席を譲るに至つた。けれども、しかし年末興亞院會議の答申案要旨が東亞新秩序は東亞の共同防衛帝國主義支配機構の廢絶、亞細亞共同體制の樹立と新東亞文化の昂揚を以てその根本目的とし、日滿支の連環關係の強化を實現すべきであると言つてゐるところからしても、この思想の寄與は想起されねばならぬのである。

五

上記のやうな政治的經濟的思想的戰時體制の本格化への態勢に伴うて、本年度の社會情勢は如何なる動向を示したか。本年鑑における我等の特殊課題は、前年度版におけるそれを承けて、戰時體制本格化への態勢が社會狀態に如何なる影響を及ぼしたか、特に勤勞階層の生活條件との關聯等の點に留意しつつこれを詳述し、次いで時局下における勤勞國民の社會的諸運動の消長と上記にたいするその自助作用とを闡明し、さらに、事業家並に第三者、とりわけ時局の深刻化と共に、その重要性を加へて來た國家の社會的施策の發展を記録するにある。けだし戰爭の長期化深刻化國際化に伴ふ戰時體制本格化への態勢が不可避的に銃後生活の緊張と負擔の増加とを招來しつつある事態に當面して、我國勤勞大衆がその持場持場においてよく勤勞奉公の至誠を效しつつあるをみて欣快にたへないとともに、他方では、勞働條件の變化が勞働力の保護培養の喫緊を警告してゐる次第を、また、戰爭負擔の合理的配分によつて社會的正義の實現を期することが舉國一

致のために缺ぐことのできぬ一大要請をなしてゐる次第を、承認せざるをえないからである。

戰時經濟の絶對命令は軍需の充足であり、さらに最近の時局が軍備の擴張を必至ならしめてゐる事情から、軍需軍擴のためにする生産力擴充は戰時經濟の中心課題である。従つて事變以來わが國民經濟はこの中心目標に適應して——無論その後、に次第にその二次的重要性を承認せられて來た大陸建設資材産業輸出産業生活必需品産業も亦衝星的地位を與へられたのであるが——再編成せられ、巨大なる資金物資と列んで、これに照應する多量の勞働力を吸収しつつある事は、周知の如くである。かくて本年度においては前年度の傾向を追ひ、總勞働者においては約二十萬、工場勞働者においては約五十萬餘人の躍進が見られた。これら増加勞働者の給源は農民轉業者、婦人、青少年、失業者等に求められるのであるが、生産力擴充の巨大なる欲求はこれらの給源からの補給を以てしたのでは中々充足しきれず、勞働力、わけても熟練勞働力の不足は、本年度において益々その度を加へ來つた。この狀況に對應して失業者數の減退を見たのは當然であつて、從來の意味の失業者數、(従つて、謂ゆる事變失業者を除く)は激減し、昭和七年の二十萬に比して僅々五萬餘といふ最近における最小記録を示し、従つて給源としての失業群の重要性も亦著しく減殺された。かくてかつての失業克服の代りに一般に勞力不足の、特に熟練勞働力不足の、克服が喫緊の國策として登場するに至つたのである。

勞働者の配置及構成も亦大體において準戰時體制以來の傾向を繼續して、その戰時色を一段と

濃化したものと考へてよい。まづ、労働者の種別配置については、工場労働者と鑛業労働者とは著増し、運輸交通通信労働者と日傭労働者其他特に後者は著減してゐる。次に、工場労働者についてはその事業別配置を窺ふに、金屬機械器具化學等の謂ゆる時局産業がその職工數工場數とも絶對的にも相對的にも激増しつつあるに反して、我國産業の宗たりし紡織産業は職工數工場數のいづれについても絶對的にも相對的にもその地位を甚しく低下するに至つた。さらに地方別配置については、數年來みられた東京大阪愛知兵庫神奈川福岡等の大工業地帯の集中傾向は依然として繼續されてゐると思はれるが、數字的には確定しがたい。なほ、規模別配置においては、所屬者の比率は三〇人以下の工場において減少し、二〇〇人以上の大工場特に金屬及機械器具工場において増大しつつある。謂ゆる重點主義がこの傾向を一層促進して、重工業の勢力擴大に資したことは疑ふべくもない。終りに、労働者の體性的構成は重工業の興隆と輕工業の停頓の結果、比率的には男子超過の傾向を一層顯著にして來てゐるが、他方、労働需要の緊迫化と労働供給の窮屈化に伴ひ、年齢別構成における十六歳未満者その大半は女子であるの雇傭が絶對的に増加し、時局産業にあつては比率的にも増加してゐるのとならんで、謂ゆる男性職業への女性の進出の傾向も亦漸く目立つて來、機械器具工場における、しかもその本質的な労働過程においてさへ、女子労働の比率は次第に上昇せんとする機運にあるのである。

労働者の總數とその配置及構成に現はれた上記の變動とならんで、彼らの労働生活の諸條件に

においても亦、戦時體制本格化への態勢の影響が確認される。一般に戦時經濟における労働生活の特質は、戦争景氣がその積極面よりもヨリ多くその消極面を伴ひ、これが惠澤に與かる場合にも、それが屢々表見的一時的であり、又は遲進的跛行的である點に存してゐる。時局の重大性は労働者にも亦臥薪嘗膽を命ずると共に、軍需の緊急と物的設備の遅増と、さらに營利主義の活況は、必然に労働力の支出にたいする要求を増大する。かくてもしも適切なる措置が怠られる場合には、労働時間の延長休憩の短縮労働の強化保護安全設備の低下等の如き労働條件悪化への趨勢は避けがたい。その結果は、未熟練工弱質者婦人未成年者の雇傭の影響も手傳うて、事故缺勤率罹病率災害率の増加となつて現はれることともならう。現に本年度においては、工場就業時間制限令従業者雇入制限令等の結果、幾分移動率殘業率の減少を見たるに拘らず、男子労働者の公傷病缺勤率が輕微な減少を見たほか、男子にあつては私傷病缺勤率特に事故缺勤率が増大し、女子にあつては三率とも甚しき上昇を示してゐる。官廳報告は事變發生當初より過長労働により蓄積せる肉體的影響、或は職工の精神的弛緩等が考慮されるべきであらうと述べてゐるが、これらの事柄は戦争の直接間接に及ぼす爾餘の影響とならんで國民體位の低下に作用する重大要因として急速に施策せらるべきはもちろん、勤勞國民の志氣の問題としても慎重に考慮されねばならぬのである。

他面、かかる新しい條件下における労働に對して勤勞國民は如何に報ひられてゐるか。そのさい問題は、股賑産業の増大利潤にたいする公正なる關與といつた點よりも、むしろ彼らが激しい肉

體的精神的消耗を回復し、彼らの健康と能率とを維持するに足る報酬をえてゐるかにある。本年度において工業労働者の名目實收賃銀の平均は約二割内外の増加を見た。しかしその間に小賣相場・生活費指數が割五分内外の上昇を示してゐるから、闇相場を除外しても、生活程度の上昇はたいして問題にならぬであらう。事實、厚生省の實質賃銀は殆んど事變當初の状態に留まり、時局産業においては若干の低下をさへ示してゐるのである。さらにこれを事變前の昭和六年のそれと比べると、名目定額賃銀は略ぼ同一レベルに留まり、名目實收賃銀は三割五分近い上騰を示してゐるが、同じ期間に全國生活費指數は二三分方ヨリ多く上昇してゐるから、實質實收賃銀においては辛うじて事變前の水準に追いついたといふところであらうか。ただし前年版にも述べたやうに、未熟練工・未成年工・女工・速成工等の比重増大が平均賃銀をヨリ低く現はれしめてゐること、全體として失業の減少したこと、賃銀外給與の増大したこと等々を考慮に入れると、國民所得の勤勞層への分配總額が絶對的にはかなり膨脹したことは争ひ難く、また一部の労働者特に時局産業における熟練工及獨身労働者等においてインフレ的賃銀上昇を見たことも看過されてはならぬ。尤も、これらの有利な諸事情に對して、之を打消すものとして闇相場や消費物件の品質低下等がある。るので、これら一切を參酌して全體的に考察すると、労働國民の物的報酬は計數的にはやつと事變前の水準まで辿りついたといふところであらう。しかしそれが在來の如き社會施設の下において在來の如き方法で消費されてゐたのでは、上段の如き労働力の非常時的消耗にたいして、これ

を生理的・經濟的・精神的に補償して今後益々その旺盛なる再生産を擴大しうるかについては必ずしも樂觀しがたい。さうして戰時體制の本格化の作用がこの條件を固定化する傾向を持つとすれば、ヨリ進んだ精神的・物質的施策が必要とされることは云ふまでもない。

そのほか俸給生活者については彼らの數量上の増大と労働者化的傾向は依然として繼續され、たが報酬の弾力性については遙かに労働者に劣りしたが、つて事變の影響は、小商工業者とならんで、ヨリ多くこの階層の上に及びつつあるかの観がある。次に、戰時體制本格化への動向は、第二の産業革命となつて舊中間階層たる小商工業者に最も深刻なる作用を及ぼし、彼らの間に多數の轉失業者をさへ生ぜしめ、商業使用人の或者も亦この影響の外に立つことはできなかつた。之に對して農村においては軍需景氣の浸潤・軍事援護の徹底・昨年度の絲價暴落・高に次ぎ本年度の米の大幅引上げに伴ふ一般農産價格の上騰等により、從來の物價の缺型・負擔の不均衡・負債の重壓は或程度緩和され、人馬の不足・生産資料の缺乏による農業労働の激化は避けがたいにしても、少くとも中層以上の農民の生活状態はかなり見直はされたのではないかと考へられるのである。

六

戰時體制本格化への態勢が社會情勢に及ぼした影響は、本年度においても社會運動の領域において最も顯著であつた。けだしこの領域は思想のそれに次いで國家的統制の進展にたいする最も進みよい線を形造るものだからである。

さて戦時體制本格化への動向とそれによる労働生活状態の變動とは、勤勞階層の自救活動たることを本質とする社会的諸運動に如何に作用したか。概言すれば、それは社会的諸運動の量的減退を招來し、その無産階級的人格を清算せしめただけでなく、實にかかる運動の終熄を前兆するかの觀をさへ呈せしめるに至つた。さうしてこの事の意義は事變後三年の狀況が、平常時においてならば勤勞階層の側において活潑なる社會運動を喚起したことであらうのに、今やヨリ高度の國家的見地に立ち緊迫せる時局の舉國一致生産力擴充の要請にもとづいて、これら諸運動を嚴重な統制に置いたのみならず、かかる運動の母體の存立其者をまで粗上にのぼせたことに存するのであつて、茲にこの部面における戦時體制本格化への重要な一面が窺はれるのである。

まづ經濟運動についてみるに、労働争議は時局の壓力と組合の自肅とによつて、件數においては前年とほぼ同じ程度にまで抑止する事ができた。但し、争議數が多少でも上向し、殊に参加人員の倍加したことは、労働事情において勞資の心構へにおいて、今一息の改善を必要するものがあるのではなからうか。なほ、労働争議の機械器具工場への集中、賃銀増額要求の増加、繼續日數の短縮、安協解決の増加等は、いづれも争議に時局的烙印を焼きつけたものとみらるべきであらう。農業争議も亦關係人員耕地面積において著減し、質的にも微温化の喜ぶべき傾向を辿つた。

次に、労働及農民團體の消長の狀況をたづねるに、時局の深刻化と産業報國運動の進展の影響を受け、労働者數の著増にも拘らず、組合數組合員數組織率とも前年來の頽勢を続ける一方、思想的に

も日本主義的乃至全體主義的色彩を濃化し、その活動においても労働組合本來のそれよりも統後活動に重きが置かれる有様となつただけでなく、總聯盟日鐵從日本産業労働俱樂部の解散、産業報國運動を繞つて行はれた正統派労働組合の中心勢力を代表する全總の分裂と舊全勞派の産報俱樂部結成等に見られる如き、労働組合自體の解體を豫示する事態をも發生せしめ、かくて労働組合の代表機關として公私に重きをなして來た組合會議も殆ど有名無實のものとなつた。次に農民組合も亦組合數組合員數を減少して、大正十三年來の最低記録を示した。唯だ、農民諸團體が農村問題の解決を土地制度の根本的改革に求め、農地制度改革同盟を結成したことは注意に値する。

労働組合の減縮變質解體に對比して著しき躍進を示したのは、産業報國運動であつて、特に政府が労働國策としてこれを取上げて以來は、少くとも量的には著しき發展を遂げ、將來労働組合及資本家團體に代る産業労働の新秩序たるべき可能性を愈々濃厚ならしめつつある。本年度に至り政府は「産業報國運動要綱」を發表してこの運動の性格を明らかにし、産業報國運動は國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖ると共に、之に即する新産業労働體制を樹立して其の全機能の振興發揮を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動であると規定した。しかし、勞資の態度は今のところ消極的追隨的であり、従つていまだ上よりの革新の域を脱せず、謂ゆる國民運動となるまでには一段の躍進が必要とされるやうである。なほ自主的な労働者教育運動は殆どその姿を匿し、同じ消

費組合運動も不振の度を深めつつある。

我國唯一の無産政黨として残つた社會大衆黨は、すでに前年度來その階級的性格を清算して革新的國民政黨への途上にあつたのであるが、議會主義、政黨主義と相容れがたき戰時體制の進展は前年度における國民的新綱領の採擇と國民的革新政黨への熱意にも拘らず、この革新政黨の活動の自由に愈々廣汎なる制限を加へた。之に加へて、既成政黨と右翼側よりする革新運動への反對と、庶民階級の謂ゆる官僚統制に對する短見的な消極的態度も亦、國家的統制の最も熱心且つ尖鋭な提唱者であつた社大黨に轉嫁されて、後者の地位は益々困難なものとなつた。府縣會選舉におけるこの勢力の停頓は主としてかかる事情の反映にほかならない。さうしてこの難關を突破するため、東方農革協との合同が企てられたけれども、この企圖は成立直前に流産し、その結果は却つてこれら革新的諸勢力の内部的崩解の機運を促進するに至つた。特に社大黨にあつては、産報問題對策なども絡み合つて、黨と組合、舊大衆黨系と舊社民系の對立を激化し、茲に社大黨と組合會議と農民組合の無産階級的樞軸は脆弱化し、共產黨及人民戰線の彈壓の後に生き残つた唯一の社會運動は遂に自壞の前夜に立つに至つたのである。

最後に、右翼的諸政黨は時局に幸せられ、時勢に乗りながらも、その社會的部面においてはさしたる活況を示さず、僅かに排英運動や政黨攻撃に幾分活潑な動きを示したにすぎない。左翼的勢力は合法的非合法的の兩部面において殆ど掃蕩されて、その活動については全く聞知されない。

七

勤勞階層の勞働生活状態が戰時體制本格化の態勢の下に上記のやうな傾向を辿り、彼らの自助運動としての社會運動が同じ影響によつてその機能の大部分を喪失したのみならず、それらの運動の主體其者の存立さへが許されがたい事態に立ち至つたとすれば、軍國の要請してやまぬ生産力の維持擴充と舉國一致的社會平和を確保するためには、廣汎且徹底せる社會政策の必要が格段に高められたことは申すまでもない。けだし、社會政策の主要任務の一つは、勤勞國民の生命健康を脅かす諸々の危険から彼らを保護して、勞働資源を培養し、勞資の關係を調整し、生活負擔の偏倚を正し、止むをえぬ負擔については之に最も忍びやすい形態を採らしめることに存してをり、しかもこの必要は戰時體制下において特に留意されねばならぬものであるから。

前年度版において我等は厚生省の創設及國家總動員法其他の社會立法の制定實施に着目して、昨年を以て我國社會政策史上における劃期的年次であると規定したのであるが、この總動員法は本年度において初めてその全面的發動を見たのである。もちろん、これら總動員法に基づく諸法令が悉く社會政策立法であるわけではなく、むしろそれらの多くは全く他のヨリ緊迫せる要請に基づくものであるが、しかし色々な點においてそれらが社會政策的意義を持つものであることは周知の如くである。かくて、本年度における社會政策は思想的には全體主義的性格を濃化し、實踐的には戰時勞働對策と密接に融合することによつて、總力戰下における戰時社會政策たるの一般

的特質を愈々鮮明ならしめ、その結果、平時における自由主義的乃至集團主義的社會政策とは甚しくその趣きを異にするに至つたのである。

次に、かやうな一般的特質を帯びた本年度の社會政策の實際的特殊相として注意すべきものとしては、(一)勞働對策の中心が昇騰したる諸需要に應ずるための「勞務動員計畫」に基づく勞働力の計畫的な補給配置調整に置かれたこと、(二)國民生活安定の一方途を低物價政策に求めたこと、従つて賃銀俸給についても亦九一八水準への据置が措置せられたこと、(三)鑛業における保護職工について現はれたやうな保護規定の緩和が行はれるに至つたこと、(四)重點主義採用の結果、中小商工業における轉失業問題が深刻化したこと、(五)消費統制が生活必需品に及び、その配給の規正が緊急となつたと、(六)利潤統制の方向に向つて發足されたこと、等の諸點が擧げらるべきであらうか。

政府の勞働運動對策中その意義の最も大きいものは、さきに記したやうに、政府が本年度において産業報國運動を國策として採擇し、之に指導理論と權力的支持を與へたことである。かくて政府の産報運動方策は單なる社會運動對策の域を脱して産業勞働新秩序樹立のための國策たるの性格を明らかにするに至つたのである。

商業使用人俸給生活者及農民に對する社會政策は、性質上、上記の産業勞働者に對するそれに對比して著しき遅れを示してゐるが、それでも前者については昨年度來の商店法の實施と來年度より實施さるべき職員健康保險法によつて、最後のものについては、昨年度の國民健康保險法農地調

整法臨時農村負擔處理法と本年度の小作統制令とによつて、漸次その緒に就かんとしてゐる。

終りに、社會運動對策については、戰時體制本格化への態勢に伴うて、思想統制は愈々進捗し、前年度來の傾向を推し進めて、反戰思想左翼運動に向つてのみならず、自由主義思想及運動に對しても、個人と團體の別なく、益々嚴重な取締が行はれるに至つた。そのさい、勞働者農民の諸運動の重要なものが相次いで時局に即應するやうになつた結果として、昨年度より引續いて思想方面に重點が置かれたやうである。即ち、左翼的自由主義的出版物に對する取締の強化や東大經濟學部の肅正やにおいて、我等はその消極面の一斑を窺ひうるであらう。次に、積極面においては、國民精神總動員運動が運動新展開の「基本方針」を決定し、(一)肇國の大理想を顯揚し、東亞新秩序の建設を期す、(二)大に國民精神を顯揚し、國家總力の充實を期す、(三)一億一心各々その業務に精勵し、奉公の誠を盡さむことを期すの三點を擧げ、又毎月一日を興亞奉公日と定める等、精神總動員の實際生活の具現を企てたが、豫期の効果を收めえたとは云ひがたい。さらに文部省關係にあつても思想問題研究會の復活、國民精神文化研究所の對策部の活動などがあり、堂々たる紙上プランの發表をみたけれども、その積極的成果においては、いまだ特記すべきものを結實してはゐないやうである。

本年鑑はかやうな内外非常の情勢下における昭和十四年の我國勞働者及農民の各方面における生活狀態と各種の社會運動の消長と諸般の社會的施設及對策に關する諸事實を及ぶ限り信頼

しうる公私の資料に基づき科學的方法に従つて忠實に記録し、時局の誤らざる認識と時艱の機宜に適した克服とに資せんとするものである。我等のかゝる意圖にも拘らず、特に資料の蒐集調査の實行出版刊行上の制約等において少からぬ不自由を忍ばねばならぬ戦時體制下においてはなほ幾多の缺陷なきを保しがたい。加うるに發行の遅延は印刷關係等の外的事情によるとはいへ、誠に申譯ない次第である。希くば大方の諒恕と叱正と助言を惜まれざらんことを。

昭和十六年七月

大原社會問題研究所

概説

支那事變第三年目にあたる昭和十四年度は戦時労働統制が遂に労働部面にまで及んだ年であつた。本年度において軍需生産力の擴充に伴ふ我國産業の編成替は益々強行せられたが、それは必然に引續き労働力の深刻な不足をもたらした。

労働力供給調整策、補給策を中心とする戦時労働統制は、本年度を通じて大々拡充に斷行されていつた。かゝる戦時労働統制の整備下はあつて、労働者状態は如何なる様相を呈したであらうか。

先づ労働力の動員と配置についてみれば、労働者總数は勿論増大してゐるが、これを産業別にみれば時局産業への集中特にその大工場への集中傾向が顕著される。それと同時に労働者の年齢別、體性別構成にも著しい變化が認められるのである。これは云ふまでもなく青少年工の急激な増加と、婦人労働者の進出を意味する。労働市場が右の如き様相を示した反面において、中小商工業者の謂ゆる轉業、失業も官的報告によれば減少の途を辿つたが、しかしこの問題は戦時經濟の強化に伴ふ贅澤品使用禁止及び配給機構再編成問題に關聯して遠からぬ將來再び日程に上るであらうと考へられる。次に労働時間をみるに、十二時間を超える過長労働時間は

成程例外的にしか存在しなくなつたが、十二時間以下のものは「工場就業時間制限令」の實施にも拘はらずなほ依然として延長の傾向が認められる。而かも右「制限令」の影響はこれに止まらず、過長労働時間を労働強化に振りかへるが如く作用したやうである。この場合労働強化は種々なる形をとつて行はれたと考へられるが、これを實證すべき材料は與へられてゐない。けれども、軍需品工場における従業員の種類欠勤率が増大しつゝある事實より推せば、労働強化の事實はこれを推測しえぬでもない。

ところで、實收賃銀は各種の労働統制を映して極めて複雑な様相を呈したが、時局産業部門において概して停滞的であつたことが特徴的である。特にこの傾向はこの部門の成年男子職工に顯著であるのが注目される。青少年労働者及び婦人労働者の賃銀は稍々顯著な上昇を示した。更に實收賃銀についてみれば、時局産業部門においては名目賃銀の停滞傾向を反映して他産業に比し低位にあるが、全般的には事變前に比し殆んど低落を示してゐない。しかし實收賃銀のこの傾向については、最近の「闇」相場或ひは品質低下、品不足が考慮に容れられねばならないであらう。

都市を離れて農村をみても、既に過度労働集約下にある農民は戦時食糧の確保を、謂ゆる逆條件の下において、労働強化によつて遂行しつつあるのである。

第一篇 労働人口とその配置 及構成

第一章 一般的考察

本邦に於ける労働人口に關する調査は最近まで遺憾乍ら完備してゐるとは云ひ難い状態にあつた。すなはち特殊的に労働人口を對象とする比較的包括的な唯一の調査は厚生省労働局（従前は内務省社會局）によつて年二回發表される「全國産業別労働者數調」であるが（昭和十三年迄「工場鑛山等労働者數調」として發表されたもの、繼續であるが、調査範圍は多少異つてゐる）それについては、材料の蒐集から編整に至る一切の方法が發表されてをらず、従つてそれが値すべき信憑度についてはもとより、そのうちに掲げられてゐる諸項目が如何なる規定をもつかについてさへ、吾々は殆んど確認の途をもち得ない状態に置かれてゐたのである。昭和十四年十二月三十一日戦時下労働者の必要から「労働動態調査規則」（今後毎年二回、六月末と十二月末現在で行はれる）によつて全國一齊に労働動態調査が行はれた所以も誠に故なしとしたのであらう。労働動態調査の結果が發表されれば吾々は最近の本邦労働人口に關して信憑すべきある程度までの材料

を有つことができるのであらうが、遺憾乍ら未だ右調査結果は發表されてゐないのである。そこでこゝでは主として昭和五年の第二回國勢調査の結果に基き或る意味においての本邦労働人口と、その産業上乃至職業上の配置とを紹介し、併せてそれが如何なる層から構成されてゐるかにつき若干の考察を試みることにしよう。

第二回國勢調査報告においては、周知の如く産業別及職業別の兩種分類方法が並び採用されてをり、そしてそこでは職業小分類の各項目は同時に職業上の地位（業主、職員、労働者）の識別に役立つべきものとして設計されてゐるのであるが（同報告、第二卷、職業及産業、附録、一三—一四頁参照）、第一回調査の場合とは異つて職業上の地位別による有業者の分類集計は行はれることなく、その代り産業上の地位別（雇主、單獨、使用人）によるそれが與へられてゐるのである。だが労働人口を區分し抽出する目的からいへば後者は前者よりも遙に不適當と云はねばならぬ。けだし茲に「使用人」とは「俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者」を謂ふのであり、従つてその中には職員、しかも高級な職員までが包含されてゐると同時に、他面にはまた、自ら従事する者と雖も「使用人」に非ざる限り全部それから排除されてゐるからである。即ちこの分類は雇傭關係の有無を明かにし生産關係の一

端を察知せしむるものとしては獨特の長所を有することは勿論であるが、それは一般的な「労働人口」の區分抽出に適するものではなく、「労働人口」が確められた後に進んでその内的構成の究明を企圖する場合に最も適當に利用されるべきものなのである。そこで吾々は先づ「労働人口」と看做されべき労働者數を明かにする必要があるのであるが、その可能性は幸にして、前述の如き職業分類法によつて與へられてゐる。即ち、吾々は職業小分類の各項目について職業上の地位を辨別し、そのうちの労働者に該當すべきものを抽出し集計することによつてこれを知ることができるのである。がその前に豫め有業者全體についての大體の知識を得て置くことが便宜であらう。

職業別有業者數 昭和五年「國勢調査報告」に依れば、我國内地總人口六四、四五〇、〇〇五で（昭和十年の中間調査に依れば六九、二五四、一四八となつてゐる。大正九年以降の變遷に就いては、例へば「統計時報」第五六號参照）、その中有業者は二九、六一九、六四〇、有業率は四六・〇％に當る。次表を見よ。

總人口	六四、四五〇、〇〇五	三三、三九〇、一五五	三二、〇〇九、八五〇
有業者	二九、六一九、六四〇	一九、〇三三、三七七	一〇、五八九、四〇三
有業率(%)	四六・〇	五八・八	三三・〇

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

次に有業者總數を職業大分類によつて區分すれば、農業最も多く、有業者の半數近くを占め、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少い。次表を見よ。（大正九年との比較については統計表参照）。

總數	二九、六一九、六四〇	一九、〇三三、三七七	一〇、五八九、四〇三
農 業	一五、一四〇、一〇九	七、七五三、〇六八	六、三九七、〇四一
水 産 業	五、四六六、六三四	一、〇七八、〇七八	四、三九八、五五六
鑛 業	二五、三三〇	三、〇一〇、一七四	二、〇四四、一五六
工 業	五、六九九、五八一	四、三九九、一五二	一、四〇〇、四三〇
商 業	四、四七八、〇九八	三、〇三三、九〇三	一、四四四、一九五
交 通 業	一、一〇七、五七四	一、〇二八、五九五	七六、九七九
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、六九一、八〇三	三五三、三〇八
家事使用人	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一九六
其他の有業者	五七〇、九六六	四八八、三六五	八二、七〇一

職業別「使用人」數 右有業者數中産業上の地位別分類による「使用人」は前述の如く之を「労働人口」と見做すには不適當であるが、いま参考のため之を職業別に掲ぐれば次の如くである（便宜上「雇主」、「單獨」をも併記して）。

總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	三、〇〇三、八八一
雇 主	(一〇八)	(一三)	(六七〇)	(一七〇)
單 獨				
使 用 人				

日本労働年鑑

農	業	一四、一五〇、一〇七	四、一七二、一六六	七、九三、三三四	九、一三三、六二七
		(三〇三)	(五二)	(六四六)	
水産	業	五、四六、六二四	一一五、八二〇	二六、四三六	三、四、三七八
		(三三)	(二二)	(五七五)	
鑛	業	二、五二、三三〇	四、四八〇	五、三三〇	二、四一、四三〇
		(八)	(三)	(九六一)	
工	業	五、六九、五八一	六八六、六四四	九七五、三五六	四、〇三七、六八一
		(一一〇)	(一九)	(七〇八)	
商	業	四、四七、〇九八	九三三、〇五六	一、三四三、四八六	二、二二、五五六
		(三三)	(二七)	(五二〇)	
交通	業	一、一〇七、五七四	六〇、九五六	一一、三五八	九、二五、三三八
		(五五)	(一一〇)	(八三)	
公務自由業		二、〇四四、一五一	四八、九三八	一七三、九七六	一、八二二、三三七
家事使用人		七八一、三二九	—	—	七八一、三二九
其他の有業者		五七〇、九六六	三、八八二	三、七一九	五三六、三六五
		(五)	(五六)	(九三九)	

〔備考〕—括弧内は各職業總數を一、〇〇〇とする各業有業者の産業上の地位別割合。

職業別「勞務者」數 次に前述の如く「勞働人口」と見做し得べき「勞務者」數を既述の如き方法によつて算出し、之を職業別にみれば次の如くで、二千萬足らずの「勞務者」のうちその大部分(八四%)が農業、工業及商業に従事してゐる。

ることが分る。これはこれら職業部門が本邦「勞働人口」よりして如何に重要であるかを物語るものであらう。(尙便宜上「業主」「職員」をも併記した)。

農	業	總數	二九、六一九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五五、四四四	二、九四九、〇四九	二〇、〇〇〇、〇〇〇
水産	業	總數	五、四六六、六二四	一一三、三三六	一、〇三〇	三、三三三、二八八	一、〇九九、〇〇〇
鑛	業	總數	二、五二、三三〇	一〇、六九六	一一、〇二四	二、三九、五二〇	一、〇二四、〇〇〇
工	業	總數	五、六九、五八一	四三三、八〇五	八五、六七七	五、一八三、一五九	二、五九九、〇〇〇
商	業	總數	四、四七、〇九八	一、八四〇、六六九	二二六、五五〇	二、四二〇、八八九	一、二二〇、〇〇〇
交通	業	總數	一、一〇七、五七四	一、一〇七、五七四	六五、一三五	九〇、四三三	一、〇〇〇、〇〇〇
公務自由業		總數	二、〇四四、一五一	—	—	—	—
家事使用人		總數	七八一、三二九	—	—	—	—
其他の有業者		總數	五七〇、九六六	—	—	—	—

〔備考〕—昭和五年國勢調査に於いては各職業上の地位への區分の基準は大正九年國勢調査におけるとは可成り異つてゐることに注意しなければならぬ。この點に就ては昭和五年國勢調査報告第二卷附録「産業及職業分類方法」参照。尙右記載以外の項目は社會通念に従つて分類した。

職業別「勞務者」數 更に右の「勞務者」總數を産業別にみれば左の如くで、その産業別配置と殆んど同じ結果を示してゐる。(尙便宜上「業主」「職員」を併記した)。

工場	勞働者	昭和五年末	二、〇七六、〇〇五	昭和十四年末	五、八〇、一〇九
鑛山	勞働者	昭和五年末	二、三五、八六二	昭和十四年末	四、九三、一七〇
運輸交通通信	勞働者	昭和五年末	五〇六、六九六	昭和十四年末	五〇〇、八二六
自備	勞働者	昭和五年末	一、九〇四、四三九	昭和十四年末	一、五五五、四四三
計		昭和五年末	四、七三三、〇〇〇	昭和十四年末	六、九六一、四五七

職業別「勞務者」の産業上の地位 「勞務者」の職業別或は産業別の配置は右の如くであるが、こゝでは更に進んで「勞務者」を産業上の地位によつて分類してみれば次表の如くで、「勞務者」のうち殆んど全部は云ふまでもなく「使用人」であり、「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものは併せて「勞務者」總數の一割にも満たない。併し之を職業別にみれば勿論その間に可成りの相違があり、工業、商業、公務自由業、及交通業に於ては「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものゝ割合はいづれも一割を超え、特に工業に於ては二割四分に及んで最も大であり、商業の一割八分がこれにつづく。これは云ふまでもなく本邦商工業に於ける所謂小商工業經營者の比重の大なることを物語るものであらう。

農	業	雇主	三、〇六二、一一一	單獨	四、三三、一三六	總數	七、三九五、二四七
水産	業	雇主	—	單獨	—	總數	—
鑛	業	雇主	—	單獨	—	總數	—
工	業	雇主	二、七六、二七五	單獨	九、七五、二五六	總數	一二、五一、五三一

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

日本労働年鑑

商業	74,311(13.1)	1,996,534(82.4)	2,070,845(100.0)
交通	—	79,229(87.5)	79,229(100.0)
公務自由業	8,284(0.2)	38,353(84.5)	38,353(100.0)
家事使用人	—	781,329(100.0)	781,329(100.0)
其他の有業者	3,822(0.0)	56,368(93.9)	56,368(100.0)
計	86,417(18.8)	1,999,984(99.3)	2,086,401(100.0)

職業別「勞務者」の社會的地位 次に右職業別「勞務者」の産業上の地位に基いて職業別「勞務者」の社會的地位をみるに左の如く「勞務者」は五つの階層に分類されるであらう。尤も同一階層に於ても職業を異にするに従つてその社會的地位に距離のあることは否定され難いのであるが、いまはこの程度で満足するより外はない。けだしこの複雑性は本邦社會

構造の複雑性に基く統計資料の止むを得ざる不備に職由すると考へられるからである。それにしても吾々は左表によつて昭和五年に於いては約五〇〇萬内外の賃銀勞働者が存在し又一、〇〇〇萬内外の家族手助が存在してゐたことを知り得るのである。而してこのことは本邦農業の零細經營及び中小商工經營の壓倒的優位に照應するものである。

農	勞務者使用勞務者	3,022	賃銀勞働者	55,417	家族手助	8,767(89.6)
	準賃銀勞働者(一)	4,121	賃銀勞働者	16,918	家族手助	14,810
水産	勞務者使用勞務者	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
工業	勞務者使用勞務者	27,217	賃銀勞働者	1,561,881	家族手助	1,561,881
	準賃銀勞働者(一)	74,671	賃銀勞働者	22,717,000	家族手助	1,561,881
商業	勞務者使用勞務者	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
交通	勞務者使用勞務者	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
公務自由業	勞務者使用勞務者	8,284	賃銀勞働者	79,229	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
家事使用人	勞務者使用勞務者	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
其他の有業者	勞務者使用勞務者	2,822	賃銀勞働者	49,483	家族手助	—
	準賃銀勞働者(一)	—	賃銀勞働者	—	家族手助	—
計	86,417	1,999,984	2,086,401	2,086,401	2,086,401	

計

〔備考〕※印は概數。工業に於ける家族手助は國勢調査よりしては原表に就てみる以外には全く之を明にすることができないので、こゝでは昭和八年の主要都市並にその所在府縣の「工業調査」(こゝで利用したものは東京市、大阪府、大阪市、兵庫縣、神戸市のものである)により、その家族従業員數の従業員總數(技術員、事務員を含む)に對する割合の平均(二四・七%)を求め、これを國勢調査の産業別職員數と勞務者數の合計に加算して算出した。併し「工業調査」では産業別の數字しか與へられず、又年代も異なるため正確は期し難い。産業別構成を職業別に編成替へすれば右の結果よりも稍々小となると共に、家族手助の總従業員數に占める割合は漸増する傾向が見られるものゝ如くであるから、右表の數字は或は多少過大に失するかも知れない。併しそれにしてもその大體の見當をつけるには差支へないであらう。

なほ國勢調査は職業別乃至産業別に於ける本業者の地位を區分するに當つて資本制的な劃一的な計算をしてゐるため、農業特に農耕に於ける自小作農等は「業主」として「勞務者」から區別されてゐるが、この計算は事實に反するものである。吾々は以上に於いては國勢調査に従つて「勞務者」を勞働人口と見做して来たが、より正確にはこれ等農耕業主(自作一、七六四六一八、自小作一、六四六、七四八、小作一、三八六、六七二)の大部分をも勞働人口として、これ等を含めた勞働人口を考察すべきであつた。さうすれば中小商工業従業者と並んで零細農

第一部第一節 労働人口とその配置及構成

耕従業者の壓倒的多數の事實が明にされ、我國に於ける中小商工業並に農業の重要性が事實に即して前景に押出されることとなるであらう。

小工業労働人口並に經營數 本邦商業並に工業に於ては小商工業労働人口の比重が極めて大であることは前述せるところよりしても略々明らかであるが、これに關する全般的な調査は未だ存在しない。即ち工業に關して云へばその最も綜合的な官廳調査たる商工省「工場統計表」でさへも周知のやうに、五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場に限られてゐるのである。従つて次章以下の記述も資料に制約されてすべて小工業以外の工業に限られてゐるのであるが、小工業が我國工業に於いて如何に重要な地位を占めてゐるかを特に戦時下に於ける、物資總動員計畫の中小商工業に對する影響を考へれば、これを除外することは不當であらう。そこでこの場所をかりて昭和五年の國勢調査報告と「工場統計表」に基いて、使用職工五人未満の小工業労働人口並に經營數をみることにしよう。

昭和五年十月一日現在(「國勢調査報告」に據る)
工業「勞務者」にして「使用人」たるもの(職業大分類)
中、土木建築に従事する「勞務者」にして「使用人」
三、九三一、六八六八
五三三、三九四人

日本労働年鑑

差引、土木建築以外の工業「勞務者」にして「使用人」 三、三九八、二九二人
 昭和五年十二月三十一日現在（「工場統計表」に據る）
 使用職工五人以上の工場の職工（官公營工場を含む） 一、八〇四、九三一人

兩者を比較しての概數（以下、土木建築を含まず）
 使用職工五人未満の工業「勞務者」にして「使用人」たるもの 約一、五九三千人
 工業「勞務者」にして「單獨」たるもの 六六五、五三三人
 工業「勞務者」にして「雇主」たるもの 一八三、八三六人
 使用職工五人未満の工業「勞務者」と見做し得べきもの 約二、四四一千人

土木建築以外の工業「勞務者」に對する割合 約五七・四％
 〔備考〕「工場統計表」に於ける職工とは「工場主と雇傭關係に
 よりて當該工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞働に従
 事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に従事する者を謂ふ
 （職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工は勿論
 工場建設物の修理等に從事する常備の大工、左官等をも含む）
 徒弟及職人は之を職工と看做す」

右に依れば、土木建築以外の使用職工五人未満の小工業の
 「勞務者」にして「使用人」たるものは約一、五九三千人で
 あり、これに「勞務者」にして「單獨」たるもの六六五、五
 三三人を加へれば小工業に於ける單獨經營者並に被備者約

また經營數においても本邦工業において極めて重要な地位
 を占めてゐるのである。

以上の數字は一般的なものではあるが、一の推測に過ぎな
 いものであつた。そこでこゝは、「工場統計表」と「商工省統
 計表」によつて、「工場統計表」に所謂紡織工業の中の織物業
 の一部に關する最も最近の（昭和十三年末）確立數を、小工
 業勞働人口並に經營數の一例として掲げておかう。資料の關
 係上、全般的な數字の得られないのは遺憾であるがいまは如
 何ともしがたい。（尤も地方的なものには全般的な調査がある。例
 へば、東京市役所「東京市産業統計年鑑」、大阪市役所「大阪工業調
 査」等）

ところで左表によれば、特に織物業における大宗たる綿織
 物並に絹織物及絹綿交織物工業においては、その使用職工の
 約三四—三九％が、またその經營數の約八六—八七％が、い
 づれも使用職工五人未満の經營に屬するのであつて、前述の
 一般的推算と略々等しい數字を得るのである。

織物	職工數		（同上割合）
	總數	五人未満	
綿織物	二〇九、三三七	七〇、三三三	（三三・七）
絹織物及絹綿交織物	三〇四、九三三	一一八、〇五四	（三八・七）
麻織物及麻交織物	一八、〇六六	二、七三三	（一五・二）
毛織物及毛交織物	四七、二八八	八、八五四	（一八・七）

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

二、二五八千人を得る。なほ被備者一人乃至四人を有する雇
 主の數は不明であるが、「勞務者」にして「雇主」たる一八、三
 八三六人はそれが「勞務者」であることから推して略々その
 全部が右に該當するものと見做しても大過あるまい。さうす
 ると昭和五年第四・四半期に於ける小工業の「勞務者」數或
 ひは勞働人口は二、四四一、四一七、六六一人の約五七％即ち
 過半數を少しく超える状態にある。

更に經營數に就いてみれば、上記の如く昭和五年第四・四
 半期に於ける土木建築以外の小工業「勞務者」或ひは勞働人口
 の總數は二、四四〇人であり同時期に於ける單獨經營者は六
 六五、五三三人であるから之を差引いた殘餘即ち一、七七五
 千人を以て二人乃至五人の經營に従事する者の數と見做し得
 るであらう。「そこで此の二人乃至五人經營の平均従業員數
 を三・五人と假定し」（高野岩三郎博士、「小工業の趨勢に關する
 日本及獨逸の統計に就て」月刊大原社會問題研究所雜誌第三卷第七
 號）之を以て「勞務者」總數を除して得る約七一〇千が二人
 乃至五人の經營數となる。之に單獨經營數約六六五千を加へ
 た一、三七五千は即ち土木建築以外の小工業全體の數と認め
 られる譯である。而してこれは同じく昭和五年第四・四半期
 に於ける土木建築以外の工業經營數（官公營を含む）の約九
 五％に當るのである。即ち小工業はその従業員數に於いても

織物	經營數		（同上割合）
	總數	五人未満	
綿織物及絹綿交織物	三三、八二八	二九、三〇四	（八六・六）
絹織物及麻交織物	六五、三三九	五八、八二二	（八九・〇）
麻織物及麻交織物	八、三三九	八、二二三	（九八・七）
毛織物及毛交織物	一、六六六	一、三三五	（八〇・八）

〔備考〕昭和十三年「工場統計表」及昭和十三年「商工省統計表」
 に據り算出。絹織物及絹綿交織物は人造絹織物及人造絹交織物
 を含むものである。

なほこれを支那事變勃發の初年度たる昭和十二年と比較す
 れば、職工數においては絹織物及絹綿交織物が絕對數におい
 ても相對數においても幾分増加したに反して他は絶體數相對
 數ともに多少とも減少を示して居り、又經營數においても略
 々同様の傾向がみられるが、こゝでは特に減少の割合が極め
 て僅少であるのが注目される。

小工業勞働事情 東京市役所「東京市小工業調査」によつて
 東京市に於ける小工業の勞働事情をみるに次の如く、従業員
 の勞働諸條件は極めて苦汗的であることを知る事ができる。
 小工業世帯主及び家族従業員——これは小工業に於ける従業
 員の半ば近くを占めてゐる——の勞働條件はこゝでは遺憾乍
 ら不明である。（右調査の對象は東京市に於ける本業或は副業的小
 工業（従業員十人未満の工場法非適用工場）の工場或は職場數六、

七六三である。
(1) 本調査の対象の如き極小工業にあつては其經營規模内職的家内工業と餘り隔りが無く、裁縫品、製本、紙製品の取扱に従事するものが多い。

(2) 対象小工業六、七六三の一ヶ月生産金額は生産高一三、六〇四、〇一四〇〇銭、工賃九、四七五、三八〇圓三七銭、生産高工賃合計二三、〇七九、三九一圓三七銭であつて一工場或は職場當平均三、四四七圓七七銭に當る。

(3) 対象小工業では問屋或は他の製造業者の下請をなし専ら商品の加工又は部分品の製造に従事するものが最も多い。

(4) 対象小工業の生産に従事する従業員数は二六、一六三人で一工場或は職場當平均三・九人に當る。従業員種類としては徒弟に亞いで家族従業員多く小工業生産の中心を成してゐる。

(5) 従業員の年齢は一五歳—二〇歳最も多く、之に亞いでは二一歳—三〇歳で一四歳未満及五一歳以上は少い。又性別には男八〇%、女二〇%の割である。

(6) 家族以外の従業員の一ヶ月給與金(賃銀並に割増金)では五圓以下の者最も多く、一〇圓以下、二〇圓以下と金額の遞増するに従つて人員は減じ、五〇圓超過に至つては極めて少い。尙無給與の四七五人を數へることは注目に價する。

給與の中一ヶ月の賃銀給與は總額二二一、一二六圓一四銭、従業員一人當一二圓七四銭に當る。之を賃銀形態に依つて分つと時給總額三、一七九圓九四銭、一人當平均月二八圓六五銭、日給總額七〇、五五

それまでは右についての一般的の數字は得難いようである。そこでこゝでは東京市についてのみその一斑を窺ふこととしよう。

先づ東京市役所「住込小商店員少年工調査」によれば調査商店數五、九八七の中店員數五人以下の小商業經營數は八、六九二で八一%に當る。小商業労働人口は調査商店員三〇、四三九の中一二、一九二で總數の三九%に當る。

店員數別 總數 一人 二人 三人 四人 五人 一人—五人 計
商店 數 五、九八七 一、〇〇一 一、四七三 一、一〇九 六三三 四七六 四、六九二

業種	従業員を全く有せざるもの		家族従業員のみを有するもの		合計
	内二人以内	内五人以内	内二人以内	内五人以内	
米穀商	一	三	三	七	一〇
蔬菜果物商	二	九	四	一〇	一六
魚物商	〇	一〇	九	一九	二九
乾物商	〇	七	二	九	一六
肉類商	二	三〇	二	三二	三四
酒類商	〇	二〇	二	二二	二二
菓子パン商	〇	八	二	一〇	一八
食料品商	二	三六	六	四二	四四
薪炭商	一	一〇一	七	一〇八	一〇九
家具商	二	三三	七	四〇	四二
瀬戸物商	〇	九四	九	一〇三	一〇三

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

六四五九銭、一人當平均月二八圓二七銭、月給總額一〇七、九三九圓三六銭、一人當平均月一五圓一四銭、出來高總額一七、二六四圓九五銭、一人當平均月二六圓八九銭、其他總額二二、一八五圓三〇銭、一人當平均三圓二二銭となる。

次に一ヶ月の割増金給與は總額一、九四四圓一七銭で之を受けた従業員一人當平均月二圓九六銭である。

(7) 家族以外の従業員の就業時間は十二時間以上が過半を占めて最も多く、其以外でも就業は概して長時間に亘るものが多い。勿論夫等の勤務方法としては住込が大部分で通勤は約三分の一にすぎない。

(8) 対象小工業の中公休日制度は大多數に就いて之を認められるが従業員の休憩時間を一定せるものは之を設けざるものよりも少く、作業規定の如きも不備なるものが意外に多い。

(9) 対象小工業の中従業員退職の場合に於ける手當制度の一定せるものは極めて少いが、手當有るもの、中年期明けに着物、道具等を支給するもの、閉店の面倒を見るもの等があり、又極めて少數であるが従業員に賃銀の前貸を許すもの等特徴的である。

(10) 対象小工業の作業場状況は普通のもの最も多く、又不良のものは良に比較すると極めて少く大體状況の良好なるを認められるが其面積は五坪—一〇坪程度のもが多い。

小商業労働人口並に經營數 小商業の労働人口及び經營數は昭和十四年八月一日施行された謂ゆる「物の國勢調査」の調査結果が發表されればその全貌が明かになるであらうが、

店員數	總數		住込		通勤	
	總數	二八歳以下	總數	二八歳以下	總數	二八歳以下
住込	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
通勤	三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一
總數	四、〇〇二	四、〇〇二	四、〇〇二	四、〇〇二	四、〇〇二	四、〇〇二

〔備考〕昭和十年九月一日現在の調査。
次に商工省調「東京市小賣業經營調査」によつてこれをみれば次の如く、小商業經營數は調査小賣業者(店舗)五、一九三の中四、三八九を占め總數の八四%に當る。

業種	従業員のみを有するもの		兩方の従業員を有するもの		合計
	内二人以内	内五人以内	内二人以内	内五人以内	
米穀商	一	三	三	七	一〇
蔬菜果物商	二	九	四	一〇	一六
魚物商	〇	一〇	九	一九	二九
乾物商	〇	七	二	九	一六
肉類商	二	三〇	二	三二	三四
酒類商	〇	二〇	二	二二	二二
菓子パン商	〇	八	二	一〇	一八
食料品商	二	三六	六	四二	四四
薪炭商	一	一〇一	七	一〇八	一〇九
家具商	二	三三	七	四〇	四二
瀬戸物商	〇	九四	九	一〇三	一〇三

地方別交通労働者数 厚生省労働局調によつて交通労働者(運輸、交通、通信労働者)の地方別配置(二十万人以上)をみれば次の如くである(昭和十四年十二月末現在)。

Table showing regional distribution of transportation workers by prefecture, including total counts and percentages for men and women.

地方別漁業労働者数 第十五次「農林省統計表」により漁業「被用者」の地方別分布状態(三十万人以上)をみれば次の如くである。(昭和十三年末現在)

Table showing regional distribution of fishing workers by prefecture, including total counts and percentages for men and women.

Table showing regional distribution of water users (水産被用者) by prefecture, including total counts and percentages for men and women.

第二節 事業別配置

工業別職工数 前掲「工場統計表」により昭和十三年末現在における職工数並に工場数をみるに、職工数では紡織工業首位を占め全体の三〇・四%に上り、之に次ぐは機械器具工業の二六・八%、金属工業の一・七%、化学工業の一〇・〇%である。工場数では同じく紡織工業の二五・〇%首位を占め、之に次ぐは機械器具工業の一五・六%、食料品工業の一五・一%である。

Table showing industrial categories and their respective worker counts and factory counts.

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

其の他の工業 統計表参照。 [備考]—「被用者」は十五歳以上の者とす。本業及副業を含む總数。 統計表参照。 なほ昭和十四年十二月末現在における産業別工場労働者数及工場数を内閣統計局「労働統計」によつてみるに次の如く職工数では造船業、運搬用具製造業の二二・二%が首位を占め、紡織工業の二一・二%が機械器具製造業の二〇・九%、金属工業の一三・八%が之に次いでゐる。工場数ではこれに反し紡織工業の二四・三%最も多く、金属工業の一三・八%、機械器具製造業一三・五%の順である。

Table showing worker and factory counts for various industrial categories, including shipbuilding and machinery.

紙工業、印刷業	四四、五九	一七、三九	六、七九(三〇)	四九(七六)
皮革、骨、羽毛	五、六二	一、六九	五、六四(二〇)	四(〇六)
品類製造業	二、一五	五、六二	二、一五(一〇)	五〇(五七)
木竹草蓼類に關する製造業	五、八〇	二、三三	五、八〇(二七)	五六(八七)
飲食料品製造業	八、三三	三〇八	八、三三(〇四)	六五(一〇)
ガス、電氣、水道業	九、八九	四、七〇	九、八九(〇四)	七四(一一)
其の他の工業	二、一五	五、六二	二、一五(一〇)	五〇(五七)

〔備考〕—規定の調査工場六、五六〇工場中昭和十五年一月三十一日迄に製表材料の到達せるもの六、四五八工場によりて製表せるもの

次に「工場統計表」によつて昭和六年以降の職工数及工場数の變遷並に各年の總數に對する割合を見るに左表の如く、職工数工場数ともに逐年増加の傾向にあるが、就中時局産業方面即ち金屬工業、機械器具工業、化學工業等における職工

職工	昭和			
	六年	八年	十年	十二年
製材及木製品	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
印刷及製本	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
食品	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ガス及電氣	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

工場	昭和			
	六年	八年	十年	十二年
製材及木製品	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
印刷及製本	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
食品	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ガス及電氣	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

〔備考〕—各年の實數については統計表参照。

更に前掲「労働統計」によつて昭和十四年十二月現在における「延就業人員指數」をみるに次の如く、昭和十三年迄の右の傾向は本年末において更に強化されてゐるやうである。

總數	昭和十三年		昭和十四年	
	男	女	男	女
總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
窯業、土石加工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
金屬工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
機械器具製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
造船業、運搬用具製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
精巧工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
化學工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
紡織工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
被服、身製品製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
紙工業、印刷業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

産業別鑛山労働者數	昭和十四年十二月末現在		昭和十五年七月末現在	
	男	女	男	女
總數	三〇五、五〇七	二六、五三一	三三三、〇三八	一〇〇
金屬鑛業	一六六、七二五	六、九四六	一七三、六七一	一〇〇
鑛山數	九八(五五・四)		九八(五五・四)	

日本労働年鑑

石炭 鑛業 三九、四三三 一八、七九八 二四八、三〇七(七〇・七) 一三六、五〇〇(三〇・三)
 石油 鑛業 三、八七五 一三二 四、〇〇〇(一〇・三) 三〇(八・九〇)
 其の他の鑛業 五、四八五 六四六 六、一三二(一〇・八) 一一(四・〇)
 〔備考〕—規定の二七〇鑛山(製表除外一を含む)につき製表したるもの
 なほ右「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別「延就業人員指数」をみるに次の如くである。

業種	昭和十四年十二月末現在		事業場数
	男	女	
總計	一三三	一四〇	一三三
坑内	一三三	一四〇	一三三
坑外	一三三	一四〇	一三三
金屬鑛業	一三三	一四〇	一三三
石炭鑛業	一三三	一四〇	一三三
石油鑛業	一三三	一四〇	一三三
其の他の鑛業	一三三	一四〇	一三三
〔備考〕—昭和十二年七月を一〇〇とす。			
産業別交通労働者数 前掲内閣統計局「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別交通労働者数及事業場数をみるに次の如くである。			
總計	八、六八七	二六、五八七	一〇八、二七四(一〇〇) 五八(一〇〇)
陸上運輸業	五〇、一九九	八、三六四	五八、四六三(五三・九) 一三三(三二・七)

業種	昭和十四年十二月末現在		事業場数
	男	女	
鐵道	三、四一七	一、三三五	二五、三六二(三三・四) 七(二・〇)
軌道	三〇、九三三	三、五九六	二四、三七九(三三・四) 五(六・〇)
定路線自動車	五、一四九	三、六七五	八、八二二(八・一) 三(三・七)
船舶運輸業	一三、四三〇	一三、四三〇(一一・四) 五七(六・四七)	
運輸取扱業	六、八五七	四一	六、八九八(六・三) 三(〇・一)
郵便、電信、電話事業	三、〇一一	一八、三四三	三〇、四八三(三六・一) 四(七・三)
〔備考〕—規定の二二七事業體中昭和十五年一月末迄に到達せる二二二につき製表せるもの			
なほ右「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別「延就業人員指数」をみるに次の如くである。			
總計	一〇五	一〇六	一〇五
陸上運輸業	一〇五	一〇六	一〇五
船舶運輸業	一〇五	一〇六	一〇五
運輸取扱業	一〇五	一〇六	一〇五
郵便、電信、電話事業	一〇五	一〇六	一〇五
〔備考〕—昭和十二年七月を一〇〇とす			
作業種別林業労働者数 前掲「山林要覽」に依り作業種別林業労働者数を見るに次の如く、造林労働者数最も多く總数の三六・四%に及び之に次ぐは土木、運材、製炭、伐木造材の順である。			
伐木造材	一八七、六八八	土	木 三九三、一〇五

運 造林(苗圃を含む) 二四七、六八二 製炭 二四、五九三
 其 他 一三、九〇〇 製材 三、一七六
 計 一、七〇〇、六九六
 〔備考〕—各府縣、北海道の合計。國有林、公有林官行造林は昭和十二年度、民有林は昭和十年、但し北海道のみはすべて昭和十一年度の数字。なほ運材中には貯材を含む。
 従業別漁業労働者数 前掲「農林省統計表」によれば次の如くである。(昭和十三年末現在)

業種	被用者		業主
	男	女	
本業 漁撈	三三、五九九	六、四三二	四〇、九七一
副業 漁撈	一〇、五四七	五、八二八	一六、三七五
本業 製鹽	三三、〇〇九	四、〇一〇	一〇、〇一九
副業 製鹽	三六、〇九五	一三、二七〇	五、九三六
計	一〇、五四七	五、八二八	一六、三七五
計	一〇、五四七	五、八二八	一六、三七五
本業 副業合計	一八二、〇一〇	一四三、八三三	三二五、八四三
職工数	二六六、〇七三	八四四、一七六	五九八、二五五
使用工場	五—三	三〇—一〇〇	一〇〇—二〇〇
使用工場	三〇—一〇〇	一〇〇—二〇〇	二〇〇人以上
使用工場	三〇—一〇〇	一〇〇—二〇〇	二〇〇人以上

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

右被用者数を前年度と比較すれば、昭和十三年末において本業においても副業においても各業ともに減少を示してゐるのは注目される。

第三節 規模別配置

規模(使用職工数)別職工数 「工場統計表」により使用職工数による規模別に産業別職工数をみれば左の如く、時局産業部門においては一般に「二〇〇人以上使用工場」における職工数が当該部門の過半数を占めてゐるが、これに反して不急産業部門においては(紡織工業は例外として)概して「五—三〇人使用工場」の職工数が当該産業部門の過半数を占めてゐる。而して平均においては、時間産業並に紡織工業の職工数の過半数が「二〇〇人以上使用工場」に集中し、而かもそれらの職工数が当該規模における職工總数の九割以上を占めてゐる事實よりして「二〇〇人以上使用工場」の職工總数は全體の四八%に上り壓倒的多數を占めてゐる。なほ次の「一〇〇—二〇〇人以上使用工場」の職工總数は全體の一割にも達せず各規模別職工總数のうちで最も少數である。而してこれは産業別にみても略々同様の結果を示してゐる。(昭和十二年末現在)

規模	使用工場	使用工場	使用工場
三〇—一〇〇人	一〇〇—二〇〇人	二〇〇人以上	三〇—一〇〇人
使用工場	使用工場	使用工場	使用工場
使用工場	使用工場	使用工場	使用工場

金 属 工 業	三、七、九八(一〇〇)	九、一、五七三(二四・三)
機 械 器 具 工 業	八、六、四三(一〇〇)	一、四、一、五五〇(一六・五)
窯 業	一〇、三、四一(一〇〇)	三、一、二五八(三九・七)
化 学 工 業	三、三、二〇(一〇〇)	四、四、三〇二(一三・七)
製材及木製品工業	一、三、八三(一〇〇)	七、六、一三六(六六・九)
印刷及製本業	六、三、五六(一〇〇)	三、〇、五四九(四八・一)
食 料 品 工 業	一、九、〇、九七(一〇〇)	一、〇、七四二(二六・一)
ガス及電気工業	一〇、九、一七(一〇〇)	五、一、五〇〇(四九・〇)
其の他の工業	一、九、四、八四(一〇〇)	九、〇、三九四(四六・四)
計	三、二、五、四三(一〇〇)	八、四、一、二八九(二六・一)

〔備考〕工場法適用工場における数字については統計表参照。

これを昭和六年と比較すれば、紡織工業においては「五—三〇人使用工場」を除き他はいづれも相対的に少々減少してゐる(絶対数においては「一〇〇—二〇〇人使用工場」を除き他は多少とも増加してゐるが「五—三〇人使用工場」の職工数の増加が最も大である)。これに對し時局産業方面においては「二〇〇、以上使用工場」の職工数のみか他の規模におけるとは異り獨り相対的に可成り顯著な増加を示してゐる(絶対数においては各規模の職工数とも可成りの増加を示してゐるが特に「二〇〇人以上使用工場の職工」数の増加が極めて著しく)。

なほ前掲「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在に

六、四、〇、三八(七・〇)	二、七、三、二一(七・二)	一、九、四、一、五七(五一・五)
一、六、〇、二六(一五・五)	六、三、二七八(七・二)	五、四、〇、五七七(六二・八)
二、七、一、五七(二五・八)	一、六、五、四九(一五・七)	三、〇、三、八二(二八・八)
四、七、四、四四(四四・七)	三、三、七、二九(一〇・五)	一、九、六、七、二〇(六一・一)
二、六、〇、九九(二二・九)	六、四、四九七(五・七)	五、〇、九二(四・五)
一、五、一、三三(一三・八)	六、〇、四四(五・五)	一、一、八、四〇(一八・六)
四、〇、八、六六(二二・四)	一、六、六、一八(一八・七)	三、三、四、七〇(一一・八)
一、九、〇、四四(一八・一)	八、八、二(八・四)	二、五、八、二(二四・五)
四、二、八、三三(三三・〇)	一、九、四、四四(二〇・〇)	四、一、九、九二(二二・六)
五、五、三、五〇(七・七)	三、九、一、七四(九・一)	一、五、三、九、八二(四七・六)

おける規模別延就業人員指数をみるに次の如く、時局産業方面における職工数の「使用職工五十人以上工場」への集中は頗る顯著であることが分る。

全 工 業	九二	使用職工五十人以上工場	一三三
内 工 業	九一	使用職工五十人以上工場	一五二
金 属 工 業	九一	使用職工五十人以上工場	二二七
機 械 器 具 製 造 業	一〇七	使用職工五十人以上工場	一六九
造 船 業、運 搬 用 具 製 造 業	九三	使用職工五十人以上工場	一七五
精 巧 工 業	九七	使用職工五十人以上工場	一七五
紡 織 工 業	七五	使用職工五十人以上工場	八四

規模別職工数の配置とは異つた様相を呈してゐる。(昭和十二年末現在)

紡 織 工 業	二八、〇九(一〇〇)	三三、〇八六(八三・二)
金 属 工 業	一一、一三(一〇〇)	九、三、三〇(八四・一)
機 械 器 具 工 業	一三、七〇(一〇〇)	一四、一、七七一(八二・二)
窯 業	四、八六(一〇〇)	四、〇、〇一(八三・九)
化 学 工 業	六、一四六(一〇〇)	四、〇、〇七五(七六・五)
製材及木製品工業	一〇、六二(一〇〇)	九、九、九七(九三・九)
印刷及製本業	三、九三(一〇〇)	三、五、三三(九〇・〇)
食 料 品 工 業	一、六、九四(一〇〇)	一、五、七、七(九三・〇)
ガス及電気工業	六、六九(一〇〇)	六、一、四(九一・八)
其の他の工業	一一、三九(一〇〇)	一一、二、七五(九〇・九)
計	一一、三、三三(一〇〇)	九、六、六、四(八六・〇)

これを昭和六年と比較すれば、この點では紡織工業においても時局産業方面においても前記昭和六年以降の規模別職工数の推移と略々同様の傾向が窺はれる。

第四節 體性別構成

體性別産業別職工数 「工場統計表」により工場労働者の體性別産業別数をみれば次の如く、男工は一般に時局産業部

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

三〇—一〇〇人	使用工場%	一〇〇—二〇〇人	使用工場%	二〇〇人以上	使用工場%
三、四、三八(三三・二)	七五(二七)	七、三(二七)	八一五(二九)	八、一五(二九)	
一、五、六(一三・二)	一九六(一八)	四、五(一六)	三〇八(一九)	四、七(二七)	
二、三、七(二二・五)	四三(二六)	二、七(一五)	七三(一五)	二、七(一五)	
五、六(三三)	一一七(四)	三、四(二〇)	三、四(二〇)	三、四(二〇)	
九、六(一五六)	二四(四)	一、九(〇・五)	一、九(〇・五)	一、九(〇・五)	
五、七(五四)	五(〇・五)	二、六(一〇)	二、六(一〇)	二、六(一〇)	
三、三(八三)	四三(一〇)	一、五(〇・九)	七、八(〇・五)	七、八(〇・五)	
九、五(五六)	一五(七)	一、七(一)	九(一)	九(一)	
三、九(五八)	一、七(一)	一、四(七)	八(〇・七)	八(〇・七)	
八、九(七二)	一、四(七)	二、一(一)	二、一(一)	二、一(一)	
一、一、三、〇(一〇・三)	二、一(一)	二、一(一)	二、一(一)	二、一(一)	

に集中してゐるが、女工は歴倒的に紡織工業に集中してをり従つてこれ等産業における男工女工の割合も略々同様の結果を示してゐる。而してその割合は平均においては男工が過半数を超える状態にある。(昭和十三年末現在)。

男工總數	一八、三、五(八・八)	女工總數	七、九、五(八・二)
男工對する割合		女工對する割合	
中女子	八・二	中女子	八・二

金 属 工 業	三、四六、九二八(九、九)	五〇、四七〇(八、〇)	八、六
機械器具工業	七三、五五〇(八、八)	八七、八九〇(一〇、二)	一〇、二
窯 業	八一、二六四(七、〇)	三三、一八二(三、〇)	三、〇
化 学 工 業	三三、四九四(六、八)	一〇〇、七二二(三、三)	三、三
製材及木製品工業	九八、八三九(八、七)	一三、九九四(一、三)	一、三
印刷及製本業	五三、五三〇(八、五)	九、〇四八(一、四)	一、四
食料品工業	一三九、八六九(七、三)	五〇、八二八(六、七)	六、七
ガス及電気業	一〇、四三〇(九、四)	六七(〇、六)	〇、六
其の他の工業	八七、六五七(四、五)	一〇六、八二七(五、四)	五、四
計	一、九七七、八〇七(二、一)	一、二二七、六四四(三、七)	三、七

なほ内閣統計局「労働統計」による産業別性別労働者数(昭和十四年十二月末現在)については第二節「事業別配置」の項参照。

次に昭和六年以降に於ける男工及び女工の増加率並に職工百人中女工の占める割合を「工場統計表」によつて産業別にみれば左の如く、時局産業部門に於いては男工及女工の増加が頗る顯著であり、特に女工の増加の著しいのが注目されるが、總數に於いてはやはり男工の増加の方が可成り大である。従つて職工百人中女工の占める割合は逐年低下しつつある。

紡織	昭和六年 一〇〇・〇	同 八年 一〇七・七	同 十年 一三三・四	同 十二年 一三二・三	同 十三年 一三二・八
金属	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
機械器具業	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
窯業	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
化学	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
製材及木製品	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
印刷及製本	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
食料品	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
ガス及電気	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
其他	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

職工百人中女工の割合

昭和六年 八二・四

同 八年 八二・二

同 十年 八〇・七

同 十二年 八〇・五

同 十三年 八二・二

職工總數

昭和六年 八二・四

同 八年 八二・二

同 十年 八〇・七

同 十二年 八〇・五

同 十三年 八二・二

職工百人中女工の割合

昭和六年 八二・四

同 八年 八二・二

同 十年 八〇・七

同 十二年 八〇・五

同 十三年 八二・二

第五節 年齢別構成

年齢別性別職工數 「工場統計表」により性別別にみたる職工年齢別三階級の實數並に比率をみれば次の如く、男工の九三%、女工の八二%が「十六才以上五十才未満」にある。更に各年齢における男工と女工の割合をみれば、「十六才未満」においては女工が過半数以上を占めてゐるが、「五十才以上」は僅かである。「十六才以上五十才未満」においては男工

の方が過半数を超してゐる(昭和十三年末現在)。

職工總數

十六歳未満 二、九六、八二八

十六歳以上 二、八三、七〇五

五十歳未満 二、八三、七〇五

五十歳以上 二、九六、八二八

計 五、八〇、五三三

なほ厚生省労働局の調査にかゝる青少年少女未経験労働者年齢別就業員數(昭和十四年三月一日—四月末日)をみれば次の如くである。

男	十二歳以上 十三歳未満	十三歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十五歳未満	十五歳以上 十六歳未満	十六歳以上 十七歳未満	十七歳以上 十八歳未満	十八歳以上 十九歳未満	十九歳以上 二十歳未満	計
女	十二歳以上 十三歳未満	十三歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十五歳未満	十五歳以上 十六歳未満	十六歳以上 十七歳未満	十七歳以上 十八歳未満	十八歳以上 十九歳未満	十九歳以上 二十歳未満	計

〔備考〕—厚生省労働局が二十歳未満の未経験労働者初給賃金公定のため全国各府縣に亘り當該労働者の初給賃金調を使用人五十

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

號所載。

年齢別産業別職工数 上掲「工場統計表」により年齢別職工数を各産業別にみれば次の如くであつて、いづれの産業においても「十六才以上五十才未満」の生産年齢階級の職工数が当該産業別職工総数の九割以上を占めてゐる。但し機械工業のみには稍々例外で約八割強であるが、こゝでは「十六才未満」の職工の割合が他産業に比して極めて大であるのが注目される。(昭和十三年末現在)。

Table showing percentages of workers in different age groups (16 years and under, 16-50 years, 50 years and over) across various industries like Textile, Metal, Machinery, etc.

Table showing the number of workers in different age groups (16 years and under, 16-50 years, 50 years and over) across various industries like Textile, Metal, Machinery, etc.

製材及木製品工業 三、三二(二九) 一〇五、〇三八(九三・三) 印刷及製本業 三、〇五(四・八) 五八、九四三(九二・七) 食品工業 四、七九(二・五) 一八〇、一三三(九四・五) ガス及電気業 七三(〇・七) 九、八八八(九四・〇) 其の他の工業 二、三三(六・四) 一七三、一三三(九二・一) 計 二九六、八六一(九・二) 八、五三三、六七九(八八・八) (備考)―括弧内は各産業別職工百人に對する割合。

更に同じく「工場統計表」によつて昭和六年以降の變遷をみるに「十六歳未満」の幼少年工の割合が時局産業方面に於いて激増してゐるのが目立つ。これに對して「五十歳以上」の老年工の割合は不急産業方面において最近漸増の傾向にあることが注目される。更に「十六歳以上五十歳未満」の生産年齢階級の職工の時局産業方面に於ける漸減の傾向も注目されてよい。

年齢別性別産業別職工数 上掲「工場統計表」により性別産業別職工数を年齢別にみれば次の如くである。

Large table showing age and gender breakdown of workers by industry, including categories like Textile, Metal, Machinery, Chemical, Printing, Food, and Gas/Electricity.

日本労働年鑑

十六歳未満	三、三九	九、〇四	一三、三九三
十六—五十歳	八、三六	九、七六三	一七、一三三
五十歳以上	三、九〇	二、〇〇〇	四、九〇〇
計	一、九七、八〇七	一、二七、六二四	三、二五、四三二

年齢別性別労働者数「本邦鑛業の趨勢」未發表により「昭和十三労働關係鑛山業法規施行狀況概要」によつて保險鑛夫數をみるに次の如く、これによつて年齢別性別労働者數の一斑を窺ひ得るであらう。(各年六月末日現在)。

年	昭和十三年					計
	札	仙	東	大	福	
昭和十三年	六三三	三三	一三三	三三	三三	一、〇〇〇
昭和十一年	五、四九	三三	三三	三三	三三	五、四九
昭和九年	六、二六八	三三	三三	三三	三三	六、二六八
同十年	五、五〇五	三三	三三	三三	三三	五、五〇五
同十一年	五、三〇八	三三	三三	三三	三三	五、三〇八
同十二年	四、八六三	三三	三三	三三	三三	四、八六三
計	四、〇九七	三三	三三	三三	三三	四、〇九七

第六節 教育程度別構成

教育程度別性別工場労働者数 第五回「労働統計實地調査報告」によつて工場労働者の教育程度を體性的に見れば次

の如し。(昭和十一年十月十日現在)。

教育程度	昭和十一年		昭和八年		昭和五年		昭和二年		大正十三年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總計	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五	一、〇〇九、八九五
不	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
就	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
尋常小學中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
尋常小學卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等小學中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等小學卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
實業補習學校中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
實業補習學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
中等學校中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
中等學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
專門學校以上の教育程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九

これを第一回以來の調査と比較してその割合を示せば次の如くであつて、教育程度の低い者の割合は漸次減じ、高い者の割合は漸増の傾向を辿つてゐる。

次の如し(昭和十一年十月十日現在)。

教育程度	昭和十一年		昭和八年		昭和五年		昭和二年		大正十三年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總計	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
不	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
就	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
尋常小學中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
尋常小學卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等小學中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等小學卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
實業補習學校中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
實業補習學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
中等學校中途退學程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
中等學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
高等學校卒業程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九
專門學校以上の教育程度	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九

これを前四回の調査と比較してその割合を示せば次の如くであり、明らかに教育程度の向上を物語つてゐるが、未だ工場労働者には及ばないことが分る。

高等小學修學程度以上の者 五〇〇 三九、四 三三、九 二七、〇 二三、六

教育程度別産業別工場労働者数 次と同じく右「報告」により各産業別に教育程度をみるに、何れの産業でも義務教育修了程度以上の者が其の過半を占めてゐるが、其の割合の最も大いのは精巧工業の九九%、材料器具製造業及造船業・運搬用製造業の各九八%であつて、紡織工業は九七%、金屬工業及被服・身装品製造業は各九六%、紙工業・印刷業及化學工業は各九五%、飲食料品製造業及瓦斯・電氣・水道業は各九四%、皮革・骨・羽毛品製造業は九〇%、窯業・土石加工業及木竹草蓆類に關する製造業は各八八%を示し、最底は土木建築に關する業の八五%である。更に義務教育修了程度以上の者の中、高等小學校修學程度以上の者の割合大なるは機械器具製造業及造船業・運搬用具製造業の七三%、精巧工業の七二%、金屬工業の六七%、瓦斯・電氣・水道業の六三%、化學工業の五九%、紙工業・印刷業の五八%、窯業・土石加工業及被服・身装品製造業の五三%であり、尋常小學校程度以上の者の割合の大きいのは紡織工業の六三%、土木建築に關する業の五六%、皮革・骨・羽毛品類製造業の五四%、木竹草蓆類に關する製造業の五二%であり、飲食料品製造業は五〇%である。

教育程度別性別鑛山労働者数 右第五回の「労働統計實地調査報告」によりて鑛山労働者の體性別教育程度をみるに

高等小學校修學程度以上 三五〇 三〇四 二五・六 二〇・七 一八・九
 の者
教育程度別鑛山労働者數 各産業共義務教育修了程度以上の者がその過半を占めてゐる。即ち金屬工業八八・一%、石油鑛業八五・三%、石炭鑛業八〇・二%であつて其の高等小學校修學程度以上の者は、石油鑛業では五三・一%、金屬鑛業では四八・二%、石炭鑛業では四〇・三%である。

教育程度別交通労働者數 交通労働者總數四〇五、二九二人の中、義務教育修了程度以上の者三九四、九六七人(九七・五%)、高等小學校修學程度以上の者三〇〇、三三七人(七四・一%)であり之を工場労働者總數に比較するときは遙に高位にある。次に各産業別にみれば何れも義務教育修了程度以上の者が過半を占めてゐる。即ち陸上運輸業(九八・六%)、船

舶運輸業(九七・七%)、運輸取扱業(八六・〇%)、郵便電信電話事業(九九・二%)である。更に高等小學校修學程度以上の者をみれば、陸上運輸業(七八・〇%)、船舶運輸業(六四・一%)、郵便電信電話事業(八三・八%)と過半數を占め運輸取扱業のみは三三・五%と下つてゐる。

第三章 労働異動及失業

第一節 労働異動

工場労働者異動狀況 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の雇入解雇の狀況をみれば次の如くである。

月	雇入		解雇		月末現在	
	男	女	男	女	男	女
六月	七、三一九	四、一〇三	三六、二六六	七、七四六	一、〇四八、五七六	五一五、〇三三
七月	八〇、七五〇	五四、九二七	四四、八五六	二九、八九〇	一、五五三、六〇二	一、〇四八、五七六
八月	八二、七五六	五五、二五六	四四、九九六	二七、七三三	一、八二二、四五六	一、二六七、九〇八
九月	九四、一七五	六〇、四二七	四六、〇四六	三二、一七一	一、八五三、四七四	一、二八八、二七八
十月	八二、〇四四	五五、六四七	五二、〇三四	三三、八九八	一、八八七、五五〇	一、一七二、四八五
十一月	八二、八〇八	五六、六二九	五一、九四六	二九、四三三	一、九〇六、七六〇	一、一七二、四八五
十二月	六八、四六七	四七、七二二	五一、四四四	二五、八一三	二、〇三七、五七一	一、四四五、二三五
總計	六三、八〇八	三六、六一九	三〇、七四六	一六、二六八	一、四四五、二三五	五九二、一三六

次にこれを産業別にみれば次の如くである(但し本年十一月のみ)。

産業	雇入		解雇		月末現在	
	男	女	男	女	男	女
總計	六三、八〇八	三六、六一九	三〇、七四六	一六、二六八	一、四四五、二三五	五九二、一三六
窯業土石加工業	二、一九四	一、五二二	一、六三〇	六七四	四六、五〇五	三六、三六三
金屬工業	一一、九六六	一、七〇五	九、二二四	一、五九九	二七九、〇六〇	二四七、二八三
機械器具製造業	一八、四二〇	四、〇九八	一三、二一九	三、〇三〇	四二九、五二一	三六二、二五三
造船業、運搬用具製造業	一四、九三〇	一、六七五	一三、二九七	一、〇七八	四六三、二七三	四三、〇三四
精巧工業	二、四二二	一、七三四	一、六一八	六八九	五八、九三四	四三、七七六
化学工業	五、六九六	四、〇一〇	三、八六三	二、〇二六	一三〇、二四七	九五、三五五
紡織工業	一五、四三三	五、一三八	六、一三〇	二、三二二	四三六、七二八	一〇一、五二四
被服、身製品製造業	二、九六六	一、〇三三	一、八四四	一、〇四七	四三六、七二八	一四、四七七
紙工業、印刷業	二、五九七	一、七三三	一、六八五	九六八	六二、一七三	四四、六二七
皮革、骨、羽毛品製造業	一、〇四四	一、五五五	一、三三一	五九	五、二〇三	四、〇〇五
木竹草蓆に關する製造業	九〇〇	三三〇	六七五	二七四	一一、〇〇〇	一六、四七一
飲食料品製造業	四、三三三	二、三四六	一、三六九	一、七九三	二一、七六二	二八、二〇〇
ガス、電氣、水道業	二、〇三三	一、九八七	一、三三三	一、六一	八、〇五四	七、八五五
其の他の工業	五、三三三	三、九六六	三、二八八	二、四八八	一〇、〇〇三	五、二三四

なほ厚生省の調査にかゝる軍需品工場の従業員移動率をみるに次の如く、これについて厚生省當局は左の如く述べてゐる、「先づ男子に於ては移動率は昨年一昨年に比し著しく増加したが本年は稍々減少の傾向を示してゐる。之は恐らく本年四月二十日施行せられた従業者雇入制限令に依り職工の移動

が防止せられつゝあるものと考ふべきであり又當然さうあらねばならぬわけであるが、尙之を府縣別に見れば本年も昨年以上に移動率の増加を示してゐる所もある。之は移動率の計算に採用者數を入れてある爲新規採用職工の激増に依り率の増加を來してゐる事も考へられ、又地方的の特殊の事情に依

第二節 失業

工場、鑛山、其他一般産業労働者失業状況 厚生省調によつて昭和七年以降の俸給生活者、日傭労働者を除く「其の他の労働者」(工場、鑛山、其他一般産業労働者)の失業者数(推定)をみるに次の如く、失業者は年と共に激減し昭和十四年は昭和七年の二八%、約五萬九千にすぎない。これは事變下軍需産業の擴張に伴ふ労働力不足、従つて失業状態の著しい緩和を示すものであるが、他面これ等現存失業者は一般に年配失業者或は労働能力低きものであつて容易に普通の職業に轉換するを得ず、長期間失業し生活に窮迫し失業應急事業及官營失業者使用事業により辛うじて救済せられる慢性的失業者であることは注意さるべきであらう。

Table showing unemployment statistics for factory workers from 1932 to 1944. Columns include year/average, actual number, and index. Data points range from 1932 (1,197,977) to 1944 (588,655).

者の側面より見るの外はないが、いま日銀「労働人員指数」によつて労働者人員数をみるに左の如く、前年度平均一二一九・二から本年度は更に一四二・〇と飛躍的上昇を続け、基準年たる大正十五年を昭和十一年以來引續いて益々超過せんとしてゐる。これは軍需生産の擴充に伴ふ労働力不足を物語るものであつて、少くとも一般的には失業状況は著しく緩和されるに至つたと見られるのである。而かも就業者は日を追ふて増加してゐるのであるから、その反面失業者は漸次減少しつゝあるとみてよいであらう。

Table showing monthly unemployment statistics for 1932 and 1933. Columns include month, total index, male, and female. Data points range from 1932 (1,273) to 1933 (1,901).

工場労働者事業別就業状況 工場労働者の就業状況はこれを一般的にみれば好轉しつつあると共に、他面労働力の不足も漸次顕現化しつつあること右の如くであるが、これが輕工業の重化学工業への轉化過程の反映であるといふ意味において各事業別に著しい凹凸のある事が豫想せられるのである。いま内閣統計局「労働統計」によつて事業別就業人員指数をみれば次の如くである。

Table showing employment statistics by industry for 1934 and 1944. Columns include industry, total number, male, and female. Industries listed include metal, machinery, shipbuilding, etc.

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

Table showing unemployment statistics by industry for 1932. Columns include industry, total number, male, and female. Industries listed include bamboo products, food products, etc.

次に前年度に引續き本年度の失業問題の特徴づける最も重要な内容をなす中小産業部門における謂ゆる戦時失業者の失業状況をみるに、當部においては(昭和十三年中葉)その數四十四萬人の多きに上ると報ぜられたが、その後、部分的統制緩和、少量原材料の配給、軍需品製作の受註並に殷賑産業方面への轉業乃至轉職等によつて十月には三十七萬餘、十二月には三十一萬餘と減少を示したが、本年度における状況をみるに次の如く、四月末日現在においては約十七萬に減少した。しかし戦時統制の強化に伴ふと考へられる贅澤品の使用禁止及び配給機構力再編成問題は再び程遠からぬ將來においてこの問題を日程に上せるであらうと考へられる。

- 一、概況 四月末日現在における失業者は三八、〇二六八(業主一三、一一一、被傭者二四、九一五)失業の廣ある者は一二九、一八一八(業主三九、四九一、被傭者八九、六九〇)合計一六七、二〇七人(業主五二、六〇二、被傭者一一四、六〇五)にして前月分一八六、四四四人に比し一〇・三%(實數一九、二三七)減少せり。
二、地方別 失業者數(失業の廣ある者を含む)多きは東京府の九

萬二千人にして總数の五五%を占め、群馬、三重、北海道、愛媛、富山、長野、兵庫等之に次ぎ、少きは山口の八十六人を初め大分、佐賀、鹿兒島、千葉、宮崎等にしていづれも三百人に満たず。

三、業種別 これを業種別にみれば繊維關係最も多く三一・六%を占め、鐵鋼關係、非鐵金屬關係、皮革關係、ゴム關係之に次ぎ、その他の物動關係及物動以外（消費節約、輸出不振等）の關係において總数の三〇・七%を占む。

（左表参照）

織維關係	三三・九	三三・六
鐵鋼關係	三〇・九	一八・五
非鐵金屬關係	一四・九	八・九
皮革關係	一〇・四	六・二
ゴム關係	六・九	四・一
その他	三三・六	三三・五
物動以外の關係	一三・三	八・二

就中東京府は各産業關係を通じて首位を占む。

四、被傭者男女別 これを被傭者につき男女別にみれば、男六八%女三二%の割にして業種別内譯において、男は鐵鋼關係九〇%、皮革關係八九%、非鐵金屬關係八九%ゴム關係六九%を占め、織維關係においてのみ女多数にして五七%を占む。

五、失業者の歸趨狀況 失業者及失業の虞ある者の四月中における歸趨者總數は三萬人にして、内轉業轉職せる者一五、八二二人（總數の五二%）、歸農せる者四、五七八人（一五%）、其の他（原材料配給

による原業原職復歸、移民、應召等）一〇、一四六人（三三%）なり、細説すれば轉業轉職せる者においては、織維關係最も多く三四%（實數五、四三一人）にして、鐵鋼關係（二七%）、非鐵金屬關係（七%）皮革關係、ゴム關係之に次ぎ歸農せる者においては織維關係六三%にして過半を占む。

六、失業状況並に歸趨狀況の推移 失業者及失業の虞ある者の數は共に昨年十一月以降漸減の傾向をみ、四月末は前月に比し更に失業者は一三%、失業の虞ある者は九%を減じ、前者は昨年十一月の二八%後者は五四%に減少せり。

次に業種別にみるに失業者においては皮革關係、非鐵金屬關係のみ前月に比し僅かに増加し、失業の虞ある者においては鐵鋼關係のみ前月に比し四一%の増加を示せり。

〔備考〕「轉失業対策時報」第六號による。

鑛山労働者失業狀況 鑛山労働者についても失業狀況の緩和は數年來の一般的傾向であるやうである。いまこれを日銀「鑛山労働者労働人員指數」についてみるに、昭和十四年の總指數基準年（大正十五年）を少しく超ゆるに至つた。左表をみよ。

昭和十二年	總數	八〇・六	男	九六・七	女	三三・七
同 十三年		六三・四		一一・一		二六・六
同 十四年		一〇二・七		三三・八		三三・〇
一月		一〇二・八		三三・六		三三・六

「労働統計」によつて就業人員指數の側面よりみれば次の如くである。

昭和十二年七月	總數	陸上運輸業	船、船運輸業	運、輸取、投、業	郵便、電信、電話事業
同 十四年六月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 十四年七月	一〇三	九六	一〇一	一一七	一〇〇
七月	一〇五	一〇三	一〇四	一一一	一〇六
八月	一〇五	一〇三	一〇四	一一一	一〇六
九月	一〇四	一〇一	一〇〇	一一一	一〇五
十月	一〇五	一〇三	一〇三	一一一	一〇五
十一月	一〇六	一〇四	一〇一	一一一	一〇五
十二月	一〇五	一〇四	一〇一	一一一	一〇五

日傭労働者失業狀況 日傭労働者はその性質上既に失業者の一形態であると考へられるのであるが、我國における統計はこれにかかるものとしては取扱つてゐない。だからこゝではその問題は措いて問はず、日傭労働者の謂ゆる失業狀況について、厚生省調によつてみれば、本年度は昨年比し更に改善をみた。しかしこゝに日傭労働者とは何を指すか詳かでない。

昭和七年平均	實數	指數	實數	指數
同 八年平均	一八八、九二一	九六	七、九三三	九六

なほこれを内閣統計局「労働統計」によつて産業別にみるに次の如くである。

昭和十二年七月	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
同 十四年六月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
七月	一〇八	一〇五	一〇八	一一三	一〇〇
八月	一一三	一一〇	一一四	一一八	一一三
九月	一二一	一一〇	一一一	一二一	一一一
十月	一二五	一一三	一二五	一二五	一二三
十一月	一二七	一一三	一二八	一二七	一二三
十二月	一二四	一一二	一二六	一二七	一二〇

交通労働者失業狀況 交通労働者の失業狀況を内閣統計局

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

日本労働年鑑

同 九年平均	一八〇、〇九五	九三	六八、五四六	八三
同 十年平均	一七三、三六六	八八	六七、八七六	八三
同 十一年平均	一六四、三〇〇	八三	六七、一五七	八三
同 十二年平均	一四四、四四〇	七五	六四、五〇九	九三
同 十三年平均	一一五、九一四	六〇	五四、〇八八	九三
同 十四年一月—九月平均	九八、三九五	四九	五九、一八八	四八

俸給生活者失業状況 俸給生活者の失業状況に關し、前掲厚生省調によれば、本年は昨年比し更に緩和を示してゐる(前表参照)。なほこゝに給料生活者といふもその内容は詳かでない。

次に局部的ではあるが、俸給生活者の失業状況を側面より語るものとして厚生省職業部の調査にかゝる各種學校卒業生の就職状況をみるに次の如くであり、各種學校卒業生總數に對する就職決定者數(自營も含む)の割合は昭和八年迄は停滞的傾向にあつたが以後逐年上昇に轉じ本年も引續いて上昇率顯著である。

昭和六年	就職決定者數	四〇・七	大學	四四・六	甲種實業學校	六七・五
	上級學校入學	一七・八	專門學校	九・六	八・六	
昭和八年	就職決定者數	四〇・一	大學	四四・三	甲種實業學校	四三・八
	上級學校入學	四・二	專門學校	六・一	二八・四	

状態

第二篇 工・鑛・交通労働者

第一章 労働時間

第一節 工場労働者

概観 日銀「労働統計」によつて昭和十二年以降毎月の「平均正味就業時間」すなはち實際労働時間をみるに次の如く、

支那事變以來概して漸増の傾向にあつたが、「工場就業時間制限令」(適用範圍は機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、及び金屬精鍊業、就業時間の原則は十六歳以上の男子職工につき原則として一日につき十二時間を超えて就業せしめるを得ない旨を規定す、五月一日より施行)の施行を境として五月以降は漸減の傾向にあることが窺はれる。

一 月	時 分	九〇・四七	時 分	九〇・四九	時 分	九〇・五三
二 月	時 分	九〇・五四	時 分	九〇・五五	時 分	九〇・五九
三 月	時 分	九〇・五六	時 分	九〇・五八	時 分	一〇〇・〇一
四 月	時 分	九〇・五五	時 分	九〇・五九	時 分	一〇〇・〇〇
五 月	時 分	九〇・五四	時 分	九〇・五八	時 分	九〇・五六
六 月	時 分	九〇・五四	時 分	九〇・五九	時 分	九〇・五八
七 月	時 分	九〇・五三	時 分	九〇・五五	時 分	九〇・五六
八 月	時 分	九〇・五二	時 分	九〇・五四	時 分	九〇・五五
九 月	時 分	九〇・五三	時 分	九〇・五四	時 分	九〇・五六
十 月	時 分	九〇・五七	時 分	九〇・五六	時 分	九〇・五六
十一 月	時 分	九〇・五六	時 分	九〇・五八	時 分	九〇・五八
十二 月	時 分	一〇〇・〇一	時 分	一〇〇・〇四	時 分	一〇〇・〇四

第一節第二篇 工・鑛・交通労働者状態

昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇・一九	一〇〇・四六	二七・五
同 十四年六月	一〇六	一四〇	一〇〇・一九	一〇〇・四六	二七・五
同 七月	一〇三	一二九	一〇〇・六	一〇〇・一九	二六・八
同 八月	一〇三	一二七	一〇〇・八	一〇〇・七	二六・三
同 九月	一〇三	一二九	一〇〇・二	一〇〇・六	二五・五
同 十月	一〇〇	一二七	一〇〇・六	一〇〇・二	二七・〇
同 十一月	一〇一	一二三	一〇〇・八	一〇〇・三	二七・六
同 十二月	一〇三	一二三	一〇〇・七	一〇〇・三	二七・七

産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別「實就業時間指数」をみるに次の如く、「工場就業時間制限令」の適用範囲の關係上、先に述べたところは

金属工業、機械器具製造業、造船業・運搬用具製造業等において特に顯著に窺はれるやうである。これに反し紡織工業においては月と共に漸減傾向を辿つてゐるのが注目される。

産業別	昭和十二年		同十四年		七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	七月	八月	七月	八月						
總數	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	101(119)	101(117)	101(117)	101(119)	101(119)	101(119)
窯業、土石加工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	101(119)	101(117)	101(117)	101(119)	101(119)	101(119)
金属工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	100(100)
機械器具製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	100(100)
造船業、運搬用具製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	101(100)	100(100)
精巧工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
化学工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
紡織工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
被服、身製品製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
紙工業、印刷業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
皮革、骨、羽毛品製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
木竹草藁類に關する製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
飲食料品製造業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
ガス、電気、水道業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)
其の他の工業	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	99(119)	99(117)	99(117)	99(119)	99(119)	99(119)

〔備考〕前表参照、括弧内は「延實就業時間指数」である。次に産業別の「實就業時間」の差異を例へば十一月についてみれば次の如く、紙工業・印刷業の一一時間三分、機械器

具製造業の一〇時間四八分、化学工業の一〇時間四五分が最高を占めてゐる。紡織工業はこれに反し九時間五〇分が最低である。

産業別	就業時間		實就業時間		作業日數
	所定就業時間	休憩時間	總數	女	
總數	100.18	00.09	100.27	100.27	27.6
窯業、土石加工業	100.13	00.06	100.19	100.19	27.6
金属工業	100.13	00.06	100.19	100.19	27.6
機械器具製造業	100.06	00.02	100.08	100.08	27.6
造船業、運搬用具製造業	99.52	00.03	100.11	100.11	27.6
精巧工業	99.54	00.04	100.11	100.11	27.6
化学工業	100.13	00.06	100.19	100.19	27.6
紡織工業	100.13	00.06	99.50	99.50	27.6
被服、身製品製造業	100.00	00.00	100.00	100.00	27.6
紙工業、印刷業	100.16	00.04	110.01	110.01	27.6
皮革、骨、羽毛品製造業	100.07	00.04	100.11	100.11	27.6
木竹草藁に關する製造業	100.15	00.08	100.23	100.23	27.6
飲食料品製造業	100.13	00.06	100.19	100.19	27.6
ガス、電気、水道業	100.19	00.09	100.28	100.28	27.6
其の他の工業	100.14	00.00	100.14	100.14	27.6

時間	五〇人		一〇〇人		三〇〇人		五〇〇人		一、〇〇〇人以上		總計
	未滿	%	未滿	%	未滿	%	未滿	%	未滿	%	
八時間以下	1.07	1.46	1.07	1.46	1.07	1.46	1.07	1.46	1.07	1.46	
九時間以下	2.23	3.07	2.23	3.07	2.23	3.07	2.23	3.07	2.23	3.07	
十時間以下	29.78	40.85	29.78	40.85	29.78	40.85	29.78	40.85	29.78	40.85	
十一時間以下	26.93	36.70	26.93	36.70	26.93	36.70	26.93	36.70	26.93	36.70	
十二時間以下	33.91	46.24	33.91	46.24	33.91	46.24	33.91	46.24	33.91	46.24	
十三時間以下	1.91	2.61	1.91	2.61	1.91	2.61	1.91	2.61	1.91	2.61	
十四時間以下	0.89	1.21	0.89	1.21	0.89	1.21	0.89	1.21	0.89	1.21	
十五時間以下	0.08	0.11	0.08	0.11	0.08	0.11	0.08	0.11	0.08	0.11	
十六時間以下	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	
十七時間以下	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
十八時間以下	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
十九時間以下	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
二十時間以下	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
二十四時間以下	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

日本労働年鑑

四〇

二十四時間を 100.00 0.15 0.00 0.01 0.01 0.01 0.01
 超ゆるもの 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00

(調査工場数) 三、三六 八六 七九三 一八〇 二二六 一三三 四、四五六

〔備考〕「労働時報」昭和十五年一月號所載、「機械及器具工場に於ける就業時間状況」による。本調査は五月一ヶ月間における延職工数を各就業時間別に集計したるものを更に總数を一〇〇.〇〇%とせる比率を以て示したるもの。

右の調査を、常時五十人以上の職工を使用する機械及器具工場につき昭和十三年五月工場數一、五六一、十六歳以上の男子職工四六八、〇三一人について同一方法をもつて行つた調査の結果と對比すれば次表の如くであつて、これを要約してみると、

時間	總計		〇.〇〇% (減)		一〇〇.〇〇% (増)	
	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年
八時間以下	二〇.三%	一〇.九%	一〇.四%	一〇.四%	一〇.四%	一〇.四%
九時間以下	一〇.六%	九.七%	三.六%	四.七%	四.二%	三.七%
十時間以下	二五.六%	二五.六%	二八.八%	三〇.五%	三〇.五%	二七.九%
十一時間以下	一三.三%	一七.六%	二二.九%	二〇.三%	二〇.三%	一五.七%
十二時間以下	二〇.六%	三九.七%	三二.九%	四二.五%	四二.五%	三九.一%
十三時間以下	一三.八%	三九.三%	一〇.九%	二二.五%	二二.五%	一四.八%
十四時間以下	九.五%	一.九%	七.四%	一.三%	一.三%	二.二%
總計	五〇.一〇〇	一〇〇.三〇〇	三〇〇.五〇〇	五〇〇.一〇〇	一,〇〇〇人以上	

となる。すなはち「工場、就業時間制限令」によつて機械及器具工場における労働時間は十時間乃至十二時間特に十一時間乃至十二時間に集中されることとなつたのである。ところでこれを先にみた機械器具製造業の六月以降の「實就業時間指数」と脱み合せれば、爾後は十二時間以下の労働時間は依然として延長されつゝあると云へるであらう。

時間	總計		〇.〇〇% (減)		一〇〇.〇〇% (増)	
	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年
十五時間以下	二.四%	〇.一%	一.〇%	〇.一%	〇.一%	〇.一%
十六時間以下	〇.四%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
十八時間以下	〇.四%	〇.一%	〇.一%	〇.一%	〇.一%	〇.一%
二十時間以下	〇.一%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
二十四時間以下	〇.一%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
二十四時間を超ゆるもの	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇

なほ参考までに商省「賃銀統計表」により本年一月乃至十二月の金屬工業及び機械器具工業における各一人前の代表的職業別勞務者(本表においては見習工、養成工、徒弟又は

特殊の雇傭條件による低給者若しくは高被者は除外されてゐる)の就業時間をみれば次の如くである。

職業	就業時間 (月)												平均
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
平爐工	11.7	11.8	11.4	11.4	11.5	11.3	11.9	11.4	11.4	11.5	11.8	11.1	11.1
鑄造工	11.0	11.1	11.0	11.3	11.3	11.1	10.5	10.8	10.4	10.4	10.9	10.4	10.4
鋼壓工	11.8	10.9	11.0	10.8	10.7	10.8	10.8	10.8	10.7	10.8	9.5	10.2	10.4
鍍金工	10.3	10.5	10.4	10.4	10.4	10.5	10.3	10.3	10.3	10.4	10.4	10.4	10.4
銀冶工	11.0	11.1	11.0	11.0	11.0	10.8	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
木型工	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
旋盤工	11.0	11.0	11.1	11.0	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
轉削工	11.0	11.0	11.1	11.0	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
研磨工	10.8	11.1	11.1	11.0	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
銼接工	10.8	11.0	11.0	11.0	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
リベット工	10.8	11.0	11.0	11.0	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
組立工	10.7	10.8	10.7	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8

第一部第二篇 工・礦・交通労働者状態

四一

の産業別休憩時間(所定就業時間内における)をみるに次の如く「工場就業時間制限令」によつて労働時間を制限された時局産業部門においては休憩時間が概して短く、同「制限令」及び「工場法」によつて規定された休憩時間の規定(一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中において設くべきこと)に抵触するかの如き傾向がみられるが、必ずしも短縮化しつゝあるとは思はれない。併し右「制限令」實施後の休憩時間の内容の變化は労働時間の内容の變化と共に注目し値するものがあると考へられるが、遺憾乍らこゝでもその詳細は全く不明である。

Table with 12 columns (Month) and 14 rows (Industry types like 総数, 窯業, 金属工業, etc.) showing time distribution data.

紙工業、印刷業 五三 五五 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三
皮革、骨、羽毛 一〇五 一〇五 一〇二 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三
品類製造業 一〇五 一〇五 一〇二 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三
木竹、草藁類に 一、二 一、三 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二
關する製造業 一、七 一、三 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二 一、二
飲食料品製造業 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一
ガス、電気、水道業 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一
其の他の工業 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一

Table with 12 columns (Month) and 14 rows (Industry types like 紙工業, 印刷業, 皮革, etc.) showing violation counts.

(四) 工場法令にもとづく違反件数

「昭和十三年工場法施行状況概要」によつて「工場法令」にもとづく労働時間關係の法規違反を抜萃して表示すれば次の如く、依然として「保護職工をして法定時間(一日に就き十一時間)を超えて就業せしめたるもの」が歴倒的多數を占め、これに次いで「保護職工をして深夜業(午後十時より午前五時迄)を爲さしめたるもの」が多い。これを前年度と比較すれば「特に保護職工をして法定時間を超えて就業せしめたるもの」の處罰件数は減少してゐるが戒告件数は可成りの増加を示したことは種々の意味において注目し値しやう。

Table with 5 columns (Year) and 5 rows (Violation types like 保護職工をして法定時間を超え就業せしむ, 深夜業に就かしむ, etc.) showing violation counts.

労働時間に関する法規違反 「工場就業時間制限令」の施行前までは労働時間に関する法規違反とは所謂保護職工(女子及び十六歳未満の幼年工)についてのみ問題となるにすぎなかつたが、「工場法令」にもとづくもの(右「制限令」の實施後は同法令の適用される軍需産業關係工場の十六歳以上の男子職工にもこれが問題となるに至つた。いま「工場就業時間制限令」にもとづく違反件数と「工場法令」にもとづく違反件数とを並記すれば次の如くである。

(イ) 「工場就業時間制限令」にもとづく違反件数

本年五月一日より十月末日に至る六ヶ月間の全国の違反件数は一八一三件にして、その内處罰されたものは僅かに一件告發二四件のみであつた、残りの一、七八件はすべて戒告の程度であつた。これについて「労働時報」(昭和十五年一月號)は次の如く云ふ、「工場就業時間制限令の適用を受くるものは工場法適用工場中主として軍需の充足に關係ある工場なるを以て之が施行に當り嚴罰主義を採らず寧ろ指導啓蒙に主眼を置きたることは違反件数を見ても明らかである」と。

其の他の鑛業	坑内	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)	1,000(8,847)
	坑外	1,100(10,000)	1,170(9,943)	1,160(9,930)	1,160(9,930)	1,160(9,930)	1,160(9,930)	1,160(9,930)	1,160(9,930)

〔備考〕—括弧内は所定就業時間。

休業日数 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の休業日数を「實際作業日数」の側面より産業別にみるに次の如くである。

總數	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	日	日	日	日	日	日	日
坑内	270	267	267	270	270	270	270
坑外	273	270	271	274	272	275	275
金屬鑛業	坑内	270	267	267	270	270	270
	坑外	273	270	271	274	272	275
石油鑛業	坑内	270	267	267	270	270	270
	坑外	273	270	271	274	272	275
其他の鑛業	坑内	270	267	267	270	270	270
	坑外	273	270	271	274	272	275

第三節 交通労働者

産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別「平均勤務時間」及び「休憩時間」をみるに次の如くである。

總數	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
陸上運輸業	10,550(1,011)	11,000(1,077)	11,110(1,084)	11,010(1,068)	10,910(1,042)	10,810(1,036)	10,710(1,030)
鐵道	11,000(1,011)	11,500(1,111)	11,610(1,111)	11,510(1,111)	11,410(1,111)	11,310(1,111)	11,210(1,111)
軌道	9,550(859)	10,000(938)	10,120(943)	10,020(937)	9,920(931)	9,820(925)	9,720(919)
定路線自動車	10,000(1,000)	11,100(1,110)	11,300(1,130)	11,200(1,120)	11,100(1,110)	11,000(1,100)	10,900(1,090)
船舶運輸業	9,400(1,000)	10,000(1,000)	10,100(1,010)	10,200(1,020)	10,300(1,030)	10,400(1,040)	10,500(1,050)
運輸取扱業	10,000(1,000)	10,100(1,010)	10,200(1,020)	10,300(1,030)	10,400(1,040)	10,500(1,050)	10,600(1,060)
郵便、電信、電話業	—	—	8,900(1,070)	8,800(1,060)	8,700(1,050)	8,600(1,040)	8,500(1,030)

〔備考〕 全国の中三十三府縣 規定の交通事業體二二七につき作成せるもの。括弧内は「平均勤務時間」中の休憩時間

休業日数 内閣統計局「労働統計」により本年四月以降の休業日数を「平均勤務日数」の側面より産業別にみれば次の如くである。

總數	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	日	日	日	日	日	日	日
陸上運輸業	270	267	267	270	270	270	270
鐵道	270	267	267	270	270	270	270
軌道	270	267	267	270	270	270	270
定路線自動車	270	267	267	270	270	270	270
船舶運輸業	270	267	267	270	270	270	270
運輸取扱業	270	267	267	270	270	270	270
郵便、電信、電話事業	—	—	270	267	267	270	270

第二章 労働災害及労働衛生

第一節 工場労働者

(イ) 労働災害

災害死傷者數 昭和十三年度における工場法適用工場（工場法一部適用工場を除く）の死傷者數並に災害率（職工千人に對する死傷者の割合）をみるに次の如くである。いまこれを累年的にみれば昭和五年以降同七年迄は漸減の傾向にあつ

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

たが、八年以降漸増に轉じたことが注目される。これは労働時間の延長及び労働強化が昭和八年以降年と共に進行してゐることを物語るものであらう。（昭和十一年までは「工場監督年報」、同十二年は「工場監督年報概況」、同十三年は「工場法施行状況概要」による）

死亡	重傷	輕傷	計	職工千人に對する割合
----	----	----	---	------------

昭和五年	243	9,253	23,757	43,270(1,550.9)	2,261.1
同六年	284	7,774	21,149	35,207(1,244.7)	2,169.9
同七年	250	8,089	22,894	34,233(1,245.0)	2,192.0
同八年	354	9,257	23,363	41,974(1,500.3)	2,447.7
同九年	521	13,954	33,663	57,139(2,066.9)	2,885.6
同十年	533	16,820	34,008	61,176(2,170.4)	2,964.8
同十一年	551	19,366	36,684	65,111(2,304.5)	3,045.5
同十二年	681	23,377	46,680	77,438(2,788.4)	3,660.9
同十三年	834	26,551	54,891	82,276(2,887.7)	3,889.3

〔備考〕—本表中には工場法一部適用工場を含まず。茲に重傷とは休業二週間以上又はその見込のもの。輕傷とは休業三日以上又はその見込のものを云ふ。

昭和九年に於ける死傷者數の増大は通例の工場災害によるの外同九年九月二十一日に於ける風水害によつて齎されたものが含まれてゐる（風水害に依る死亡者四九名、負傷者一三八名、内官設工場一名、輕傷者はその數詳かならずと云ふ。）

尙昭和九年以降は従来商工省所管に属した八幡製鐵所が民營となりたる結果、民營工場災害發生數が増大することとなりたることも豫め注意を要する。

なほ昭和十二年以降における軍需品工場の従業員欠勤率をみるに次の如く、各種欠勤率共に逐年増加の傾向を辿り、特に本年は男子においては事故欠勤率、女子においては公傷病欠勤率の増加の著しいことが注目される。

これについて調査當局は次のやうに云つてゐる、——曰く「扱昨年は一昨年に比べて移動率、残業率共に著しく増加してゐた爲各種欠勤率の増加は考へ得る事ではあるが本年は昨年と比べて移動率は多少なりとも減少し残業率は著明に減少してゐるのであるから之は當然職工の出勤状態に好影響を齎す筈であるに拘らず事實は之に反し公傷病欠勤率に於て稍々減少するかの如き傾向があるが私傷病欠勤率、事故欠勤率に至つては甚しい増加を來してゐる。又各府縣總計に於て多少減少するかの如き感ある公傷病欠勤率も之は一二の特別な府縣に於て稍々著明の減少が見られた爲であつて全般的に見れば尙増加の傾向にありと見るのが至當であらう。

「之等各種欠勤率が本年は昨年に比し職工の移動率、残業率の減少があるに拘らず尙依然として増加しつゝある原因に關しては輕々に結論を與ふる事は出來ないが、この内には在籍出征者もあるが事變發生當初よりの過長労働に因る蓄積せる

肉體的影響或は職工の精神的弛緩等が考慮されるべきであらう。

「次は女子に就いての調査成績であるが……残業率のみは一昨年に比べて昨年も本年も減少の傾向にあるが移動率及び各種欠勤率は昨年は一昨年より本年は昨年より年と共に著明の増加を示してゐる。この中、移動率の増加は云ふ迄も無く平和産業より軍需産業への女子の移動及び新規採用女工の増加に因つて起つたものであつてその結果として女工の災害疾病が増加し從而事故欠勤者の増加を來したものと見るのが至當である。殊に従来は女子には比較的少なかつた公傷病欠勤が本年は著しく増加してゐる事は注目すべき點である」と。

指 數	昭和十二年		十三年		十四年		十五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
公傷病欠勤率	五・八九	〇・七六	六・七三	〇・九八	六・五八	一・〇八	一・〇〇	一・二四
私傷病欠勤率	二四・八九	二七・九四	二八・九八	二八・九八	二八・九八	二八・九八	二八・九八	二八・九八
事故欠勤率	三六・五三	四九・四二	三三・五三	三三・五三	三三・五三	三三・五三	三三・五三	三三・五三
計	三三・六六	四四・三三	六二・六四	六二・六四	六二・六四	六二・六四	六二・六四	六二・六四

愛知縣、大阪府、兵庫縣及福岡縣管下に於ける軍需品工場二四〇につき調査せるもの。但しこの中には大工場（職工數一、〇〇〇人以上のもの）四〇、中工場（同三〇〇〇人程度のもの）八〇、小工場（同一〇〇〇人以下のもの）一二〇を含む。職工數については第一篇第一節労働異動の項参照。

業種別災害死者數 昭和十三年度における業種別災害率をみるに次の如くである。

業種	昭和五年		同 六年		同 七年		同 八年		同 九年		同十年		同十一年		同十二年		同十三年	
	死亡	重傷	輕傷	計	死亡	重傷	輕傷	計	死亡	重傷	輕傷	計	死亡	重傷	輕傷	計	死亡	重傷
染色工場	〇・〇五	一・九六	四・八四	六・八五	〇・〇五	一・九六	四・八四	六・八五	〇・〇五	一・九六	四・八四	六・八五	〇・〇五	一・九六	四・八四	六・八五	〇・〇五	一・九六
機械器具工場	〇・〇五	二・三〇	五・六二	六・九二	〇・〇五	二・三〇	五・六二	六・九二	〇・〇五	二・三〇	五・六二	六・九二	〇・〇五	二・三〇	五・六二	六・九二	〇・〇五	二・三〇
化學工場	〇・〇五	九・一八	二六・〇二	三六・四五	〇・〇五	九・一八	二六・〇二	三六・四五	〇・〇五	九・一八	二六・〇二	三六・四五	〇・〇五	九・一八	二六・〇二	三六・四五	〇・〇五	九・一八
染織	八・〇〇	六・四四	六・五〇	六・一八	八・〇〇	六・四四	六・五〇	六・一八	八・〇〇	六・四四	六・五〇	六・一八	八・〇〇	六・四四	六・五〇	六・一八	八・〇〇	六・四四
機械器具	七九・七七	七〇・〇〇	六三・五一	六八・二八	七九・七七	七〇・〇〇	六三・五一	六八・二八	七九・七七	七〇・〇〇	六三・五一	六八・二八	七九・七七	七〇・〇〇	六三・五一	六八・二八	七九・七七	七〇・〇〇
化學	四二・四四	三三・三三	三二・五九	三〇・七九	四二・四四	三三・三三	三二・五九	三〇・七九	四二・四四	三三・三三	三二・五九	三〇・七九	四二・四四	三三・三三	三二・五九	三〇・七九	四二・四四	三三・三三
飲食	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
雜	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五	二二・五五	二〇・五五
特別	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九	三三・八九	三三・七九
計	二二・一六	二二・九二	二二・九二	二二・九二	二二・一六	二二・九二	二二・九二	二二・九二	二二・一六	二二・九二	二二・九二	二二・九二	二二・一六	二二・九二	二二・九二	二二・九二	二二・一六	二二・九二

更に昭和五年以降の業種別災害率の推移をみれば次の如く特別工場の昭和九年以降の増大を除外すれば、機械器具及び化學工場は昭和八九年頃までは他工場と同じく漸減の傾向にあつたが、以後特に十年からは他工場と同じく漸増の傾向にあり（尤も機械器具工場のみは昭和十三年において前年度よりも災害率が低下してゐる）。

體性別災害死者數 昭和十三年度における體性別災害死者數は次の如くであるが、なほこの點については前掲の「軍需品工場に於ける従業員欠勤率調査」を参照されたい。

傷害程度	死亡者	
	男	女
計	八〇八	二六

重傷者	二五、〇五五	一、四八六	二六、五四一
軽傷者	八六、四四八	四、四三二	九〇、八八〇
計	一一一、五〇三	五、九一八	一二七、四二一

原因別災害死傷者数 昭和十年度法適用工場死傷者数を機械的原因と非機械的原因に分つてみれば次の如く、機械的原因では「揚重機又は之に依り取扱中の物體に因るもの」最も多く、非機械的原因では「機械を用ひざる運搬又は取扱中の物體に依るもの」が最も多い。

機械的原因	二八、〇五二	二八、三三四	二三、〇九七
非機械的原因	五五、二	八九、九一〇	七六、〇三三
計	八三、二五四	一一七、二四四	九九、一三〇

労働衛生 (ロ) **寄宿舎の状況** 右「工場法施行状況概要」によつて昭和十三年十月一日現在における寄宿舎施設ある工場数及び寄宿職工数をみるに次の如く、法適用工場一一三、九七九の中寄宿舎の設けある工場は二四、二八三を算へ法適用工場の二一%に當り、その收容職工数は七〇八、五四三(内男一八二、九六七、女五二五、五七六)で職工總数の二二%に當つてゐる。これを前年同期に比すれば工場数において八〇、職工数において、二、二五七人の増加であるが、その割合は却つて減少してゐる。なほこれを業種別にみれば化学工場の職工数の減少の著しいのが注目される。

工場数	寄宿職工数		前年同期との比較(△印は減)	
	男	女	男	女
染織工場	九、五三七	五、一九七	五四三、三三三	八四三
機械器具工場	八、二九六	六〇、五七六	六二、二四八	一三三
化学工場	一、三四五	二九、四〇三	三三、三三五	△二〇七
飲食物工場	一、八〇七	二七、三〇三	三一、五三四	△二五四
雑工業場	二、九八八	一一、三〇九	一六、八八九	△三九〇
特別工場	二八四	一、四〇五	一、四一四	△七〇
計	二四、二五七	一八二、九六七	七〇八、五四三	五四

昭和五年	寄宿職工数		計
	男	女	
昭和五年	一五、四九二	四五八、一三五	五七〇、九四五
同 六年	一五、五〇七	四六九、五三二	五八五、〇四〇
同 七年	一五、〇六六	四三三、七五八	五八四、八二四
同 八年	一五、七九六	四四三、五八八	五六一、三八四
同 九年	一八、一八	四七三、四三二	五九一、六一〇
同 十年	二〇、六七三	五〇三、〇五五	六一三、七二八
同 十一年	三三、四二〇	五三三、九四八	六六七、三六八
同 十二年	二四、二〇五	五三三、七八七	五五七、九九二
同 十三年	二四、二五七	五二五、五七六	五四九、八三三

同 七年	六五、七二四	六一	七二七(三、九)	六五、六九八(三、五)
同 八年	六六、九三九	六二	八七七(四、三)	六六、七二二(三、七)
同 九年	七三、三三九	六八	九一(三、〇)	七三、一三四(三、〇)
同 十年	七三、三三八	六七	一、一七二(四、二)	七三、一四四(二、九)
同 十一年	七三、五二〇	六八	一、二三四(四、二)	七三、八二二(四、七)
同 十二年	六六、六〇五	七三	一、〇三二(三、〇)	七七、八六三(三、八)
同 十三年	八三、九九一	七六	一、三六三(三、三)	八四、八〇〇(三、七)

第二節 鑛山労働者

労働災害

災害死傷者数 昭和十三年度における鑛山變事故回数並に死傷者数及びその災害率をみるに次の如くである。更にこれを累年のみれば災害回数、死亡者率及び負傷者率とも一貫した傾向は見出し難いが、支那事變下の昭和十二年以降は災害回数が増してゐるのが注目される。

昭和五年	一〇七、三六六	一〇〇	八五五(三、五)	一〇七、三七七(四、七)
同 六年	七八、三二〇	七三	七六(三、五)	七八、三五五(三、七)

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

鑛種別災害死傷者数 昭和十三年度の鑛種別災害死傷者数をみるに次の如くであるが、鑛種別鑛夫数未発表のため鑛種別の災害率は不明で如何なる鑛種が最も危険なるかは判然しない。

鑛種	死亡	重傷	軽傷
金屬山	二〇五	四、一六九	八、六九三
石炭山	一、一三七	二六、六二七	四三、二四四
石油山	六	八三	一一九
其他の非金屬山	一七	五三九	九六一
計	一、三六五	三二、四〇八	五三、〇二七

〔備考〕—重傷とは休業二週間以上の負傷、軽傷とは休業三日以上の負傷を指すものである。

更に各種鑛山を通して坑内外別にみれば左の如くで坑内の方が危険極めて大であることが推測される。

坑内	死亡	重傷	輕傷
坑外	死亡	重傷	輕傷
計	死亡	重傷	輕傷

災害原因 右の事故回数及び死亡者数を原因別(重大原因のみ)にみれば左の如くである。

落盤	同数	死亡者数に對する割合
坑内鑛車の爲	二七、五三三	三三、八
坑外鑛車の爲	二〇、八八一	二二、七
瓦斯炭塵爆發	二、八〇八	三、五
發破又は爆發藥の爲	三三	一、一
坑外鑛車又は架空索道の爲	四三八	一、九
架外鑛車又は架空索道の爲	二、七四四	三、五

第三章 賃銀

第一節 工場労働者

(イ) 名目賃銀

昭和十二年平均	定額	實收	定額	實收	定額	實收
同 十三年平均	八二、四	九六、八	八三、一	九六、〇	七九、九	七二、二
同 十四年平均	八五、四	一〇五、六	八六、四	一〇三、九	八〇、六	七五、〇
同 一月	九三、三	二八、六	九四、三	二二、五	八九、三	八五、〇
同 二月	八九、一	二二、六	九〇、四	二〇、八	八四、四	八〇、三
同 三月	九〇、一	二四、九	九二、三	二二、〇	八五、五	八二、八
同 四月	九二、一	二八、二	九三、二	二五、〇	八六、三	八三、五
同 五月	九二、四	二五、四	九三、六	二〇、七	八六、六	八三、四
同 六月	九二、九	二五、四	九三、〇	二〇、〇	八七、三	八三、七
同 七月	九三、七	二七、五	九四、〇	二二、六	八八、一	八四、四
同 八月	九四、六	二八、〇	九五、八	二二、一	八九、二	八五、八
同 九月	九五、七	二九、九	九六、七	二二、一	九〇、〇	八六、七
同 十月	九五、五	二二、五	九六、三	二二、八	九三、四	八七、二
同 十一月	九六、四	二二、七	九六、九	二二、三	九三、九	八八、三
同 十二月	九六、四	二二、七	九六、九	二二、三	九三、九	八八、三

同 十二月 九七、七 二九、二 九七、七 二二、二 九四、五 九〇、四

〔備考〕—大正十五年基準、定額法により作成。民營工場のみ指数、但し製絲業を除外せるもの。

定額賃銀は各工場の月末平均定額日給の合計を工場数を以て除したるもの。實收賃銀は各工場の月中賃金總支拂高、年末年季以外の諸手當を含むの合計を各工場の月中職工出勤日數累計の合計を以て除したるもの。

本表は従来日銀において調査發表せる指數を内閣統計局の指數と連結したもの(連結時期は昭和十四年八月)。定額賃銀指數

昭和十二年七月	平均	男	女	平均	男	女
同 十四年六月	一〇〇、〇	一一三、〇	一一三、〇	一〇〇、〇	一一三、〇	一一三、〇
同 七月	一一五、九	一三六、〇	一三六、〇	一一五、九	一三六、〇	一三六、〇
同 八月	一三四、〇	一五六、二	一五六、二	一三四、〇	一五六、二	一五六、二
同 九月	一三三、六	一五六、〇	一五六、〇	一三三、六	一五六、〇	一五六、〇
同 十月	一三一、四	一五〇、八	一五〇、八	一三一、四	一五〇、八	一五〇、八
同 十一月	一三五、〇	一四八、二	一四八、二	一三五、〇	一四八、二	一四八、二
同 十二月	一三五、一	一四九、六	一四九、六	一三五、一	一四九、六	一四九、六

〔備考〕—實收賃銀とは現實に労働者が取得する賃銀(歩増、手當等を含みたるもの)の實額にして半期年末の賞與又實物給與は之に包含せず。その他については前出。

第一部 第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

概観 日銀「労働統計」によつて「定額賃銀」及「實收賃銀」の推移をみるに次の如く、本年は兩者とも平均においては昨年比し更に大幅の騰貴を示してゐるが、これを月別にみれば「定額賃銀」は月と共に幾分の上昇をしてゐるに反し「實收賃銀」は三月まで騰貴し以後八月頃まではむしろ停滞の傾向を示し十月頃から急騰してゐるといつた傾向がみられる。

の基本となるべき平均定額日給額は従来日銀においては各事業別に労働者一人當り平均定額日給額を算出し、この合計額を事業體数を以て除して算出したるも、指數連結後は事業體の定額日給額を合算し、この合計額を事業體定額者合計数を以て除して算出す。

なほこれを更に内閣統計局「労働統計」によつてみても(但し本年六月以降)略々同様の傾向が窺はれるやうである。左表をみよ。

昭和十二年七月	平均	男	女	平均	男	女
同 十四年六月	一〇〇、〇	一一三、〇	一一三、〇	一〇〇、〇	一一三、〇	一一三、〇
同 七月	一一五、九	一三六、〇	一三六、〇	一一五、九	一三六、〇	一三六、〇
同 八月	一三四、〇	一五六、二	一五六、二	一三四、〇	一五六、二	一五六、二
同 九月	一三三、六	一五六、〇	一五六、〇	一三三、六	一五六、〇	一五六、〇
同 十月	一三一、四	一五〇、八	一五〇、八	一三一、四	一五〇、八	一五〇、八
同 十一月	一三五、〇	一四八、二	一四八、二	一三五、〇	一四八、二	一四八、二
同 十二月	一三五、一	一四九、六	一四九、六	一三五、一	一四九、六	一四九、六

なほ参考迄に商工省「賃銀統計表」によつて「我國主要工業に於ける代表的労働者」(但し見習工、養成工、徒弟又は特殊の雇傭條件に依る低給者若しくは高給者等は之を除外せるも

體性別年齢別産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀(實收賃銀指数)をみれば次の如く、前述の時局産業部門における賃銀の停滞的傾向はこれ

ら産業部門の二十歳以上の男子職工において特に顯著であるのが注目される。これに對して二十歳未満の男子職工及び婦人労働者の賃銀は概して稍々顯著な上昇を示してゐる。

業	賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
具研磨工	294	298	302	306	302	303	308	305	312	312	313	314	314	315	315	316
工銲接工	265	271	273	274	281	283	283	285	290	294	294	295	295	296	296	297
業組立工	261	282	282	291	291	296	300	302	302	308	308	311	311	312	312	313
仕上工	269	293	295	299	299	306	306	310	310	315	315	316	316	317	317	318
總數	273	297	298	301	301	308	308	312	312	317	317	318	318	319	319	320
窯業、土石加工業	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
金屬工業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

業	賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀		賃銀	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
機械器具製造業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
造船業、運搬用具製造業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
精巧工業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
化學工業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
紡織工業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
被服、身製品製造業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第一部第二篇 工・礦・交通労働者状態

産業別	二十歳未満		二十歳以上		平均
	女	男	女	男	
紙工業、印刷業	100	100	100	100	100
皮革、骨、羽毛品類製造業	100	100	100	100	100
木竹草蓼類に關する製造業	100	100	100	100	100
飲食料品製造業	100	100	100	100	100
ガス、電氣、水道業	100	100	100	100	100
その他の工業	100	100	100	100	100

なほ例へば十一月における「一日平均賃銀諸手當賞與額」をみれば時局産業部門における二十歳以上男子職工の賃銀は他に比して絶対額において最も高額であるといつた傾向がみられる。次表をみよ。

産業別	平均		平均	
	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上
總數	256.6	299.5	266.4	318.8
窯業、土石加工業	241.6	261.2	241.6	261.2
金屬工業	295.3	334.1	295.3	334.1
機械器具製造業	258.1	307.9	258.1	307.9
造船業	273.6	315.7	273.6	315.7
運搬用具製造業	260.7	313.9	260.7	313.9
精巧工業	229.8	288.5	229.8	288.5
化学工業	167.7	188.5	167.7	188.5
紡織工業	229.1	262.3	229.1	262.3
被服、身製品製造業	236.8	262.3	236.8	262.3
紙工業、印刷業	238.0	262.3	238.0	262.3
皮革、骨、羽毛品類製造業	221.3	258.9	221.3	258.9
木竹草蓼類に關する製造業	208.9	230.2	208.9	230.2
飲食料品製造業	270.1	318.0	270.1	318.0
ガス、電氣、水道業	228.5	283.2	228.5	283.2
その他の工業	228.5	283.2	228.5	283.2

第一部第二篇 工・礦・交通労働者状態

規模別産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀（實收賃銀指數）の推移を規模別によれば次の如くである。

産業別	昭和十年		同十一年	
	七月	六月	七月	六月
總數	100	100	100	100
金屬工業	126	133	126	133
機械器具製造業	100	100	100	100
造船業	100	100	100	100
運搬用具製造業	100	100	100	100
精巧工業	100	100	100	100
紡織工業	100	100	100	100

一日平均賃銀諸手当賞與額 實收賃銀指數

昭和十二年七月	平均	男	女	平均	男	女
同 十四年六月	三三八・八	三三九・一	一四三・三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 七月	一八七・六	二八・五	一五三・五	一〇四	一〇八	九〇
同 八月	一九六・一	三三・六	一三三・九	一〇一	一〇五	八六
同 九月	二〇〇・一	三六・四	一三〇・六	一〇三	一〇六	九三
同 十月	二〇三・〇	三八・三	一三〇・二	一〇四	一〇六	九六
同 十一月	二〇三・四	三九・二	一三六・六	一〇五	一〇九	九〇
同 十二月	二二三・三	三五・一	一四九・八	一一二	一一二	一〇六

産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀（實收賃銀指數）をみれば次の如く、交通労働者の賃銀は運輸取扱業を除けば他産業に比して全般的に停滞的であるのが注目される。なほ例へば十一月の「一日平均賃銀諸手当賞與額」をみれば産業別に可成り大小はあるものゝ

概して他産業に比して低位にあるといつた傾向がみられる。

昭和十一年七月	昭和十一年八月	昭和十一年九月	昭和十一年十月	昭和十一年十一月	昭和十一年十二月
總 數	一〇〇	一〇三	一〇四	一〇一	一〇三
陸上運輸業	一〇〇	九八	一〇七	一〇八	一〇六
船舶運輸業	一〇〇	一〇八	一〇三	一〇四	一〇五
運輸取扱業	一〇〇	一〇八	一〇三	一〇四	一〇五
郵便、電信、電話事業	一〇〇	九八	一〇七	一〇八	一〇六

體性別年齢別産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀指數を體性別年齢別にみれば次の如く、概して二十歳未満の男子交通労働者の賃銀の騰貴が最も大である。なほ十一月の「一日平均賃銀諸手当賞與額」をみれば左表下欄の如くである。

總 數	昭和十一年七月		昭和十一年八月		昭和十一年九月		昭和十一年十月		昭和十一年十一月		昭和十一年十二月	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二十歳未満	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七

陸上運輸業	昭和十一年七月		昭和十一年八月		昭和十一年九月		昭和十一年十月		昭和十一年十一月		昭和十一年十二月	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二十歳未満	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七
二十歳以上	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一三	一二〇	一二四	一二五	一二六	一二六	一二六	一二七	一二七

内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の實質賃銀指數（實收）をみれば次の如く停滞的乃至下落しつゝあるやうである。「闇」相場及び品質低下乃至は品不足を考慮に入ればその傾向は更に強化されねばならぬ。

昭和十一年七月	昭和十一年八月	昭和十一年九月	昭和十一年十月	昭和十一年十一月	昭和十一年十二月
總 數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第一部第二篇 工・賃・交通労働者状態

第四章 家計

家計費に關しては昭和六年以降内閣統計局において「米穀

統制の基本資料を供與する」目的を以て累年家計調査を施行しその結果を發表してゐる。いま昭和十五年五月に發表せられた「家計調査報告」昭和十三年九月乃至同十四年八月）によつて昭和十三年・十四年に跨がる一ケ年間の労働者家計の状況についてその概略を記述することとする。これによつて吾々は事變下第二二年目における消費事情の一斑を窺ひ得るであらう。

(なほ本調査の要綱の大意は次の如くである。(一)調査の地域は全國主要十都市。(二)調査の客體は給料生活者(官公吏・銀行會社員・教職員)及労働者(工場労働者・交通労働者)につき、平均月收

五十圓以上百圓未満の者一、六四三世帯(給料生活者五八一世帯・労働者一、〇六二世帯)を採擇。一世帯平均人員は給料生活者三・八六八(官公吏三・九八八・銀行會社員三・八一八・教職員三・七三三)、労働者四・一〇人(工場労働者四・一〇人・交通労働者四・一二人)である。但し右一世帯平均人員はいづれも昭和十三年九月一日現在ののもので、一ケ年延世帯人員を一ケ年延世帯で除して算出したる一世帯平均人員は給料生活者三・九六八・労働者四・一七人であつて、以下において一世帯平均人員とはこれを云ふ。(三)調査の方法は各家計簿記入者の世帯に毎月家計簿を配布し、之を記帳せしめたる上報告せしめるものである。なほこれら調査の要綱の詳細については原報告を参照されたい)。

昭和六・七年 同 七・八年 同 八・九年 同 九・十年 同 十・十一年 同 十一・十二年 同 十二・十三年 同 十三・十四年	實 收 入				支 出				差引收支	
	總 額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其の他の諸費	光熱費	被服費		其の他の諸費
	八三・四三	七三・〇八(100.0)	二五・八三(三三・四)	二二・六九(七・四)	三三・六六(四・六)	九・三五(二・八)	二・八五(〇・九)	一〇・三五	一〇・三五	七二・〇八
	八六・一八	七四・五七(100.0)	二六・五三(三三・六)	二二・八四(七・三)	二二・八四(四・五)	九・二二(三・四)	三・六二(一・三)	一一・六一	一一・六一	七四・五七
	八六・五九	七五・〇五(100.0)	二六・九四(三三・九)	二二・六〇(六・八)	三三・五九(四・八)	九・一五(三・三)	三・七二(一・三)	一一・五四	一一・五四	七五・〇五
	八六・六六	七六・七三(100.0)	二九・〇三(三八・二)	二二・四三(一六・二)	三三・六七(四・八)	九・一五(三・三)	三・一八(一・一)	一一・五三	一一・五三	七六・七三
	八六・九九	七六・六五(100.0)	三〇・〇三(三九・五)	二二・四三(六・三)	三三・七四(四・九)	八・五八(二・二)	三・一八(一・一)	一一・五三	一一・五三	七六・六五
	九〇・三三	七九・七(100.0)	三〇・九(三九・一)	二二・三三(五・六)	三三・七二(四・七)	八・八五(二・二)	三・三三(一・二)	一一・五三	一一・五三	九〇・三三
	九五・四八	八一・〇九(100.0)	三三・六(四〇・四)	二二・六六(一五・六)	四〇・七五(五・〇)	八・七三(二・一)	三・五七(一・四)	一一・五三	一一・五三	九五・四八
	一〇一・七九	八四・〇五(100.0)	三三・六(四〇・四)	二二・三三(五・六)	四〇・七五(五・〇)	八・七三(二・一)	三・五七(一・四)	一一・五三	一一・五三	一〇一・七九

右表によれば先づ労働者家計の實収入の増加は前年度に比

較して六圓三一錢(〇・〇六六%)の増加であるが、これを

内閣統計局「労働者生計費指數」の同期間の増加率〇・〇八一%と比すれば一分五厘の低下を示してゐること分かる。次に實支出總額を五大費目別にみれば、前年度に比し飲食物費、光熱費及び其の他の消費の支出總額中に占める割合は今年度において増加を示し、住居費及び被服費の割合は却つて減少を示してゐる。

併し乍ら本年度増加を示した飲食物費、光熱費にしても、この間に於ける労働者生計費指數(内閣統計局調)の騰貴率には遙かに及ばないのであつて、労働者はこの側面に於いては實質的に生活水準の低下を餘儀なからしめられてゐるのである。更に減少を示した住居費、被服費に至つては名目的にも實質的にも生活水準を低下せしめてゐるのであつて、この側面に於けるかくの如き犠牲にも拘はらず飲食物費、光熱費は右の如く相對的低下を示し、結局に於いて實支出總額は生計費指數との關係に於いては約一二%を低下してゐるのである、左表をみよ。

昭和十三年 九月 十月 十一月 十二月	總 數			
	飲食料費	住居費	光熱費	被服費
九月	一一三・二	一〇四・一	一一九・二	一一三・二
十月	一一三・二	一〇四・二	一一九・七	一一三・三
十一月	一一三・〇	一〇四・三	一一九・一	一一三・五
十二月	一一三・四	一〇四・五	一二〇・四	一一三・〇

第一部第二篇 工・賃・交通労働者状態

同十四年二月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
二四・四	二五・三	二六・〇	二七・九	二九・五	二九・〇	二〇・八	二二・五
一一四・〇	一一四・七	一一五・〇	一一八・〇	一二〇・五	一二〇・〇	一一三・四	一一三・六
一〇五・六	一〇五・九	一〇五・三	一〇九・七	一一〇・四	一一〇・〇	一〇七・四	一〇七・七
一一三・四	一一三・九	一一三・九	一一〇・九	一一〇・九	一一一・一	一一三・三	一一三・八
一五・六・三	一五・〇・五	一五・三・五	一四・六・七	一四・八・八	一四・〇・二	一五・二・三	一五・三・三
一〇六・一	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇六・八	一〇六・八	一〇六・九	一〇六・八	一〇六・九

併しこの反面において實収入の實支出に對する剩餘額が本年は一七圓七四錢の多きにより、絶對額及びその割合とも累年中最高を示し、従つて「財産の蓄積部分」も亦増加してゐることは事變下に於ける一つの顯著なる特徴として注目されるべきであらう。而して以上の一般的考察に於いては工場労働者も交通労働者も殆んど變るところがない。以下、職業別に労働者の家計をみることにする。(詳細の數字に就いては統計表参照)。

第一節 工場労働者

一、實収入 工場労働者の一世帯一箇月の平均實収入は一〇二圓三九錢であつて、内勤勞收入九五圓四四錢(實収入の九三・二一%)、勤勞外收入六圓九五錢(六・七九%)である。勤勞收入中世帯主の收

入は九〇圓八六錢(八八・七四%)、世帯主の配偶者収入二圓三八錢(二・三二%)、家族収入二圓二〇錢(二・一五%)であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓五六錢(五・四三%)最も多く、その他一圓一六錢(一・一三%)、財産収入二三錢(〇・二三%)である。

二、収入過不足 次に收支の過不足状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では一圓四三錢の剩餘(剩餘額の勤勞收入に對する割合一一・九八%)、實收入對實支出の關係では一圓三八錢の剩餘(剩餘額の實收入に對する割合一七・九五%)であつて、之を前回調査の夫れと比較するに兩者の實額及其の割合共に今次調査に於て顯著なる増加を示してゐる。

三、實支出 工場労働者の一世帯一箇月平均實支出は八四圓〇一錢であつて實収入の八二・〇五%に當り、交通労働者の夫れ(八五・四九%)に比し稍々低率の支出である。

實支出八四圓〇一錢中飲食費は三四圓六六錢(實支出の四一・二六%)、住居費は一二圓二七錢(一四・六一%)、光熱費は四圓四一錢(五・二五%)、被服費は八圓二六錢(九・八三%)、其の他の諸費は二四圓四一錢(二九・〇五%)である。

以上五大費中飲食費では米麥費の一三圓一七錢(實支出の一五・六八%)最高を占め、副食物費の一四圓五七錢(一四・九六%)、嗜好品費の六圓四九錢(七・七三%)之に亞ぎ、出前・外出先の食費は二圓四三錢(二・八九%)である。又住居費では家賃の九圓九八錢(一一・八八%)其の大部分を占め、被服費では衣服費五圓六三錢(六・七〇%)、身の廻り品費二圓六三錢(三・一三%)である。其の他の諸費

〇錢であつて、内勤勞收入九一圓〇五錢(實収入の九二・三四%)、勤勞外收入七圓五五錢(七・六六%)である。勤勞收入中世帯主の収入は八八圓四五錢(實収入の八九・七〇%)、世帯主の配偶者収入一圓五五錢(一・五七%)、家族収入は一圓〇五錢(一・〇七%)、勤勞外收入中受贈は六圓三〇錢(六・三九%)、その他一圓一〇錢(一・一一%)、財産収入一五錢(〇・一五%)である。

二、收支過不足 次に收支の過不足状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では六圓七六錢の剩餘(剩餘額の勤勞收入に對する割合七・四二%)、實收入對實支出の關係では一圓四三錢の剩餘(剩餘額の實收入に對する割合一四・五一%)であつて、之を前回調査の夫れと比較すれば、工場労働者同様に實額及其の割合共に今次調査にあつては著しく増加してゐる。

三、實支出 交通労働者の一世帯一箇月平均實支出は八四圓二九錢であつて實収入の八五・四九%である。

實支出八四圓二九錢中飲食費は三四圓二三錢(實支出の四〇・六一%)、住居費は一二圓八七錢(一五・二七%)、光熱費四圓六八錢(五・五五%)、被服費七圓七一錢(九・一五%)、其の他の諸費は二四圓八〇錢(二九・四二%)である。此の實支出中に占める割合を工場労働者の夫れと對比すれば、飲食費及被服費は工場労働者に於て稍々高く、住居費、光熱費及び其の他の諸費は交通労働者に於て僅かに高くなつてゐる。

五大費中飲食費では米麥費一二圓六四錢(實支出の一五・〇〇%)、副食物費一二圓四一錢(一四・七二%)、嗜好品費六圓四七錢(七・六八%)、出前・外出先の食費二圓七一錢(三・二一%)である。住居費

第一部第二篇 工・賃・交通労働者状態

では文化費一圓一九錢(一三・三三%)、社會生活費一〇圓七五錢(一二・七九%)、その他二圓四七錢(二・九四%)である。

四、總收入及總支出 工場労働者の世帯に於ける總收入一七九圓五六錢中實収入は一〇二圓三九錢(總収入の五七・〇二%)、實収入以外の収入は七七圓一七錢(四二・九八%)であつて、後者の中前月よりの繰越の五〇圓九一錢(二八・三五%)最も多く、掛買の一四圓〇九錢(七・八五%)、貯金引出の七圓二二錢(四・〇二%)之に亞ぎ、負債二圓五八錢、無盡取金九八錢、保険金八二錢、貸金受人四〇錢、質入四錢、其の他一三錢である。

總支出中實支出は八四圓〇一錢(總支出の四六・七九%)、實支出以外の支出九五圓五五錢(五三・二一%)であつて、後者の中翌月への繰越五一圓四九錢(二八・六七%)、貯金の一七圓八一錢(九・九二%)、掛買拂の一四圓一六錢(七・八九%)を主なるものとし、保険料は五圓四六錢、負債返還は三圓三五錢、無盡掛金は一圓七八錢、貸金は一圓三七錢、質受金六錢、其の他一圓〇七錢である。

次に實収入の實支出に對する剩餘一八圓三八錢(實収入の一七・九五%)は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に一〇圓五九錢、保険料に四圓六四錢、貸金に九七錢、無盡に八〇錢の夫々支出超過を來し、此の金額一七圓(實収入の一六・六〇%)が財産蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に五八錢、掛買に七錢、質に二錢、其の他に九四錢の支出超過となり、負債に二三錢の收入超過となつてゐる。

第二節 交通労働者

一、實収入 交通労働者の一世帯一箇月の平均實収入は九八圓六

では家賃の一〇圓五九錢(一二・五六%)、被服費では衣服費の五圓二二錢(六・一九%)が夫々其の大部分を占め、其の他の諸費では文化費の一圓四三錢(一三・五六%)、及社會生活費の一圓四四錢(一三・一〇%)が主なる支出である。

四、總收入及總支出 交通労働者の世帯に於ける總收入一七六圓一二錢中實収入は九八圓六〇錢(總収入の五五・九八%)、實収入以外の収入は七七圓五二錢(四四・〇二%)であつて、後者の中前月よりの繰越四八圓八五錢(二七・七四%)首位を占め、之に亞ぐは掛買の一五圓六四錢(八・八八%)、貯金引出の七圓七七錢(四・四一%)であつて、保険金は一圓六七錢、負債は一圓六一錢、貸金受人は九〇錢、無盡取金は四〇錢、其の他は六八錢である。

總支出中實支出は八四圓二九錢(總支出の四七・八六%)、實支出以外の支出は九一圓八三錢(五二・一四%)であつて、後者の中翌月への繰越の四九圓〇四錢最も多く、貯金の一六圓八〇錢(九・五四%)、掛買拂の一五圓九四錢(九・〇五%)、保険料五圓五九錢(三・一七%)之に亞ぎ、遂に降つて貸金の一圓九五錢、負債返還の一圓二七錢、無盡の一圓〇一錢、其の他二三錢である。

次に實収入の實支出に對する剩餘額一四圓三一錢(實収入の一四・五一%)は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に九圓〇三錢、保険料に三圓九二錢、貸金に一圓〇五錢、無盡に六一錢の支出超過を示し、此の金額一四圓六一錢(實収入の一四・八二%)が財産の蓄積部分となるのであつて、爾餘は掛買は三〇錢の支出超過、負債は三四錢其の他四五錢の收入超過を示してゐる。

第三篇 俸給生活者・商業使

用人・職業婦人状態

第一章 俸給生活者状態

第一節 俸給生活者数

俸給生活者の總数はもとより明らかでない。たゞ昭和五年國勢調査の結果によれば職員数は二、〇五五、四四四であるが（第一篇第一章参照）これは俸給生活者の最底數と見做されやう。（因にこれを職業別にみれば公務自由業最も多く總數の約八割を占め商業、工業、交通業が順次之につぐ。更に産業別にみれば右の順位は異ならないが公務自由業の占むる割合が可成り低下して五割餘となり、商業、工業、交通業特に前二者の増大が顯著である。）この外「業主」及「勞務者」の一部も俸給生活者中に含まるべきであらうがその數は判然しない。要するに俸給生活者數は二百萬以上と推定されることだけは確であらう。俸給生活者總數の最近の消長も亦遺憾乍ら不明であるが、僅に左の二三の職業に就いてこれを窺ひ得る。もとより之によつて全般を推すことはできないが、いまはこの程度で満足するより外はない。

官吏数

七四

昭和五年末		昭和十三年末	
文官	一五、〇四〇	文官	一八、七三三
官内官	三、〇〇四	官内官	三、六八九
府縣吏員	一一、五九一	府縣吏員	一一、四八〇
市長・助役	一、一五〇	市長・助役	一、一五〇
吏員	三、三八二	吏員	三、三八二
計	一七、〇六六	計	二〇、二六〇

〔備考〕—第五十八回「帝國統計年鑑」に據る。

職員数

昭和五年		昭和十二年	
小學校	二、三〇、七九九	小學校	二、六八、六八五
中等學校程度	六五、八九七	中等學校程度	一三〇、一六七
專門學校程度	八、八〇四	專門學校程度	八、八二五
大學	五、九四一	大學	六、三六五

其 他

計	一七、四三八	計	三、三五五
〔備考〕—「昭和十二年度文部統計摘要」に據つて算出す。	三三、八六九		四三六、八四六

工場職員数

事務員		技術員	
民營	官公營	民營	官公營
昭和五年末	七六、三九一	三、五〇六	五五、八八五
昭和十三年末	一六五、六八四	四、三三二	一一七、九七五
計	二四二、〇八五	計	一〇九、五一一

〔備考〕—「工場統計表」に據る。従つて右は使用職工五人以上の工場に於ける職員數。なほ、括弧内は昭和五年國勢調査の工業（産業大分類）における職員數。

鑛山職員数

事務に從事する者		技術に從事する者	
昭和五年六月末	八、三三六	一一、〇一一	一九、四二九
昭和十年六月末	八、九八九	一一、三三三	二〇、四三二
計	一七、三二五	計	三九、八六一

〔備考〕—「本邦鑛業の趨勢」に據る。但し昭和十一年度以降は未發表のため十年度の職員數をかゝけておいた。なほ括弧内は昭和五年國勢調査の鑛業（産業大分類）における職員數。

第二節 生活状态

1 俸給

官吏 官吏の一人當平均俸給年額次の如し。

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態

昭和五年末		昭和十三年末	
文官	三、一五三	文官	三、二〇〇
官内官	三、二〇〇	官内官	二、八〇三
府縣吏員	一、〇〇一	府縣吏員	九〇六
市長・助役	一、〇〇一	市長・助役	九一五
吏員	一、三〇〇	吏員	一、三〇〇
計	一〇、〇六一	計	九、一三〇

〔備考〕—第五十八回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏 公吏の一人當俸給年額左の如し。

昭和五年末		昭和十一年末	
府縣吏員	五、九八〇	府縣吏員	五、九八〇
市長・助役	九三〇	市長・助役	九三〇
吏員	四八五	吏員	四八五
計	七、三九五	計	七、三九五

〔備考〕—前表に同じ。

昭和五年		昭和十三年	
平均月俸	六二、四七	平均月俸	六三、三二
特別加俸	二六、九七	特別加俸	二七、七七

〔備考〕—文部省普通學務局「地方學校職員待遇調査」に據る。

七五

昭和十四年度における學校卒業生初任給をみれば次の如く、本年はいづれも大幅に昂騰を示しているのが注目される。

年次	職別	大學卒業	專門學校卒業以上	中等學校卒業以上
昭和五年	事務者	六九・四五	五八・八九	三七・〇二
	技術者	七七・七五	六四・八五	三八・八六
同 七年	事務者	六一・〇七	五二・六〇	三三・〇三
	技術者	七四・三四	五四・八二	三五・〇一
同 九年	事務者	六四・〇九	五六・五五	三五・〇一
	技術者	七九・一七	六四・七一	四〇・四三
同 十二年	事務者	六四・〇〇	五三・七〇	三五・六六
	技術者	七二・九八	五九・九〇	四〇・四七
同 十四年	事務者	七三・六〇	六三・〇〇	四三・〇〇
	技術者	八六・〇〇	七二・〇〇	四九・〇〇

〔備考〕本表は厚生省職業部「昭和十四年度知識階級就職に関する資料」に依つて公稱資本一千萬圓以上（但し保險會社は公稱資本一百萬圓以上、新聞通信社は拂込資本百萬圓以上）の會社銀行（昭和十四年三三二所、但し年に依つて異なる）の「定期採用状況」より作成せるもの。會社銀行の所在地域は内地、朝

鮮、臺灣、樺太、滿洲國、關東州である。各年五月一日現在。尙俸給はすべて男子の平均を採つた。

2 家計

内閣統計局「家計調査報告」昭和十三年九月乃至同十四年八月）によつて給料生活者（官公吏、銀行會社員、教職員）の家計費をみれば次の如くである。

一、實収入 給料生活者世帯五八一（其の總人員二、三〇二、三六八一世帯平均三・九六人）の一世帯一箇月の平均實収入は一〇圓〇四錢であつて、之を勤勞収入と勤勞外収入とに大別すれば、前者は九圓三八錢（實収入の九〇・三二%）、後者は一〇圓六六錢（九・六九%）に該る。勤勞収入は更に世帯主収入の九七圓七七錢（實収入の八八・八五%）世帯主の配偶者収入の九八錢（〇・八九%）及家族収入の六三錢（〇・五七%）に分れ、勤勞外収入も受贈の八圓〇九錢（實収入の七・三五%）、財産収入の二八錢（〇・二六%）及其他の収入の二圓二九錢（二・〇八%）に分れる。（之を一人當りに付て見れば實収入は二七圓七九錢であつて、其中勤勞収入は二五圓一〇錢、勤勞外収入は二圓六九錢である。）

二、收支過不足 勤勞収入對實支出の關係及實収入對實支出の關係に於て給料生活者世帯の收支均衡の狀態を觀察すれば、勤勞収入對實支出の關係に於て勤勞収入九九圓三八錢は實支出九二圓六七錢に對し六圓七一錢の剩餘（剩餘額の勤勞収入に對する割合六・七五%）を示すが、之に勤勞外収入を加へた實収入一一〇圓四錢を實支出と對比すれば一七圓三七錢の剩餘（剩餘額の實収入に對する割合一五・七

九%）となる（之を一人當りに付て見れば、勤勞収入對實支出の關係に於ては一四六九錢、實収入對實支出の關係に於ては四圓三九錢の剩餘である）。

三、實支出 給料生活者の一世帯一箇月平均實支出は九二圓六七錢であつて實収入の八四・二二%に該る。實支出中飲食物費は三四圓一三錢（實支出の三六・八三%）住居費は一五圓三二錢（一六・五三%）光熱費五圓一三錢（五・五四%）、被服費九圓三六錢（一〇・一〇%）であつて其の他の諸費は二八圓七三錢（三一・〇〇%）である。

次に五大費中飲食物費、住居費、被服費及び其の他の諸費の四者に付て夫々其の支出の内譯を見るに、飲食物費では副食物費の一三圓七八錢（實支出の一三・七九%）最も多く、米麥費の一圓一三錢（一・二〇%）、嗜好品費の六圓七八錢（七・三二%）之に亞ぎ、出前・外出先の食費は三圓四四錢（三・七一%）である。住居費では家賃一圓六三錢（一・三六%）その大部分を占め、被服費では衣服費六圓五二錢（七・〇四%）、身の廻り品費二圓八四錢（三・〇六%）である。其の他の諸費では文化費一三圓五八錢（一四・六五%）、社會生活費一二圓九七錢（一四・〇〇%）、其の他二圓一八錢（二・〇七%）である。

四、總收入及總支出 給料生活者の一世帯一箇月の平均總収入は一八六圓七九錢であつて、内實収入は一〇圓〇四錢（總収入の五八・九一%）、實収入以外の収入は七六圓七五錢（四一・〇九%）である。實収入以外の収入中前月より繰越の四六圓四二錢（二四・八五%）最も多く、掛買の一四圓七〇錢（七・八七%）、貯金引出の一四圓五一錢（六・七〇%）之に亞ぎ、遙に下つて負債一圓二七錢、貸金受入六一錢、無盡取金五二錢、保險金四四錢、其の他二七錢、質入一錢である。

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

一世帯一箇月の平均總支出は總収入と同額の一八六圓七九錢であつて、内實支出は九二圓六七錢（總支出の四九・六一%）、實支出以外の支出は九四圓一二錢（五〇・三九%）である。實支出以外中翌月への繰越の四六圓九七錢（二五・一五%）最も多く、貯金の二一圓七一錢（一一・六二%）、掛買拂一四圓九九錢（八・〇二%）之に亞ぎ、保險料は五圓二二錢、貸金は二圓二七錢、其の他一圓一八錢、負債返還一圓一七錢、無盡掛金五九錢、質受金三錢である。

次に總収入對總支出の關係を考察するに實収入の實支出に對する剩餘額一七圓三七錢（實収入の一五・七九%）は實支出以外の支出に振り向けられるのであるが、此の金額はやがて實支出以外の支出の實収入以外の収入に對する超過額に外ならないのであつて、今其の超過額の實收支以外の收支各項目への配分狀況を見れば、貯金に九圓二〇錢、保險に四圓七七錢、貸金に一圓六六錢、無盡に七錢の夫々支出超過（實支出以外の支出各項目の之に對應する實収入以外の収入各項目に對する超過）を示し、其の金額一五圓七〇錢（實収入の一四・二七%）がやがて財産の新蓄積部分となり、剩餘の一圓六七錢は繰越に五錢、掛買に二九錢、質に二錢其の他に九一錢の夫々支出額を示してゐるが負債は一〇錢の収入超過を示してゐる。（なほ詳細の數字については統計表を参照されたい）

第二章 商業使用人狀態

商業使用人數 商業使用人の概念は明瞭ではないが、昭和五年國勢調査によつて職業別（大分類）商業に於ける「使用

人」數をみるに二、二八二、五五六で、この中男子は一、二九九、八三一、女子は九八二、七二五を占め、その割合は五六・九%、四三・一%となつてゐる。又同じく産業別(大分類)商業をみれば「勞務者」數は二、五八八、一四四であり、これに「職員」數四七八、一一三を加へれば合計三、〇六八、二五七となる(第一篇第一章参照)。尙、最近の消長は不明であるが、假りに内務省社會局が「商店法適用商店及従業員數調」において用ひた後述の如き方法に従つて、昭和十年に於ける産業別商業の「勞務者」及び「職員」の推定數(千位未滿四拾五人)を求めれば、夫々一、七七〇、〇〇〇。五二一、〇〇〇、合計三、二八二、〇〇〇となる。

ところで内務省社會局の立案した商店法案要綱によれば、物品販賣業と理髪業及理容業が同法の適用を受けるのであるが、社會局ではこれ等産業の従業員數を明かにする必要を以て前述の「商店法適用商店及従業員數調」(推定)を發表した。これは備考に註記せられてゐるやうに、昭和五年國勢調査を基礎として昭和十年の従業員數を推定したものであり、前述の商業使用人數の推定はこの方法を利用したものに外ならない。この調査はもとより商業使用人數を全部包括するものではないが、その大部分(七六%)を含むものであり、且つ全國と市部とに分たれてゐることは有益な參考資料となるであらう。いまこれを掲記すれば次の如くである。

業主	使用人		總計
	男	女	
物品販賣業 全國	一、四八二、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	二、九八七、〇〇〇
内市部	八五三、〇〇〇	一、一五三、〇〇〇	一、九〇六、〇〇〇
理髪業 全國	二四、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
内市部	七、〇〇〇	二、〇〇〇	九、〇〇〇
理容業 全國	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
内市部	三〇〇	三〇〇	六〇〇

〔備考〕一、本表は最近に於ける該當調査なきを以て昭和五年國勢調査を基礎として推定に作成せるものなり、即ち全國の部(業主、使用人男女)に就ては昭和十年國勢調査帝國内地人口の昭和五年國勢調査帝國内地人口に對する比率一〇・七割を、市部(業主、使用人男女)は昭和十年國勢調査帝國内地市部人口の昭和五年國勢調査帝國内地市部人口に對する比率一四・六割を夫々昭和五年國勢調査に基く該當數に乘じて得たる數を千位未滿は四拾五人に依り算出せり、使用人計は使用人男、女の數を加算し、總計は業主及使用人計の數を加算したり。

二、右は社會局の備考であるが、これになほ若干の説明を加へれば、物品販賣業、理髪業及理容業はいづれも國勢調査の産業分類によるもので、使用人とは同じく國勢調査の「勞務者」及び「職員」を總稱せるものである。右社會局の調査は「勞働時報」第十四卷第五號所載のものに據る。なほ右調査には次の如き「參考表」がついてゐる。

昭和五年國勢調査

昭和十年國勢調査

〔備考〕一、理髪業主及理容業主とは理髪師、髮結、美容師にして雇主又は單獨にして業務を営む者を謂ふものとす。

(一) 五十人以上を使用する大商店の規模別店舗數調

業主	使用人		總計
	男	女	
物品販賣業 全國	一、四八二、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	二、九八七、〇〇〇
内市部	八五三、〇〇〇	一、一五三、〇〇〇	一、九〇六、〇〇〇
理髪業 全國	二四、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
内市部	七、〇〇〇	二、〇〇〇	九、〇〇〇
理容業 全國	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
内市部	三〇〇	三〇〇	六〇〇

(二) 五十人以上を使用する大商店の業種別調

業主	使用人	總計
百貨店	一、〇〇〇	一、〇〇〇
呉服	一、九〇〇	一、九〇〇
織物	三、九〇〇	三、九〇〇
化粧品	四、九〇〇	四、九〇〇
雜貨	五、九〇〇	五、九〇〇
食料	六、九〇〇	六、九〇〇
金物	七、九〇〇	七、九〇〇
機械	八、九〇〇	八、九〇〇
證券	九、九〇〇	九、九〇〇
文房具	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
書籍	一一、九〇〇	一一、九〇〇
絲類	一二、九〇〇	一二、九〇〇
紙	一三、九〇〇	一三、九〇〇
染料	一四、九〇〇	一四、九〇〇
其他	一五、九〇〇	一五、九〇〇
計	一六、九〇〇	一六、九〇〇

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

四、製圖手、學校教員、學校助手四〇圓等の順である。本年は前年に比すれば最低額、普通額ともに微騰がみられるが、最高額においては著しい騰貴を示してゐるのが注目される。

職種	就業者数	給料		
		最高額	最低額	普通額
事務員	10,677	4	4	4
商店員	903	6	3	3
外交員	1	1	1	1
社会事業従業員	64	6元	1	1
タイピスト	235	6	2	2
電話交換手	301	6	2	2
看護婦	295	6	2	2
製圖手	108	6	2	2
車掌	15	6	2	2
食堂給仕	16	6	2	2
女工	1,162	3	2	2
學校教員	1,945	4	2	2
保母	137	3	2	2
家事見習	34	3	2	2
學校助手	6	3	2	2
其他	1	3	2	2

〔備考〕—全國高等女學校中七一三校の回答を集計したるもの、其

の卒業生總數八九、六四五人の中就職希望者數一七、六四〇人（卒業生總數の一九・七％）であり中就職決定者一六、二八五人で就職希望者數に對するその比率は九二・三％である。

附 女給・藝娼妓酌婦

女給數 カフエー・バー及びカフエー・バー女給數次の如し。（警察統計報告）に據る。以下同斷）

年次	カフエー・バー數	女給數
昭和五年末	27,533	66,848
同 六年末	27,041	77,811
同 七年末	30,598	89,949
同 八年末	35,200	99,322
同 九年末	37,056	107,478
同 十年末	36,203	109,355
同 十一年末	34,971	111,700
同 十二年末	33,813	111,284
同 十三年末	31,289	98,437
同 十四年末	29,048	91,946

藝妓數 藝妓數及藝妓置屋數左の如し。

年次	藝妓置屋數	藝妓數
昭和五年末	21,530	80,075
同 六年末	21,343	77,351
同 七年末	21,040	77,999

年次	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
昭和五年末	10,861	53,117	33,827,730
同 六年末	10,797	43,064	33,393,870
同 七年末	10,500	51,557	31,736,341
同 八年末	10,381	49,303	30,923,504
同 九年末	9,738	45,705	25,838,776
同 十年末	9,536	45,837	27,278,106
同 十一年末	9,386	47,078	28,063,451
同 十二年末	4,238	47,227	30,818,981
同 十三年末	9,011	45,389	33,486,193
同 十四年末	8,524	39,984	33,029,826

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在藝妓數は七六、六三九である。

娼妓數 娼妓、貸座敷營業者及遊客數左の如し。

年次	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
昭和五年末	10,861	53,117	33,827,730
同 六年末	10,797	43,064	33,393,870
同 七年末	10,500	51,557	31,736,341
同 八年末	10,381	49,303	30,923,504
同 九年末	9,738	45,705	25,838,776
同 十年末	9,536	45,837	27,278,106
同 十一年末	9,386	47,078	28,063,451
同 十二年末	4,238	47,227	30,818,981
同 十三年末	9,011	45,389	33,486,193
同 十四年末	8,524	39,984	33,029,826

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在娼妓數は四八、八三九である。

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

第四篇 農・林・漁業労働状態

第一章 農民状態

第一節 農家の配置

農家戸數 「第十五次農林省統計表」（昭和十三年末現在以下同斷）によつて農家戸數をみるに次の如くである。

農家總戸數	總戸數の四・二七	五・三九	〇・〇〇	減
農家總戸數	5,594,400	235,917	56,399	(0.01)

〔備考〕—農林省「昭和十三年九月一日現在全國農家一齊調査」によれば農家總戸數は五、四四〇、九九八戸である。この調査は農家の概念を嚴密に規定し、兼業農家でも桑及び一般農作物を耕作しないもの、牧畜業者で飼料作物及び一般農作物を耕作しないもの等に對して除外規定を勵行してゐる。併し「農林省統計表」が農家を如何に概念してゐるかは詳かでない。

最近十ヶ年間 趨勢をみるに農家戸数の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にあり、絶對數に於ても昭和八年以降漸減を續けてゐる。更に之を地方別にみれば沖繩の七六%最も高く東山區の六二%之に次ぎ、近畿區の二四%が最も低い。次にこれを專業兼業別にみれば左の如くである。

專業	兼業	前年に比し
專業	兼業	
二、七〇四、三六六(七・二)	四、七六六、三五〇(一〇・三)	
一、八二五、一六四(三・八)	四、〇九七、〇〇二(増)	

〔備考〕「前掲「全國農家一齊調査」によれば、專業農家二、四八〇、四七四戸(四五・七%)、兼業農家二、九五六、五二四戸(五四・三%)である。右調査はこゝでも專業及び兼業農家を次の如く極めて嚴密に規定してゐる。即ち專業農家とは農業のみを営む世帯のことで、世帯員の誰か一人農業を営んで居り、而も農業以外の業に従事するものがその世帯員の中には一人も居らない様な世帯を指し、兼業農家とは農業と他の業を兼ねる世帯のことで詳しく言へば、世帯員の一人が農業の傍ら商業を営むといふ風に、同一人が農業と他の業とを兼ねてゐるものも、又、世帯員の二人以上が各別個の業に従事する場合をも含むものである。従つて、この場合收穫物の加工等の如き農業に附随して當然に行はれるものは兼業とは見做さない。

これら兼業農家のうち農業を主とする兼業農家は一、六五四、三七四戸、農業を従とする兼業農家は一、三〇二、一五〇戸である。従つて農業のみによつてか、或は主として農業を営むことによつて生計を維持する世帯は四、一三八、八四八戸、即ち總農家戸數の七六・一%であることを知るのである。

次に兼業農家の兼業種別割合をみるに雇傭労働を兼ねるものが一、二八四、三二六戸即ち全兼業農家戸數の四三・四%を占めてゐるといふ事實は注目し得る。而してこれを自小作別にみれば當然考へられるやうに、小作において最も多く自小作において最も少いのであるが、雇傭労働を兼ねるもの一二八萬餘戸中一〇四萬餘戸が小作農乃至自作農によつて占められてゐることは特に注目されてよい。

兼業農家總戸數	自 作		
	農	小作	農
兼業農家總戸數	九六、〇一五 (一〇・四)	一〇一、三五三 (八・九)	三、一八六 (三・四)
農	八八、四三七 (六・四)	五九、二四一 (五・二)	四七、二四四 (五・一)
小作	八、〇七〇 (九・〇)	二九、三九七 (一〇・六)	八三、五五七 (九・〇)
雇傭労働	五九、〇二八 (一三・二)	一三三、五五三 (一三・七)	一八、四五六 (二・一)
その他	一、二四三、三七七 (四三・四)	五三九、七五七 (四六・八)	五三九、九六二 (五五・六)

其の他	合計	農	小作	農
其の他	五七、六六八 (二・一)	三三、〇三三 (三・七)	一八、六二六 (一・八)	一三〇、九三〇 (一四・一)
合計	二、九五六、五三四 (一〇〇・〇)	八九七、九六六 (一〇〇・〇)	一、三三三、六八七 (一〇〇・〇)	九三六、八七九 (一〇〇・〇)

尙、兼業の種類を農業を主とする兼業農家と農業を従とする兼業農家とに分類すれば次の如くである。

農業を主とする兼業農家	農業を従とする兼業農家
林業	一八、一三六 (二・四)
水産業	七三、五三三 (四・四)
工業	一三九、九二九 (八・四)
商業	一五七、一四一 (九・五)
雇傭労働	七九、八七三 (四・三)
その他	二九七、七六四 (一八・〇)
合計	一、六五〇、三七四 (一〇〇・〇)

次に農家總戸數を耕地の所有・非所有を基準として自小作別にみれば次の如くである。

自作農	自小作農	小作農
自作農	一、六九五、八八四 (三〇・七)	一、四六三、三六六 (二六・五)
自小作農	二、四六三、三六六 (四三・八)	二、三六一、三三〇 (四二・八)
小作農	一、四六三、三六六 (二六・五)	二、三六一、三三〇 (四二・八)

〔備考〕「農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば自作農一戸當耕地面積(所有耕地面積)は平均一町二反六畝、自小作農一戸當平均一町二反六畝(所有耕地面積平均六反五畝、借入小作地平均六反一畝の合計)、小作農一戸當(借入小作地面積)平均九反九畝となつてゐる。(昭和七年乃至八年始頃の全國八一三件の調査結果、「農務時報」百十六號所載)

なほ前掲「全國農家一齊調査」によれば自小作別農家戸數は次の如くである。

自作農	自小作農	小作農
自作農	一、六二六、三五七 (三九・九)	二、四〇七、七九五 (四四・二)
自小作農	一、四〇六、八四六 (二五・九)	二、四〇六、八四六 (四四・二)

右自小作農の耕作面積中小作地の占める割合は次の如くで、自作地が六割以上を占めるものに對し小作地が六割以上を占める方が多く従つて自小作農は一般に小作的色彩の強いことを知り得る

最近十ヶ年に於ける趨勢は、「農林省統計表」によれば(昭和十三年を除き)大體において專業農家は漸増し兼業農家は漸減の傾向にあるが、昭和十二年迄の本統計表は「全國農家一齊調査」も附言してゐるやうに專業、兼業の概念規定を曖昧にしてゐるのであるから、この傾向は俄かに之を事實として受取り難いのである。むしろ昭和十三年の本統計の示してゐるやうに事實は兼業農家が漸増の傾向にあり、而かもその内容に於ては雇傭労働を兼ねるものが増加するといつた趨勢がみられるやうである。

のである。

小作地二割未満	戸	三九四、三六六	%	(一六・四)
二割以上四割未満	戸	四八七、三九六	%	(二〇・三)
四割以上六割未満	戸	三〇七、三四四	%	(一二・一)
六割以上八割未満	戸	五二七、九七七	%	(二一・五)
八割以上	戸	三〇〇、八二二	%	(一二・八)

最近十ヶ年間の趨勢をみるに、自作農及び自作兼小作農に於ては大體昭和七年頃迄漸増の傾向が見られたが、以後漸減に轉じその中、自作農は昭和十二年に至つて稍々増加を示した。之に反し小作農に於ては昭和四年迄漸減し以後増加の傾向をあらわしたが昭和十一年より漸減の傾向に轉じてゐる。

耕作耕地廣狭別農家戸數 農家總戸數を耕作耕地の廣狭別にみれば次の如く、經營全體の九割に當る部分が二町未満の土地を耕作して居り、更にその中の四分の三以上即ち七八%が一町にも足りぬ土地を耕作してゐる。即ち我國の農業經營の壓倒的多數は小規模經營若くは零細經營である。(特殊の事情を有する北海道を除けば、この經營の零細性は更に強化される。)

耕作耕地廣狭別農家戸數 (昭和十三年末現在)

五 段 未 滿	戸	一、八九九、七三三	%	(三三・八)
五段以上一町未満	戸	一、八〇六、三七一	%	(三三・七)

一町以上二町未満	戸	一、三三九、二二八	%	(三三・〇)
二町以上三町未満	戸	三三四、〇〇四	%	(五・六)
三町以上五町未満	戸	一三三、三〇一	%	(三・三)
五町以上	戸	七六、四五五	%	(一・五)
計	戸	五、五一九、四八〇	%	(一〇〇・〇)

〔備考〕前掲「全國農家一齊調査」によれば次の如くである。

五 段 未 滿	戸	一、八九九、三三五	%	(三四・三)
五段以上一町未満	戸	一、六二四、五二五	%	(三九・七)
一町以上二町未満	戸	一、四六六、一八六	%	(二六・九)
二町以上三町未満	戸	三三八、八六六	%	(五・七)
三町以上五町未満	戸	二二七、三三九	%	(三・一)
五町以上	戸	七四、七六七	%	(一・四)

なほこれを自作小作別にみれば次の如くである。

自作	戸	四一六	%	一〇〇・〇
小作	戸	五〇四	%	一〇〇・〇
自小作	戸	一九八	%	一〇〇・〇
計	戸	一、一七六、六九三	%	一〇〇・〇

次に耕作面積の各階級に屬する面積をみるに次の如し。

〇・五町未満	町	四三三、九七七	%	三三・三
〇・五町一町	町	一、一七六、六九三	%	三三・〇
一町一町	町	一、八九九、七三三	%	三三・〇
一町二町	町	三三三、〇〇〇	%	三三・〇
二町三町	町	一三三、三〇一	%	三三・〇
三町四町	町	七六、四五五	%	三三・〇
四町五町	町	三三、三〇一	%	三三・〇
五町以上	町	一三、三〇一	%	三三・〇
計	町	五、五一九、四八〇	%	一〇〇・〇

の事情を有する北海道を除けば零細土地所有者の傾向は益々強化される。

所有耕地廣狭別農家戸數 (昭和十三年末現在)

五 段 未 滿	戸	二、四七五、一四一	%	(四八・五)
五段以上一町未満	戸	二、三〇七、五七七	%	(三五・六)
一町以上三町未満	戸	九二七、五四八	%	(一八・一)
三町以上五町未満	戸	三二一、九九四	%	(四・三)
五町以上十町未満	戸	一〇九、九七三	%	(二・一)
十町以上五十町未満	戸	四三、九二四	%	(〇・八)
五十町以上	戸	三、一〇一	%	(〇・六)
計	戸	五、〇八九、三四八	%	(一〇〇・〇)

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、所有者總數は昭和七年迄漸増の傾向にあつたが以後漸減の傾向に轉じた。尚所有耕地の廣狭別にみれば三町未満のものは漸増の傾向に在るに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示しつゝ、あつたが、本年は一町以上五町未満のものが總て増加してゐる。

更にこれを地方別にみれば、五段未満の小地主においては新潟の一〇四、四九八戸最高にあり、廣島、兵庫、鹿児島、静岡、愛知、岡山の諸地方之に次ぎ、又五十町以上の大地主においては、北海道の一、四一九戸を便宜上除外すれば、新潟の二一八戸最高にして、其他秋田、山形、宮城、埼玉の順位である。

一町一町	戸	二、〇〇五、三三〇	%	三六・六
二町一三町	戸	七八、三六三	%	一・三
三町一五町	戸	四三四、九五三	%	七・九
五町以上	戸	六八四、四三二	%	一一・五
合 計	戸	五、四八三、六一〇	%	一〇〇・〇

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、大體において一町以上三町未満のものは漸増の傾向にあるが昭和十一年以降においては二町以上三町未満のものが減少してゐる。一町未満のもの及び三町以上五町未満のものは總體において減少傾向を示してゐる。

又これを地方別にみると耕作規模二町以上のものは東北區一般及び關東區の茨城、栃木、埼玉、千葉、北陸區の新潟等の東北地方、九州區の熊本、鹿児島等に多く、これに反し一町以下の耕地耕作農家戸數は近畿、中國區に多い。

所有耕地廣狭別農家戸數 耕地所有者總戸數を所有耕地廣狭別にみれば次の如く、耕地所有者總數の略々半ばに達するものは所有耕地五段未満の土地所有者に屬し、これに次の「五段以上一町未満」の耕地所有者戸數二割五分を併せれば實に七割五分に及び、これに反して所有地「五十町以上」の「大地主」の比率は一厘にも達せず、「十町以上五十町未満」の比率九厘を加へても未だ一分にもならない。我國に於ける耕地所有者戸數の壓倒的多數は極端なる零細土地所有者である。(特殊

〔備考〕右耕地所有者總戸數の中には耕作に従事せざる耕地所有者即ち「不耕地主」一、〇三二、一四四戸（昭和十三年末現在）を含んでゐる。これは所有者總戸數の二〇・二八%に當る。なほ之を前年に比較すると三五、九三九戸の減少を示してゐる。（昭和十三年農事統計表）これら「不耕地主」は農民とその經濟的範疇を異にするものであるからこれを差引かねばならない。併しこれら「不耕地主」が如何なる所有規模に屬してゐるかは明確ではないが大體三町以上の耕地所有者戸數は「不耕地主」であると見做してゐるやうである。（農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば地主一戸當りの所有耕地面積は全國平均四町六段八畝である）。さうすれば農民的土地所有は何れも三町以下となり特に五段未満の零細的土地所有者がその半ば以上を占めてゐる譯である。

第二節 農家の經營—家計

農林省の「農家經濟調査（昭和十二年度）」によつて農家の經營—家計を自小作別にみるに左の如くである。なほこれは後述の如く寧ろ標準農家以上の農家であるから、總農家戸數の少くとも七割はこれ以下の水準にあることを銘記すべきである。

〔備考〕右調査は農林省が大正十年以來道府縣農會に委嘱し、農家をして其の收支の實情を記載せしめ、毎年其の成績を發表し來つたもので、今左に摘記するものはその最も最近（昭和十二年三月一日より

の總戸數を以て算出した算術平均である。但し三者平均は自作農、小作農及自小作農の各平均を更に平均せるものである。

(イ) 農業用土地面積

農業用土地とは農業經營に使用される年度始現在に於ける一切の土地を謂ふ。同一土地であつて農家と農業以外とに併用せらるる場合はその使用程度に依り、按分しその所屬を定めた。

農業用土地の調査農家平均一戸當面積を示せば次表の如くである。

Table showing agricultural land area statistics. Columns include: 自作農 (Self-cultivated), 自小作農 (Small tenant), 三者平均 (Average of all three), and 畝歩 (Acreage). Rows are categorized by 地 (Land) and 耕作 (Cultivation) with sub-categories like 畑 (Field) and 田 (Paddy).

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

昭和十三年二月末日に至る滿一ケ年間（の成績の概要である。但し豫め注意すべきは、「調査農家は原則として當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未満の耕作地（田畑）を耕作する者の中より之を選定」したものであり、従つて中位的平均的な農家以上の農家が調査客體として選ばれてゐるといふことである。

尚、この調査に於ては、「耕作地の八割以上を有する者は之を自作農とし、其の八割以上を借入れる者は之を小作農とし、其の他の者を「自小作農」としてゐる。

更に調査農家戸數についてみれば次の如くである。「昭和十二年三月一日調査を開始せし農家は三四二戸なりしも、記載能力の缺如、或ひは記載不備等調査技術上の事由に因り調査不能に陥りたるもの、及調査可能なも經濟的事由（風水害、火災、財産の無償授受等）に因る經濟的異常なる状態の發生及事變そのものが當該個別經濟に與へた物的乃至人的な直接的影響、又は農家労働力の都市工業への吸着著しきか、或ひは其の他の兼業部面が比較的多く取入れられ兼業所得が相當多額にして、而も其の兼業が永續的に營まらるゝものと認めらるゝもの、商業的農業の程度が高度なもの等の經濟的事由に因り、當該農家經濟の正常的又は平均的な状態にありと認められ一般的調査客體として不適當なるものは、之を特殊農家として一般的平均外に除外し、それ等の或る部分に特殊地帯農家群として一括して別箇の取扱ひをし、従つて全府縣平均に採用せる農家戸數は自作農八四戸、自小作農一〇四戸、小作農九一戸、計二七九戸（北海道及沖縄を除く）である。「調査成績は特に附記せざる限り……全府縣平均に採用せる農家

Table showing land area statistics by region. Columns include: 耕地 (Cultivated land), 以外 (Outside), 土地 (Land), and 地 (Land). Rows are categorized by 全 (Total), 所有 (Owned), and 借入 (Borrowed).

(ロ) 世帯員及農業労働

世帯員とは調査者及其家族並同居人であつて、年度内に調査者と同經濟關係にあつた者（雇人を除く）を謂ふ。従つて不在の家族と雖も調査者と同一經濟に在つた者は之を含み、經濟の獨立する者は家族と雖之を含まない。

Table showing household and labor statistics. Columns include: 自作農 (Self-cultivated), 自小作農 (Small tenant), 小作農 (Tenant), 三者平均 (Average of all three), and 人 (Person). Rows are categorized by 世帯員數 (Household members) and 農業労働 (Agricultural labor).

であるが、之を農作種別にみれば「家族労働投下量の一般的傾向の中に稲作労働のみは却つて反対の現象を示しむしろ増大の事態にあり、従つて雇傭労働の絶対的増大の中で却つてそれに對する労働は縮少の状態にある。養蠶乃至其の他労働のこれと相對立する様相は稲作乃至養蠶、其の他とのそれ等自らが要求する労働の質的差異に基く必然的現象であつて、前者即ち稲作が、後者即ち養蠶其の他に比して比較的無質な零細労働力にて充足し得るに反し、後者即ち養蠶其の他が要求する労働は之に反して比較的有質的な熟練された所謂或る程度の技術である結果であつて、家族労働力の内部的構成が上述の如く無質的零細労働力化しつゝあるといふ家族労働力の質的變遷過程に明らかに照應する」のである。

(ハ) 農業用資産

農業用資産とは所有、借入を問はず農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物であつて、農家の占有に屬するものを謂ふ。

之等の財産にして農家と農業以外とに併用される場合は、その使用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には「現金及準現金」の中にも農業用財産に含ましむべき部分がある譯であるが、之等は農業用財産なりや否やを決定することが困難なるもの多きを以て便宜之を除外した。

農業用財産の調査農家一戸當價額左の如し。

農においては既に最重要生産手段たる土地を喪失してをり、この限りにおいて自作農よりも更に一步賃銀労働者に接近してゐるのである。

なほこゝで注目すべきは過小農制の本質として土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること(自作農七六・五%、自小作農八一・六%、小作農八四・〇%、三者平均八〇・五%)、即ち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬといふことである。けだしこのことはたゞに自己の利用し得る所の生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力發展を阻止せしめるばかりでなく、高利貸付業と租税制度とをして之等に存在の根據を與へるものだからである。小作人の場合に於ける土地財産とは借入土地の價格を表はす。故に事の性質上その土地財産の殆んど全部が借入土地財産になつてゐるのである。この土地財産の壓倒的優位に照應するものがかの「利子」としての高率なる小作料であつて、こゝでは従つて借地制度を通じて地主への貢納が餘儀なくされてゐるのである。

なほ参考迄に日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」(昭和十四年三月現在)に依つて昭和十四年度に於ける田畑賣買價格をみるに左の如く前年度に比し騰勢更に強化し、田に於いて一%内外、畑において一三%内外の昂騰を演じてゐる。右につき上記調査は次の如く云ふ。

内所	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
	有	入	計	有	入	計	有	入	計	有	入	計
土地	六、〇三三・八	五、九六一・三	五、八三三・五	五、八三三・五	三、〇五〇・四	三、〇五〇・四	五、八三三・五	三、〇五〇・四	三、〇五〇・四	五、八三三・五	三、〇五〇・四	三、〇五〇・四
土地改良設備	二、三三三・九	二、九七六・一	四、八三三・五	二、六八〇・七	四、八三三・五	二、六八〇・七	二、六八〇・七	四、八三三・五	二、六八〇・七	二、六八〇・七	四、八三三・五	二、六八〇・七
建物	五、〇〇九	四、〇二七	四、〇二七	四、〇二七	〇・〇八一	四、〇二七	四、〇二七	〇・〇八一	四、〇二七	四、〇二七	〇・〇八一	四、〇二七
農具	六、四三三・六	四、六五〇・三	三、二一〇・〇	四、六五〇・三	三、二一〇・〇	三、二一〇・〇	四、六五〇・三	三、二一〇・〇	三、二一〇・〇	四、六五〇・三	三、二一〇・〇	三、二一〇・〇
動物	二、〇〇六・六	一、七七一・九	一、四六二・九	一、七七一・九	一、四六二・九	一、四六二・九	一、七七一・九	一、四六二・九	一、四六二・九	一、七七一・九	一、四六二・九	一、四六二・九
植物	一、四三三・八	二、九二一・八	九八・七九	二、九二一・八	九八・七九	二、九二一・八	二、九二一・八	九八・七九	二、九二一・八	二、九二一・八	九八・七九	二、九二一・八
現物	三、〇〇三・八	一、八三三・六	二、三九二・一	一、八三三・六	二、三九二・一	二、三九二・一	一、八三三・六	二、三九二・一	二、三九二・一	一、八三三・六	二、三九二・一	二、三九二・一
土地以外借入財産	五、六六八・七	三、八一三・六	三、九一五・四	三、八一三・六	三、九一五・四	三、九一五・四	三、八一三・六	三、九一五・四	三、九一五・四	三、八一三・六	三、九一五・四	三、九一五・四
計	七、二一三	四、五三三	四、五三三	四、五三三	一、九一五・四	四、五三三	四、五三三	一、九一五・四	四、五三三	四、五三三	一、九一五・四	四、五三三
内所	七、九二九・二	七、三三三・六	六、四一八・三	七、三三三・六	六、四一八・三	六、四一八・三	七、三三三・六	六、四一八・三	六、四一八・三	七、三三三・六	六、四一八・三	六、四一八・三
借入	七、六八八・九	四、三三六・七	一、五五六・四	四、三三六・七	一、五五六・四	四、三三六・七	四、三三六・七	一、五五六・四	四、三三六・七	四、三三六・七	一、五五六・四	四、三三六・七
計	二、二四〇・三	三、〇九六・九	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三	二、二四〇・三

右に依れば農民は農業に於ける最重要の生産手段たる土地の外、粗雑乍ら建物、農具、動物等若干の生産手段をも所有してゐるのであつて、この限りでは彼等農民は獨立小企業者である。彼等の社會的經濟性格はこの意味では資本家的色彩を有するが、前述の如く自ら労働すると云ふ意味では寧ろ賃銀労働者に近い。要するに農民はそれ自體過渡的性質を有するものゝ如く、その上層においては資本家に近くその下層においては賃銀労働者に近いと考へられるのである。特に小作

- 「本年度に於ける普通田の反當賣買價格は五七六圓、普通畑 三三四圓となり、前年度に比し前者は五七四圓一・〇%、後者は三九四圓一・八%の昂騰を示し、又支那事變發生前の價格たる四七〇圓及び二七八圓に比較すれば二二・六%及び二三・四%の騰貴なり。
- 斯くの如く、本年度に於ける田畑賣買價格が昂騰を示したるは主として左の如き原因に基くものなるべし。
- (一) 主として収益方面より觀たる騰貴原因
- (イ) 農産物價格の好調
- (ロ) 低金利の浸潤
- (ハ) 小作争議の減少
- 農林省調査(一月十日迄に報告ありたるものに基づく集計) —
- に依れば昭和十三年度に於ける小作争議件数は三、九〇七件にして、其の昭和十二年度に於ける件數五、三六四件に比較すれば甚しき減少と云ふを得べし。
- (二) 主として需給方面より觀たる騰貴原因
- (イ) 農家の収入増加
- (ロ) 先高見越に因る賣惜み
- (ハ) 股販産業の勃興、都市の膨脹等に伴ひ田畑の工場敷地、住宅地として買収さるゝもの多く、斯かる買収價格が附近の田畑の賣買價格に影響を及ぼしたること
- (ニ) 漬地の増加したること
- 農林省は昭和十三年末に於ける耕地面積が前年に比し農村労働力の不足に因る開墾の減少、工場敷地となりたるもの及び風水害に因り荒地となりたるもの多きことに基き二萬

變	一五二・六四 (一五・七四)	一三三・六三 (一七・五〇)	九一・四一 (一五・六四)	一三六・二五 (一六・三〇)
其	三二・七六 (三・〇八)	一三二・一六 (一三・四四)	一七六・一四 (一七・七二)	一七六・一四 (一七・七二)
計	九六三・六六 (100・00)	七五五・一八 (100・00)	五八四・六二 (100・00)	七四四・四九 (100・00)

これを事變前と比較すれば總體において約七分の増大を示してゐるが、各構成要素についてみればいづれも夫々の項目の貨幣比率の上昇又は下降に照應してゐることが分る。
 なほ前掲農林省「農山漁村経済事情調査」によつて「農家生産米商品化割合及手持米の割合」をみるに左の如くである。

地 主	割	割	割
	七・六	六・六	四・〇
自 作 農 主	割	割	割
	六・二	五・八	三・三〇
自 小 作 農	割	割	割
	四・〇	四・七	二・一〇
小 作 農	割	割	割
	一・九	三・二	一・〇〇
平 均	割	割	割
	三・〇	三・〇	二・六五

農業經營費とは、右の農業總収入を擧ぐるに要したる一切の費用を謂ふ。

農業經營費の調査農家一戸當金額を示せば次の如し。

土地費	〇・三三	〇・〇〇	〇・一六
自作農	〇・四三	〇・四三	〇・四三
自小作農	〇・四三	〇・四三	〇・四三
小作農	〇・四三	〇・四三	〇・四三
三者平均	〇・四三	〇・四三	〇・四三

土地改良設備費	〇・八四	〇・四三	〇・四三	〇・四三
建物費	一九・九三	一五・一三	一五・一三	一五・一三
農具費	三三・九六	三三・九八	一八・六一	二二・八五
種苗費	六・二九	六・七九	七・三四	六・八一
植物減價費	一・一七	〇・三四	〇・一六	〇・五六
畜種費	六・五九	六・八一	五・〇五	六・一五
家畜減價費	三七・二九	一一・八四	七・八七	一九・〇〇
動物減價費	〇・七四	〇・八六	〇・七四	〇・七六
飼料費	六二・二七	五〇・七三	三三・五五	四八・四八
肥料費	一三三・六九	一四四・一四	一二七・九七	一三五・二七
光熱動力費	五・三三	三三・九五	四・二〇	四・四六
薬剤費	三三・九〇	三三・三〇	四・〇四	三三・七五
加工原料費	〇・九五	二・九四	〇・八一	一・五七
勞賃	一七・七四	一八・四五	一一・九七	一六・〇五
負債利子	六・六九	一一・八一	九・〇六	九・三三
諸負債	六六・八二	三五・四三	一一・七〇	三八・三二
小作料	一五・一五	二〇・六六	三五・二六	一九・六九
貨借料	二・四三	三・一九	三・六四	三・〇八
販賣費	八・五七	六・八一	六・八一	七・四〇
其他	一一・〇三	七・九九	八・四三	九・一五
計	四三一・五八	六六三・六三	六二五・八六	四四〇・六六

前述の約一、三〇〇圓内外の總収入を擧げるには平均五〇〇圓内外の經營費を必要とすること右の如くであるが、經營費の中最も大なる部分を占めるものは、前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔及び小作料である。次表を見よ。(但し負債利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものであるが、全部が土地に關するものではないから、次表は正確に土地のための負擔を示すものとは云ひ難い。)なほ經營費は自小作別には總収入の場合と異つて可成りの相違を示してゐるが、この相違は主として右の土地負擔の相違に基くものである。即ち小作に於ける土地負擔は自作の二倍半に上つてゐる。

なほ右の小作料の算出について注意すべきことは、周知のやうにそれが一般的には現物小作料であるが故に、如何なる基準によつて評價されたものであるかといふことである。本調査は之れについて何等の説明もないが、若しこの小作料の評価にして現實の農業生産關係の正しい認識に立脚したものでないとしたら、吾々は右の數字はその儘信頼することは出来ないであらう。

負債利子	一・五五	二・二七	一・四三	一・七六
諸負擔	一五・四八	六・二八	二・〇三	七・〇九
小作料	三三・五一	三三・〇一	五三・二二	三五・四七
計	二〇・五三	四三・五七	五九・六〇	四四・三三

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

なほ日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調(昭和十四年三月現在)」によつて田畑の實收小作料額をみるに左の如く、上田を除き各品等共前年度に比し増騰を示したが、其の増勢は特に畑において顯著なるを認めることができる。右につき前記調査は次の如く云つてゐる。

「斯く田の實收小作料が本年度に於て増騰を示したるは主として(イ)昭和十三年産米が平年作以上の收穫をみたること(ロ)事變發生以來地主、小作人間に協調の氣運濃厚となりたること等に基くものと云ふを得べく、又畑に於ける小作料の増騰の田に比し特に顯著なるは物納を金納に換算したる結果、農産物價格の昂騰が反映したるを主因とするものなるべし」と。

全國平均實收小作料(反當)		増減比較	
昭和十四年	昭和十三年	實	割
田	石	石	石
上	一・二九	一・二九	一・〇〇
中	一・〇六	一・〇五	一・〇一
下	〇・七八	〇・七七	一・〇一
畑	石	石	石
上	三三・一九	三三・〇七	一一・三三
中	一六・九四	一六・〇三	〇・九一
下	一〇・八三	一〇・二四	〇・五九

(備考) 田小作料は玄米を以て表、はし、畑小作料中玄米雜穀を

以て納入するものは金納に換算せり。土地に關する諸経費に次いで大きいのは肥料費であつて、其の割合次の如し。

肥料費 自作農 自小作農 小作農 三者平均
% % % %
三〇・九 二五・五七 二〇・四五 二五・〇三

對する勞賃である、従つてこゝでの計算に従へば農業總收入から農業經營費を差引いた残額即ち農業所得が所謂企業家利潤と所謂自家勞賃とに充てられなければならない(併し實際にはこの残額は小作農においては企業家利潤はおるか自家勞賃さへも覆ひ得ないこと後述の如くである)。

尙、參考迄に農業經營費中の現金及び現物の金額、割合をみるに左の如し。

現物(小作料其他) 減價額(建物及土地 改良設備、農具其他)	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
計	四三三・五九	100.00	五三三・六三	100.00	四三三・一〇	100.00	六〇・九六	100.00
現物(小作料其他)	一八・四三	4.25	三六・三三	6.81	三三・七六	7.77	三三・四九	76.41
減價額(建物及土地改良設備、農具其他)	三九・八六	9.19	四三・三三	8.14	一八・六六	4.31	四・四五	10.31
計	四三三・五九	100.00	五三三・六三	100.00	四三三・一〇	100.00	六〇・九六	100.00

農業經營費を事變前後について比較すれば、總體において四分強を増大してゐるが、經營費の所謂主要項目が悉く平均的增加水準以上にあることは注目すべき事柄であらう。なほ經營費の貨幣部面の増加率は約二分強であつて總額のそれを遙かに下廻り約その半分である。

(八) 家計費

家計費とは、農業經營費及兼業費以外の一切の費用であつて農家の生計に要した費用である。

家計費の調査農家平均一戸當價額を示せば左の如くである。

第一生活費	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
計	六四・〇〇	100.00	六七・三三	100.00	六九・三四	100.00	六六・八一	100.00
住居費	二七・三三	42.55	二七・三三	40.60	二七・三三	39.57	二七・三三	40.98
飲食費	三九・七四	61.94	三九・七四	58.99	三九・七四	57.41	三九・七四	59.91
光熱動力費	三三・〇一	51.56	三三・〇一	49.17	三三・〇一	49.17	三三・〇一	49.99
被服費	八四・〇九	131.58	八四・〇九	124.91	八四・〇九	124.91	八四・〇九	127.71
家具什器費	三〇・〇二	46.88	三〇・〇二	44.58	三〇・〇二	44.58	三〇・〇二	45.53
計	六四・〇〇	100.00	六七・三三	100.00	六九・三四	100.00	六六・八一	100.00

第二生活費	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
計	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00
教育費	二〇・三三	10.15	二〇・三三	10.15	二〇・三三	10.15	二〇・三三	10.15
修養費	二・九八	1.49	二・九八	1.49	二・九八	1.49	二・九八	1.49
交際費	七八・九〇	39.38	七八・九〇	39.38	七八・九〇	39.38	七八・九〇	39.38
嗜好費	三八・八〇	19.37	三八・八〇	19.37	三八・八〇	19.37	三八・八〇	19.37
其他	一六・〇五	7.99	一六・〇五	7.99	一六・〇五	7.99	一六・〇五	7.99
計	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00	二〇〇・三三	100.00

これに依れば「第一生活費」にしろ「第二生活費」にしろその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して「第一生活費」が六四―六九%を占めてゐる事實はその生活が非常に切詰められてゐることを示してゐる。いま試みに農民一ヶ月の生活費をみれば自作農は六・五六人の家族で七四・三九圓、自小作農は六・三四人で六四・二四圓、小作農は六・四六人で五七・九一圓、三者平均は六・四五・五二圓といふ僅かなものである。次に一人一日當りの食費をとつてみれば、自作農一六・八錢、自小作農一六・四錢、小作農一五・三錢、三者平均では一六・一錢となつてゐる。更に第二生活費中の教育費の僅かなことも注目すべきことである。ところで右の如き低度の生活水準を漸くにして可能ならしめてゐるところの極めて僅かの生活費(最低勞賃と見做して差支へない)でさへ小作農においては本來の農業の經營から

は賄はれてゐないのである。このことは農業總收入と農業經營費との差額即ち農業所得と家計費(生活費)とを比較してみれば明かである。

農業總收入	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
計	一、四八・四一	100.00	一、三九・三九	100.00	一、二八・六二	100.00	一、三七・一四	100.00
農業經營費	四三・五九	29.36	五三・六三	38.46	六三・八六	49.64	五〇・〇三	36.44
差引過不足(農業所得)	(十)一、〇四・八二	70.64	(十)八三・七六	59.54	(十)六四・七六	50.36	(十)八七・一一	63.56
家計費	八二・七六	55.43	七二・〇九	51.73	六九・三三	53.90	七三・一一	53.29
差引過不足	(十)二四・〇六	16.18	(十)一五・七二	11.27	(十)四・三九	3.45	(十)一三・八三	10.05

即ち農民特に小作農は所謂企業家利潤は何等之を擧げ得ぬのみならず、その最低賃銀までも喰ひ込まれてゐるのである。このことは彼等の經營の限界たる自家勞賃の確保さへも本來の農業よりしては不可能であることを示してゐる。而かもこれは彼等農民が怠惰であるが故にではない。否寧ろ彼等は過勞と云つていゝほど極めて勤勉でさへある。彼等にあつては勞働生産性の低下は問題ではなくして専ら農業所得の絕對額の増大が追求せられてゐる。それほど彼等の勞働の集約度は高いのである。換言すれば餘りにも過多の勞働が投下されてゐるのである。従つてこゝでは過勞は必至でなければならぬ(農民の「過勞努力」とは正に右のやうな意味において存在するものなのである)。併し農業經營におけるこの過勞にも拘

はらず家計費はその全部を賄はれてはゐない。これは一方では農業総収入が僅少であるからであり、他方では農業経営費が尨大であるからに外ならないが、一言以て之を蓋へば、要するに貨幣経済化せる零細経営の必然的歸結と云ふより外はない。我國の農業機構はその著しく貨幣経済化せる過小農制の故に本来の農業のみを以てしては到底農家を維持することは出来ないのである。

尙、参考迄に家計費における現金關係を示せば左の如し。

現 金	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
現 物	(450.09)	36.0	(330.10)	33.0	(530.03)	35.0	(500.00)	33.3	(330.00)	33.0	(330.00)	33.0
減 價 額	(440.33)	35.2	(340.00)	34.0	(520.00)	34.7	(490.00)	32.7	(320.00)	32.0	(320.00)	32.0
合 計	(890.42)	71.2	(670.10)	67.0	(1,050.03)	70.0	(990.00)	65.0	(650.00)	65.0	(650.00)	65.0

右の数字と、前記の経営費における現金の数字とよりして農家経済に於ける現金關係を知り得るであらう。概して云へば農家の支出の半ば以上は現金支出である。而してこれは農業の市場への依存の程度を表するものに外ならない。

あり、而してこの兼業總収入の壓倒的部分を占めるのは俸給勞賃収入(勤勞收入)に外ならないのである。(自作農六八・五一%、自小作農八一・六〇%、小作農七九・九七%、三者平均七七・一六%)。併し一般に勤勞收入と云つても自作農と小作農とはその内容が異り、後者のそれは殆んど全部勞賃収入よりなるのである。

(農務時報第八十五號「最近に於ける農家経済状況の變遷」參照)。このことは農民特に小作農が何程かの程度において賃勞働者化してゐることを示す一の證左たるものであらう。

なほ農業外収入の中、兼業收入について事變前後を比較してみれば兼業收入は一割二分強の上昇を示してゐる。即ち農家の總収入の中、貨幣接觸の擴大強化は、農業部面よりもむしろ兼業部面において最も顯著であることが窺はれるのである。兼業費もこれに照應して五割二分弱の激増を示してゐるのであるが、これら兼業部面における貨幣経済化の發展は兼業の質的變遷を物語るものであらう。

次に農家一年の總決算として、農家の總収入と總経費、或は同じことであるが、農家の總所得と家計費とを比較すれば次の如くである。

農業に於ける過不足	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
農業に於ける過不足	(+1110.00)	11.1	(+1110.00)	11.1	(+1110.00)	11.1	(+1110.00)	11.1	(+1110.00)	11.1	(+1110.00)	11.1

なほ家計費について事變前と事變後とを比較すれば事變後は約三分強の上昇であるが、農業總収入との關係においては逆に低下し、經營の節減又は合理化が先づ消費部面たる家計費において強化されてゐることが看取される。而かもこの傾向は第一生活費及び第二生活費を通じて貫徹されてゐるが、その減少の比率は前者は後者に比し又ヨリ緩慢であつて生活必要費が弾力性に乏しい特徴的性格を端的に示してゐる。更に家計費を貨幣面においてみればその増加が僅か一分であることは、農家必需品購入價格の急激な昂騰の事實を前にして注目に値しよう。

(ト) 農家の收支

上述の如く、小作農は本来の農業の經營よりしては農家の維持が不可能であるが、この農家の破綻を救ふものが所謂農業外収入である。これは兼業總収入から兼業費を控除した兼業所得と家事収入との合計よりなる。

兼業總収入	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
兼業總収入	1,435.51	143.55	1,660.27	166.03	1,780.23	178.02	1,660.27	166.03	1,435.51	143.55	1,435.51	143.55
兼業費	1,337.77	133.78	1,480.13	148.01	1,580.13	158.01	1,480.13	148.01	1,337.77	133.78	1,337.77	133.78
兼業所得	97.74	9.77	180.14	18.01	200.10	20.01	180.14	18.01	97.74	9.77	97.74	9.77
家事収入	570.84	57.08	460.00	46.00	460.00	46.00	460.00	46.00	570.84	57.08	570.84	57.08
合 計	1,548.35	154.84	1,580.14	158.01	1,960.10	196.01	1,580.14	158.01	1,548.35	154.84	1,548.35	154.84

即ち農業外収入の大部分は兼業總収入より得られたもので

農業外に於ける過不足 (十)1870.00 (十)1960.00 (十)2000.00 (十)1960.00 差引過不足 (十)130.00 (十)130.00 (十)130.00 (十)130.00

これに依れば小作農は約一七〇圓の「剩餘」を生じてゐるが、これはとりも直さず農業外収入就中俸給勞賃収入が最低賃銀を出でない生活費の不足を覆ひ得る以上の収入を擧げ得たからである。併し乍ら一方農業外収入が農家特に小作農の經濟にとつて恒常的且つ不可欠の要素となつてゐるといふ事實は、我國農業再生産の基礎の動搖を意味するものに外ならないであらう。

農家の收支について事變前後を比較すれば事變後は平均約六分を増加して一見農家經濟の好轉を思はすものがあるが、吾々は既にみた如く過大勞働と過少消費が右の如き「好轉」をもたらした有力なる原因であることに留意する必要があるであらう。

尙、右の剩餘額は自小作農の各平均の數であるが、之を個別的にみれば左の如く、剩餘ある戸數の割合は自作農、自小作農に多く、又その剩餘額も自作農、自小作農において大であるが、之に反し小作農においては不足せる農家の割合は自小作農と共に自作農に比して遙に大である。而してその不足額は大部分二百圓乃至百圓未満であるが、吾々はこれが優良農家であることを考へねばならぬ。普通一般の農家特に小作

税種	道府県税				市町村税				諸負擔總額	内諸負擔總額	農業諸負擔	兼業諸負擔
	地租附加税	家屋税	其他	小計	地租附加税	戸数割	其他	小計				
(%)	(15.10)	(9.71)	(3.01)	(10.82)	(3.91)	(9.67)	(4.68)	(18.26)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
昭和八年度	13,377	6,491	1,533	21,399	7,010	19,667	26,677	88,844	100,000	100,000	100,000	100,000
昭和九年度	13,740	3,000	1,991	18,731	7,333	19,881	27,214	88,844	100,000	100,000	100,000	100,000
昭和十年度	12,735	3,000	2,377	18,112	7,333	19,881	27,214	88,844	100,000	100,000	100,000	100,000
昭和十一年度	19,994	2,274	5,881	28,149	11,215	20,000	31,215	88,844	100,000	100,000	100,000	100,000
昭和十二年度	(15.10)	(9.71)	(3.01)	(10.82)	(3.91)	(9.67)	(4.68)	(18.26)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)

家事諸負擔

15.10	10.97	3.01	10.82
-------	-------	------	-------

〔備考〕一、括弧内は農業經營費、兼業費、家計費を何れも100.00とせる各種負擔の割合。

右に依れば諸負擔とは殆んど租税のことであるから（かく云へばとて租税外の公課平均約十三圓は、極めて小さい農家の經濟にとつて決して軽い負擔ではあり得ないこと云ふまでもない）、いま租税についてみるに、課税主體から云ふと、道府縣並に市町村による道府縣税及び市町村税即ち所謂地方税が重要であり、また税の種類から云へば、地租關係の租税及び戸數割、家屋税が重要であることを知る。即ち地租及び戸數割、家屋税關係の地方税が農民の負擔を重からしめてゐるのである。

尙、右の直接税の外に消費税（農林省の調査によれば昭和八年度において調査農家平均一戸當十三圓五十七錢の消費税を負擔してゐる）、關稅等が目には見えぬが農民にかゝつてゐる事實を忘れてはならない。

更に右表より明かなる如く、諸負擔特に租税負擔は自作農に重く小作農に軽いのであるが、これはその階級的地位の相違に基く當然の結果であつて、小作農にはこの代りに小作料といふ遙かに重い負擔があるのである。

最後に最近五ヶ年間に於ける諸負擔總額の狀況をみれば次

の如くである。

年度	自作農	自小作農	小作農	三者平均
昭和八年度	9,236	49,995	22,336	55,653
昭和九年度	9,577	52,588	22,333	55,690
昭和十年度	9,155	53,996	22,005	55,633
昭和十一年度	9,382	59,622	22,503	59,199
昭和十二年度	8,844	48,000	22,270	59,114

第三節 農業被傭労働者

農業被傭労働者數 農林省農務局「農業労働者に關する調査」によつて大正八年における全國農業被傭労働者數をみるに總數三一萬で、内純労働者は三七萬（一一〇％）に過ぎず、他はすべて兼業労働者で、その數二七四萬（八八％）に上る。兼業労働者の中には農業經營者又はその家族であつて賃銀を得て農業労働に従事することある者及び農業以外の事業經營者又はその家族であつて賃銀を得て農業労働に従事することあるものが含まれ、前者は二一六萬、後者は五八萬である。即ち我國農業においては固有の意味の農業労働者は極めて少く、農業における雇傭労働は主として兼業労働者、就中貧農及びその家族によつて擔當されてゐるのである。このことは逆に云へば既に零細農家は本來の農業のみでは生計を維持してゆけなくなつてゐるといふことである。

更に之等農業被傭労働者を雇傭契約の種類から分類すれば月傭労働者は一八一萬（五八％）、季節傭は九二萬（三〇％）、定傭は三八萬（一二％）となつてゐるが、その大部分は農家の家族である（日傭一三一萬、季節傭五九萬、定傭二四萬）。

傭種	男子		女子		計	農業労働者總數に對する百分率
	人	人	人	人		
日傭	1,000,000	647,245	12,911	1,610,336	55.7	
季節傭	2,986,931	80,973	1,881	3,069,785	6.6	
定傭	38,277	24,792	1,812	64,881	0.2	
合計	4,025,208	733,010	3,292	4,761,510	10.5	
純労働者	3,656,577	44,223	1,000	3,701,800	7.8	
兼業労働者	468,631	288,787	2,292	759,710	1.7	
合計	4,124,838	733,010	3,292	4,861,140	10.5	
純労働者	3,187,946	44,223	1,000	3,233,169	6.7	
兼業労働者	936,892	288,787	2,292	1,228,071	2.8	
合計	4,124,838	733,010	3,292	4,861,140	10.5	

〔備考〕一、本表は町村毎に調査したる地方廳の報告に依る。二、日傭及季節傭については大正八年の一年間の狀況に依り、定傭については大正九年十月一日の狀況に依る。

三、表中、兼業労働者とは純労働者に非ざる(一)農業経営者にして賃銀を得て農業労働に従事することあるもの、(二)農業経営者の家族にして賃銀を得て農業労働に従事することあるもの、(三)農業以外の事業経営者の家族にして賃銀を得て農業労働に従事することあるものを包括す。

これ等農業被備労働者は比較的大規模な経営に雇傭されるのであるが、農作においては既にみた如く一般的に云つて零細耕作で自家労働が殆んど凡てを占めてをり雇傭労働力は極めて少い。而かも僅少な雇傭労働力の大部分は農家の家族によつて補充されてゐる。これに反し畜産においては雇傭労働力は可成りの程度に上りその内容も固有の農業労働者であるやうである。この點について昭和五年國勢調査の産業(小分類)別、職業(小分類)別農業有業者数を自家労働者、家族外労働者別(百分比)にみるに次の如くである。

業種	自家労働者		家族外労働者	
	計	非農業的労働者	計	非農業的労働者
農業	96.89	0.01	1.97	1.33
畜産	96.35	0.01	1.95	1.07
小計	96.89	0.01	1.97	1.33
耕作	95.08	0.02	3.45	1.90
自作	98.44	0.00	1.32	0.45
自作	98.74	0.00	0.75	0.68
小作	85.26	0.07	5.01	9.97
計	96.89	0.01	1.97	1.33
小計	96.89	0.01	1.97	1.33
耕作	95.08	0.02	3.45	1.90
自作	98.44	0.00	1.32	0.45
自作	98.74	0.00	0.75	0.68
小作	85.26	0.07	5.01	9.97
計	96.89	0.01	1.97	1.33
小計	96.89	0.01	1.97	1.33

なほ右の中農作について自家労働と雇傭労働との割合の推移をみるに、帝國農會「農業経営調査」によれば「中經營」(耕地面積約三町)、「小經營」(約一町六反)ともに昭和元年以降同十年迄自家労働の割合は漸増してゐる。即ち「中經營」は昭和三年の七一・五%から同十年の八一・六%に、「小經營」は同じく八三・八%から九〇・二%に増大してゐる。かくして我國農業においては零細農民並にその家族による農業雇傭労働力は、家族労働集約化のために相對的に減少しつつあるのであつて、この意味において、農村における潜在的過剰人口は益々潜在的過剰人口を生産しつつあると云はなければならぬ。

農業被備労働賃銀 農業被備労働者の賃銀は次の如くであつて、これを工業労働者の賃銀と比すれば幾分低位にある。更に農作賃銀は養蠶賃銀に比し稍々低い。最近における趨勢としては、昭和五年農業恐慌以來いづれも著しく低落の

畜産	小計	養蠶	養蠶製造
計	69.90	0.91	0.01
養蠶	53.33	2.26	0.04
養蠶製造	44.33	0.04	0.01
養蠶	44.33	0.04	0.01
養蠶製造	44.33	0.04	0.01
養蠶	44.33	0.04	0.01
養蠶製造	44.33	0.04	0.01
養蠶	44.33	0.04	0.01
養蠶製造	44.33	0.04	0.01

傾向にあつたが、昭和八年以降稍々上騰に轉じ、本年は特にその騰貴率が大である。これは支那事變による應召及び都市軍需産業への流出が主として農業被備労働を必要とする零細農民によつて賄はれてゐることを語るものであると共に、事變下において實際に所謂「勞力不足」が存在することを示すものであらう。

(一) 農業賃銀 (農林省、農作賃銀統計表)

年	男		女	
	日	年	日	年
昭和五年	0.77	0.47	0.44	0.48
昭和六年	0.81	0.53	0.53	0.61
昭和八年	1.14	0.66	0.69	0.85
昭和十年	0.87	0.64	0.67	0.65
昭和十二年	1.35	0.95	0.95	1.00
昭和十四年	0.96	0.62	0.69	0.78

(二) 養蠶賃銀 (農林省、製絲職工及養蠶賃銀統計表)

年	男		女	
	日	年	日	年
昭和五年	0.73	0.95	0.68	0.67
昭和六年	0.51	0.38	0.41	0.52
昭和八年	1.05	0.89	0.86	0.95
昭和十年	0.84	0.65	0.74	0.81
昭和十二年	0.84	0.65	0.74	0.81
昭和十三年	0.84	0.65	0.74	0.81

第二章 林業労働者状態

林業労働者については、極く最近の資料たる農林省第十次「山林要覽」に依つてみるより致方ないが、同調査は昭和十二年度の数字であるから昨今の趨勢については右の数字より推測するの外はない。

先づ林業労働者の賃銀についてみるに左の如くである。

日	男		女	
	日	年	日	年
昭和五年	1.09	0.55	0.69	0.64
昭和六年	0.85	0.73	0.69	0.75
昭和八年	1.09	0.89	0.69	1.04
昭和十年	0.85	0.73	0.69	0.75
昭和十二年	1.09	0.89	0.69	1.04

〔備考〕昭和十二年度男一人一日府縣平均賃銀。(但し民有林は昭和十年調、國有林は昭和十二年度使用労働者の總延人員を以て總支拂賃銀額を除き算出したる平均賃銀を以てし、民有林は道府縣の調査に係る普通賃銀を掲ぐ。但し府縣の平均は上記の平均賃銀を算術平均したるものとす。

なほ昭和六年以降の林業労働賃銀の趨勢をみるに左の如くである。

国有林 公有林野官行造林

同 七年	六〇	六〇
同 八年	六三	六五
同 九年	六三	六六
同 十年	六七	七〇
同 十一年	七二	七三
同 十二年	七六	七九

〔備考〕—右は男女平均指数、大正八、九、十年の三ヶ年平均を一〇〇とす。

即ち右の如く林業労働者にあつても勞賃の一般的上昇の傾向がみられるのであるが、併し乍ら之を工、礦労働者の賃銀額と比較するときは未だ遙かに懸隔がある。

第三章 漁民状態

漁業労働者の生活状態については未だ全国的な調査がないやうである。前々年度本年鑑には明石市水産會「漁家經濟基本調査」を紹介したが、本年度は適當な資料が見當らないから之を割愛することとした。

第一部 (労働者状態) 統計表

第一表 労働人口

(其一) 國勢調査に依る職業別人口 (有業者) (昭和五年十月一日)

業種	總數 (有業者)	雇用主		使用人		各業總數
		總數	單獨	男	女	
總數	二九,六九,六〇〇	六,一四九,九〇〇	五,五五五,八〇〇	二〇,〇五五,八〇〇	一九,五七五,七〇〇	一〇〇
農	二一,四〇,一〇七	四,一七二,一六六	三,七六〇,三〇〇	九,二五五,二〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	一〇〇
農耕に従事する者	一三,五五九,四九二	四,一七二,一六六	三,七六〇,三〇〇	六,七三〇,一〇〇	六,六八〇,〇〇〇	一〇〇
畜産に従事する者	六〇,六三〇	一三,二五二	一三,二五二	二,六九四	三,四六五	一〇〇
蠶業に従事する者	三五四,六四四	五五,四五五	一三,一三三	二八八,〇六六	五,〇〇〇	一〇〇
林業に従事する者	一七九,三四二	三三,七一九	三三,七一九	一,一三〇	八,八〇六	一〇〇
水産	三,六六〇	二二,八〇〇	二二,八〇〇	三三,二六六	三三,二六六	一〇〇
漁業に従事する者	五,四六,六二四	一一,八〇〇	一一,八〇〇	二六,四二六	三二,三七八	一〇〇
鑛	三三,三三〇	四,四〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	一〇〇
採炭に従事する者	一八二,五五八	四,四五五	四,四五五	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一〇〇
採鑛に従事する者	三一,八七五	六二七	六二七	三〇,六〇八	三〇,六〇八	一〇〇
石油鑛業に従事する者	二,八四五	三三	三三	二,七九九	二,七九九	一〇〇
土石採取に従事する者	三三,九四四	三,三三六	三,三三六	二,五九九	二,五九九	一〇〇
工	五,六九,六一一	六,六六四	六,六六四	九,七二五	四,〇七七,六八〇	一〇〇
窯業、土石加工に従事する者	一六九,四一四	二二,八五四	二二,八五四	九,七二五	四,〇七七,六八〇	一〇〇
金屬工業、機械器具製造、造船	七〇五,三九五	七四,一三四	七四,一三四	七,七八〇	五,五二二,四八一	一〇〇
運搬用具製造に従事する者						

第一部 統計表

精巧工業に從事する者	五七、九二二	五、七七一	一一、一〇三	四〇、八八八	三六、五五〇	二、二九八	一〇、三	一九、二	七〇、五
化學製品の製造に從事する者	一、二七、五三七	一一、五五〇	七、五〇〇	一〇八、四八六	八四、〇八五	二四、四〇〇	九、〇	五、九	八八、一
紡織工業に從事する者	一、三六、一五三	九四、〇六一	九六、〇六一	一、二七、〇七六	三〇九、二〇八	八六二、八六八	六、九	七、一	八六、〇
被服、身裝品製造に從事する者	四九七、六九五	七二、三四七	一五九、二二五	二九七、一三二	一七五、六九五	九一、四八八	一四、三	三三、〇	五五、七
紙工業印刷に從事する者	二六五、二六三	三四、七八一	三三、三七七	一九八、五五五	一六三、六四七	三四、七〇八	一五、〇	二二、三	七四、八
皮革、骨、羽毛品類製造に從事する者	三三、二一九	四、六〇一	五、三七七	三三、九八一	一八、九六一	四、〇〇〇	一三、九	一六、七	六九、四
木竹草蓆類に關する製造に從事する者	七〇三、三三三	一一、二六六	三〇三、四〇六	三七八、三〇三	三四七、〇八六	四〇、二二七	一六、〇	二八、九	五九、一
製鹽に從事する者	三二、八四六	三、二二二	九六	一九、五四〇	一五、九五四	三、五八六	一〇、一	〇、五	八九、四
飲食料品嗜好品製造に從事する者	四四六、八〇五	一〇七、〇三〇	四〇、五九二	二九八、一八一	二〇七、五三三	九一、六五七	三三、九	九、一	六七、〇
土木建築に從事する者	一、〇〇〇、〇七八	一三三、三七五	五〇九、七三三	五五五、九八二	五五二、六七四	三、三〇八	一三、四	五、〇	五五、六
瓦斯、電氣、水道業に從事する者	二八、六三四	一	一、七六八	二二六、八五六	二二六、七二八	一三八	一、四	一、四	九八、六
その他の工業的職業	一八一、四〇六	一一、三五九	一九、四三三	一四九、六一四	一三三、五八七	二五、〇三七	六、八	二〇、七	八二、五
商業的職業	四、四〇六	五、〇〇六	一、三三三、〇六六	二、三三、〇六六	一、二九、〇六一	六八、七五五	二、五	二七、七	三三、〇
金融、保險に從事する者	三、三三三、二二五	六九、四七四	一、一〇三、六七六	一、四三、〇六五	一、〇三、六七四	四八、三二九	二、四	三、九	四四、七
接客業に從事する者	一、一六、〇四〇	四、八一〇	一三、八三四	四四、一九九	四三、〇〇四	三、一九五	七、八	二〇、七	七二、五
交通	一、一〇七、五三三	二二、〇七二	二二、九七六	七八五、三九二	三三三、〇七四	五八、三二九	二、六	一〇、九	六七、五
運輸に從事する者	九三三、九三三	六〇、九五八	一三三、三〇八	七三三、六二六	七三三、二一七	二九、四九九	六、五	一三、〇	八〇、五
通信に從事する者	一七二、六三二	一	一	一七一、六三二	一三三、八六三	四七、七九九	一	一	一〇〇、〇
公務、自由業	二、〇〇〇、一五二	四八、五八八	一三、五六八	一、八三三、三三三	一、一三〇、〇〇〇	二六九、一八六	二、四	八、五	八九、一
官吏、公吏、雇員	四三六、三九五	一	一	四三六、三九五	四三〇、〇〇〇	六六、三六六	一	一	一〇〇、〇

陸海軍現役軍人	二四三、七九六	一	一	二四三、七九六	二四三、七九六	一	一	一〇〇、〇
法務に從事する者	七、四九二	二、三三九	三、一五四	一、四八九	一、四八九	五五、七	四六、四	一九、九
教育に從事する者	三三三、一九二	一九六	六九九	三三六、二七七	三三三、六三三	一〇一、六七四	〇、一	〇、二
宗教	一五二、二四八	三八五	七、二八一	一四四、五九二	一一二、七九四	二一、七八八	〇、五	四、八
醫藥に從事する者	二六六、六三七	五七、八九六	九、七〇七	二六六、〇三三	二五七、三三九	九八、七〇五	一四、二	五、四、八
書記的職業	四九八、四二八	九	三三	四三九、三三七	四三九、三三七	四〇、〇〇四	〇、〇	〇、〇
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七五	五、二〇七	四三、二六九	四三、二六九	五四、三〇九	九、九八八	四、五	五、九、〇
其の他の自由業	五八、三〇二	三、七二六	二四、四七四	三二、一一二	三二、〇〇〇	七三九	四、六	四、二、〇
家事使用人	六、一五九	一	一	六、一五九	八四、二〇三	六九七、二二六	一	一
家事使用人	七八、三三九	一	一	七八、三三九	八四、二〇三	六九七、二二六	一	一
その他の有業者	五〇、九六六	二、八八二	五二、七一九	五二、七一九	四七、〇三三	六九七、二二六	〇、五	〇、五

(其二) 大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較 (内閣統計局調)

産業	昭和五年人口	昭和五年産業別に依り組替へたる大正九年人口	有業者一萬中	大正九年人口	大正九年に比し増減(△)	割合%
總數	六四、〇〇、〇〇〇	五五、九五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、四六、九三三	二一、三
有業者(1-9)	二九、六九、六〇〇	二七、三〇、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、五八、八三三	二、七
農	一四、一三、〇〇〇	一四、二六、六五二	四、七七一	四、七七一	一、五七、五七〇	三、三
畜産	一五、〇三、九三三	一三、六八、三六九	四、五五九	四、五五九	一、八四、四三四	三、三
林	六二、七七一	四三、五八一	二	二	一九、二〇〇	三、〇
其の他の農業	三、四九、〇七二	三、四八、八六九	一八	一八	一、四六、一〇〇	四、一
林業	二八、一七九	二六、七二八	一〇	一〇	一、四六、一〇〇	五、一
林業	一八、七〇六	一七、九〇三	六	六	八、〇二〇	四、三

第一部統計表

日本労働年鑑

2 水産	568,826	566,600	192	197	111	560
3 鑛業	568,436	566,600	192	197	111	560
4 工業	5,875,991	5,875,991	1,918	1,885	777	1,918
窯業、土石加工業	210,534	210,534	71	79	4	210
金、銅工業	398,916	398,916	135	126	8	398
機械器具製造装置業	2,500,688	2,500,688	85	108	23	2,500
造船業、運搬用具製造業	199,853	199,853	67	71	4	199
精巧工業	56,791	56,791	19	19	0	56
化学工業	178,294	178,294	60	55	5	178
紡織工業	1,488,941	1,488,941	505	528	23	1,488
被服、身製品製造業	471,316	471,316	159	133	26	471
紙工業、印刷業	266,699	266,699	90	76	14	266
皮革竹羽毛品類製造業	33,044	33,044	11	11	0	33
木竹草蓆類に關する業	63,010	63,010	20	14	6	63
製鹽業	3,460	3,460	8	9	1	3
飲食料製造業	495,874	495,874	167	126	41	495
土木建築に關する業	962,733	962,733	33	27	6	962
瓦斯、電氣、水道業	133,562	133,562	44	38	6	133
其の他の工業	65,528	65,528	21	20	1	65
5 商	4,052,652	4,052,652	1,666	1,666	0	4,052

商品販賣業	3,296,147	3,296,147	1,133	889	873	3,296
媒介周旋業	168,010	168,010	77	77	0	168
金融、保険業	183,610	183,610	63	48	15	183
物品貸貸業、預り業	21,912	21,912	7	7	0	21
娯樂興行に關する業	82,289	82,289	28	21	7	82
接客業	1,143,378	1,143,378	86	87	0	1,143
其の他の商業	11,299	11,299	4	4	0	11
6 交通	945,126	945,126	59	59	0	945
交通	945,126	945,126	59	59	0	945
7 公務自由業	2,005,192	2,005,192	319	349	30	2,005
公務	1,001,087	1,001,087	338	291	57	1,001
法務	14,233	14,233	5	3	2	14
教育	388,515	388,515	131	95	36	388
宗教	160,766	160,766	54	33	21	160
宗敎	160,766	160,766	54	33	21	160
著述、藝術、遊藝	251,091	251,091	85	67	18	251
其の他の自由業	60,765	60,765	21	28	7	60
8 家事	801,167	801,167	43	32	11	801
家事	801,167	801,167	43	32	11	801
9 其の他の産業	70,762	70,762	27	22	5	70
其の他の産業	70,762	70,762	27	22	5	70
10 無業	34,830,365	34,830,365	1	1	0	34,830

第一部統計表

(其三) 全國產業別勞働者數 (昭和十四年十二月末現在、厚生省勞働局調)

北海 道 青 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 海 川 山 富 新 神 東 千 埼 群 栃 茨 福 山 秋 宮 岩 青 北
奈 野 梨 井 川 山 海 川 京 葉 玉 馬 木 城 島 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 海 川 山 富 新 神 東 千 埼 群 栃 茨 福 山 秋 宮 岩 青 北

業	工		業		續		業	
	男	女	計	男	女	計	男	女
道	四八,二四〇	一四,一七六	六二,四一六	六五,二八九	三,八六八	七〇,二八四	七〇,二八四	一,九一三
森	八,一三三	二,八五七	一〇,九九〇	二,六三〇	七,三六〇	一七,九二〇	一七,九二〇	一,〇〇〇
手	一八,五四五	五,七五八	二四,三一三	一五,四七六	八,八三六	三三,三一〇	三三,三一〇	一,七二〇
城	八,二四四	五,五一一	一三,七五五	一五,四七六	一,七二〇	一五,一九六	一五,一九六	一,〇〇〇
田	一一,九九一	二,七四〇	一四,七三一	一四,四二七	三,三〇四	一八,〇三一	一八,〇三一	一,〇〇〇
形	九,七〇七	一五,二九〇	二四,九九七	五,一六八	一,〇〇八	二九,八六五	二九,八六五	一,〇〇〇
島	一五,八七八	一六,九五八	三二,八三六	二一,四二七	一一,四〇九	四四,二四六	四四,二四六	一,〇〇〇
城	二九,三三九	一一,一九九	四一,五三八	七,九九三	一,二六七	四二,八三一	四二,八三一	一,〇〇〇
木	一三,五三九	一四,三九八	二七,九三七	六,三二五	一,〇一〇	三四,二五二	三四,二五二	一,〇〇〇
馬	四一,八九〇	四三,〇三〇	八四,九二〇	三,二五三	一,九一〇	八六,八三〇	八六,八三〇	一,〇〇〇
玉	六〇,六〇六	三一,九一九	九二,五二五	一,四八〇	一,〇〇〇	九三,五二五	九三,五二五	一,〇〇〇
葉	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	二九,五〇〇	一,〇〇〇
京	六四,五三三	二〇,〇〇〇	八四,五三三	四,九一〇	一,〇〇〇	八九,四四三	八九,四四三	一,〇〇〇
海	二〇,三三三	四三,〇三六	六三,三六九	四,九一〇	一,〇〇〇	六八,二六九	六八,二六九	一,〇〇〇
川	四〇,三五五	三三,三七七	七三,七三二	六,三二八	一,〇〇〇	八〇,〇六〇	八〇,〇六〇	一,〇〇〇
山	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	五三,二六九	一,〇〇〇
富	一六,六二八	二九,五三四	四六,一六二	二,二〇〇	一,〇〇〇	四八,三六二	四八,三六二	一,〇〇〇
新	一五,四四〇	四三,二二四	五八,六六四	一,五九五	一,〇〇〇	六〇,一六四	六〇,一六四	一,〇〇〇
神	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	五三,二六九	一,〇〇〇
東	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	二九,五〇〇	一,〇〇〇
千	六四,五三三	二〇,〇〇〇	八四,五三三	四,九一〇	一,〇〇〇	八九,四四三	八九,四四三	一,〇〇〇
埼	二〇,三三三	四三,〇三六	六三,三六九	四,九一〇	一,〇〇〇	六八,二六九	六八,二六九	一,〇〇〇
群	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	五三,二六九	一,〇〇〇
栃	一六,六二八	二九,五三四	四六,一六二	二,二〇〇	一,〇〇〇	四八,三六二	四八,三六二	一,〇〇〇
茨	一五,四四〇	四三,二二四	五八,六六四	一,五九五	一,〇〇〇	六〇,一六四	六〇,一六四	一,〇〇〇
福	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	五三,二六九	一,〇〇〇
山	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	二九,五〇〇	一,〇〇〇
秋	九,七〇七	一五,二九〇	二四,九九七	五,一六八	一,〇〇〇	一四,八六五	一四,八六五	一,〇〇〇
宮	一五,八七八	一六,九五八	三二,八三六	二,四二七	一,〇〇〇	一八,二六三	一八,二六三	一,〇〇〇
岩	二九,三三九	一一,一九九	四一,五三八	七,九九三	一,二六七	四二,八三一	四二,八三一	一,〇〇〇
青	一三,五三九	一四,三九八	二七,九三七	六,三二五	一,〇一〇	三四,二五二	三四,二五二	一,〇〇〇
北	四一,八九〇	四三,〇三〇	八四,九二〇	三,二五三	一,九一〇	八六,八三〇	八六,八三〇	一,〇〇〇

第一部 統計表

岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 廣島 山口 德島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 大分

業	工		業		續		業	
	男	女	計	男	女	計	男	女
道	四二,四七三	一四,一七六	五六,六四九	一,四七三	一,四七三	五八,一二二	一,四七三	一,四七三
森	五三,三七七	二,八五七	五六,二三四	三,四九九	一,六二四	五九,九二三	三,四九九	一,六二四
手	一六,九二五	五,七五八	二二,六八三	一,五五〇	一,〇〇〇	二四,二三三	一,五五〇	一,〇〇〇
城	二七,五〇〇	二,七四〇	三〇,二四〇	二,四三三	一,〇〇〇	三一,六七三	二,四三三	一,〇〇〇
田	一九,九三三	二,七四〇	二二,六七三	四,六四五	一,〇〇〇	二四,六二三	四,六四五	一,〇〇〇
形	四六,四六九	一五,二九〇	六一,七五九	一,二七三	一,〇〇〇	六三,〇三二	一,二七三	一,〇〇〇
島	二九,九三三	一四,三九八	四四,三三一	一,九一〇	一,〇〇〇	四六,二四三	一,九一〇	一,〇〇〇
城	一六,六二八	二九,五三四	四六,一六二	六,三二五	一,〇一〇	五二,四八七	六,三二五	一,〇一〇
木	四一,八九〇	四三,〇三〇	八四,九二〇	三,二五三	一,九一〇	八八,一三〇	三,二五三	一,九一〇
玉	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	三,二二二	一,〇〇〇
葉	六四,五三三	二〇,〇〇〇	八四,五三三	四,九一〇	一,〇〇〇	八九,四四三	四,九一〇	一,〇〇〇
京	二〇,三三三	四三,〇三六	六三,三六九	四,九一〇	一,〇〇〇	六八,二六九	四,九一〇	一,〇〇〇
海	四〇,三五五	三三,三七七	七三,七三二	六,三二八	一,〇〇〇	八〇,〇六〇	六,三二八	一,〇〇〇
山	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	一,九一〇	一,〇〇〇
富	一六,六二八	二九,五三四	四六,一六二	二,二〇〇	一,〇〇〇	四八,三六二	二,二〇〇	一,〇〇〇
新	一五,四四〇	四三,二二四	五八,六六四	一,五九五	一,〇〇〇	六〇,一六四	一,五九五	一,〇〇〇
神	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	一,九一〇	一,〇〇〇
東	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	三,二二二	一,〇〇〇
千	六四,五三三	二〇,〇〇〇	八四,五三三	四,九一〇	一,〇〇〇	八九,四四三	四,九一〇	一,〇〇〇
埼	二〇,三三三	四三,〇三六	六三,三六九	四,九一〇	一,〇〇〇	六八,二六九	四,九一〇	一,〇〇〇
群	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	一,九一〇	一,〇〇〇
栃	一六,六二八	二九,五三四	四六,一六二	二,二〇〇	一,〇〇〇	四八,三六二	二,二〇〇	一,〇〇〇
茨	一五,四四〇	四三,二二四	五八,六六四	一,五九五	一,〇〇〇	六〇,一六四	一,五九五	一,〇〇〇
福	二八,〇三三	二四,三二六	五二,三五九	一,九一〇	一,〇〇〇	五三,二六九	一,九一〇	一,〇〇〇
山	二〇,〇一一	六,二六七	二六,二七八	三,二二二	一,〇〇〇	二九,五〇〇	三,二二二	一,〇〇〇
秋	九,七〇七	一五,二九〇	二四,九九七	五,一六八	一,〇〇〇	一四,八六五	五,一六八	一,〇〇〇
宮	一五,八七八	一六,九五八	三二,八三六	二,四二七	一,〇〇〇	一八,二六三	二,四二七	一,〇〇〇
岩	二九,三三九	一一,一九九	四一,五三八	七,九九三	一,二六七	四二,八三一	七,九九三	一,二六七
青	一三,五三九	一四,三九八	二七,九三七	六,三二五	一,〇一〇	三四,二五二	六,三二五	一,〇一〇
北	四一,八九〇	四三,〇三〇	八四,九二〇	三,二五三	一,九一〇	八六,八三〇	三,二五三	一,九一〇

計	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿島	沖繩
計	三,七二二	四,九三三	四,九六七	四,八〇九	九,一三三	一,四三六
昭和十三年末	六,九八八	八,一五五	八,〇八〇	五,七〇〇	九,四三三	一,八五五
同十二年末	四,四〇〇	五,七〇〇	五,四四七	五,三三〇	一〇,〇五五	一,六二二
同十年末	八,六四五	三,四四六	二,九三三	八,六九五	四,六〇八	九七〇
同九年末	二,五二二	三,四四六	四,四六	一,〇六九	七四〇	一,七一九
同八年末	二,三三二	三,四四六	三,三三三	四,四六	一,〇六九	一,一四九
同七年末	一,二二七	三,九八〇	三,三七九	一,〇六九	五,三四八	一,一四九
同六年末	七〇五	一,三六二	五三六	八三二	一,二九二	一,三三三
同五年末	七五	二一	二六	八二	一,二五	一四
同四年末	七〇	一,四〇五	五六二	九二五	一,四二七	一四七

第二表 工場労働者数

(其一) 職工数果年表

(1) 常時五人以上使用工場 (工場統計表に據る)

計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	三,二五,四三二	二,九三,六四一	三,二五,四三二	二,九三,六四一	三,二五,四三二	二,九三,六四一	三,二五,四三二	二,九三,六四一
昭和十三年末	一,九七,八〇七	一,七三,〇三二	一,九七,八〇七	一,七三,〇三二	一,九七,八〇七	一,七三,〇三二	一,九七,八〇七	一,七三,〇三二
同十二年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同十年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同九年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同八年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同七年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同六年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同五年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇
同四年末	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇	一,〇三九,四〇〇

第一部 統計表

計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	一八,一六四	一〇,〇七二	一八,一六四	一〇,〇七二	一八,一六四	一〇,〇七二	一八,一六四	一〇,〇七二
昭和十三年末	二四,一八一	一〇,〇七二	二四,一八一	一〇,〇七二	二四,一八一	一〇,〇七二	二四,一八一	一〇,〇七二
同十二年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同十年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同九年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同八年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同七年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同六年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同五年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二
同四年末	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二	二二,八三三	一〇,〇七二

(2) 工場法適用工場 (工場監督年報に據る)

昭和三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年
十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日	十月一日
三、二一、五三〇	二、八七、五三三	二、四七、〇五〇	二、三三、九六七	二、〇八、〇七三	一、八二、六七〇	一、六六、五三三	一、六八、五九九	一、七〇、一八九	一、八六、七〇五

〔備考〕昭和四年以降施行規則第二七條適用工場の分を含む。

第三表 労働異動

(其一) 失業状況 (推定) (厚生省職業部調)

(1) 昭和十四年月別表

月	給料生活者		日傭労働者		其他の労働者		合計	
	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率
一月	一、八六七、二五	二〇・五	一、七六三、四九三	二〇・一	四、五三、五三七	一五・五	八、一七三、二七七	二〇・六
二月	一、八九六、八一	二〇・四	一、七八五、〇九七	一九・七	四、五六一、八五四	一五・四	八、二四三、七六三	二〇・六
三月	一、九〇九、一六九	二〇・四	一、七九三、九四八	一九・五	四、五九一、一五一	一五・四	八、二九三、二六八	二〇・五
四月	一、八九九、四〇三	二〇・三	一、七八六、七〇五	一九・六	四、五七五、二七七	一五・四	八、二六一、三八三	二〇・六
五月	一、九〇四、七二	二〇・〇	一、七八八、九六一	一九・五	四、六二一、六二四	一五・三	八、三二一、三二八	二〇・五
六月	一、九一三、八七一	一九・八	一、八一三、一三三	一九・五	四、六七七、四二二	一五・二	八、四〇四、四一七	二〇・三
七月	一、九一九、一一	一九・七	一、七九一、三三六	一九・三	四、六八八、六八九	一五・一	八、四〇〇、五三七	二〇・二
八月	一、九二二、九三〇	一九・七	一、七四五、四四三	一九・二	四、六八一、三三一	一五・〇	八、四九一、六八四	二〇・一
九月	一、八八一、一五四	一九・六	一、七四四、一七七	一九・〇	四、六四一、七三七	一五・〇	八、三九〇、〇八八	一九・九
十月	一、九二九、四六五	一九・四	一、七四三、一〇四	一九・〇	四、七六二、八二二	一五・〇	八、五〇一、八五一	一九・八
十一月	一、九三六、一四〇	一九・四	一、七五五、三〇九	一九・〇	四、七三〇、三三四	一五・〇	八、五二一、八五一	一九・七

(2) 累年比較

昭和	俸給生活者		日傭労働者		其他の労働者		合計		
	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率	
昭和七年十二月	一、六九三、七三四	四〇・九四	一、七七一、七三五	一九・八三	一、〇〇、八八	三、七八八、九三三	四〇・五	七、二六三、三九二	四〇・三
同八年十二月	一、七三〇、九九三	四〇・〇一	一、七八九、七五六	一九・三、五二	一、〇〇、三三四	三、八九九、三七五	三三・五	七、七二〇、一三四	三三・二
同九年十二月	一、七三八、九三三	三六・五七	一、七八五、三六七	一九・六、四二	九〇、八九	三、九九三、八八	二二・九	七、五二七、一一二	三三・五
同十年十二月	一、七八七、〇二	三六・八	一、八二六、〇九八	一九・六、六八	九〇、三四	四、一七四、八〇	二二・三	七、七七八、〇〇〇	三三・三
同十一年十二月	一、八二八、七七	三六・五	一、八二八、八七	一九・四、九	八〇、四三	四、二五〇、九八〇	二二・四	七、九一八、五三四	三三・三
同十二年十二月	一、八八八、九八〇	三五・八	一、八六四、四四二	一九・八、八九	六〇、九七	四、二八八、六三四	二二・四	八、〇二二、〇四六	二七・〇、四一八
同十三年十二月	一、八五四、九九七	三七・七	一、七四三、〇八六	一九・三、七七	五〇、九〇	四、三三三、四八六	二二・〇	八、一〇〇、五六九	二七・〇

第四表 家計調査 (内閣統計局調)

(其一) 労働者家計調査 自昭和十三年九月至昭和十四年八月

(1) 収入階級別一世帯一箇月平均實収入内譯

世帯	世帯人員	總數		未滿		未滿		未滿		未滿		未滿	
		總數	人	未滿	人	未滿	人	未滿	人	未滿	人	未滿	以上
一世帯平均	總數	四、四三、七三	一、〇六三	五〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一世帯平均	總數	四、四三、七三	一、〇六三	五〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

第一部 統計表

14.4
1039

昭和十六年九月二十日 印刷
昭和十六年九月三十日 發行

本邦勞働者及農事情
【非賣品】

大塚社會問題研究所
高野岩三郎

東京市神田區保町一ノ三九
永田周作

東京市京橋區榮地一ノ三
熊谷敬一

印刷者

發行所

東京市神田區神保町一ノ三九
電話東京二二六二(四番)
電話神田二一六一(五番)

栗田書店

(印刷所印刷會社株式會社)

出 支		出 支		日本勞働年鑑
出	支	出	支	
其掛負質貨保無貯	其掛負質貨保無貯	其掛負質貨保無貯	其掛負質貨保無貯	
○買返	○買返	○買返	○買返	
他拂還金	他拂還金	他拂還金	他拂還金	
11.8	14.9	1.7	0.0	27.1
0.3	10.3	0.2	0.8	6.3
0.4	16.9	0.8	1.3	8.7
0.5	9.3	0.3	0.6	11.0
0.9	14.5	0.3	0.8	13.2
0.9	23.9	1.9	4.5	15.8
1.5	16.8	0.0	6.0	26.3

14.4
1039

